

### 第三章 近世社会の展開



天明4年奉納船絵馬

- 第一節 幕政と藩政の展開
- 第二節 兵庫津と商業
- 第三節 村落社会の動向
- 第四節 農業と在方産業の展開
- 第五節 酒造業の展開
- 第六節 近世中期の海運と浦船
- 第七節 交通・通信網の展開

## 第一節 幕政と藩政の展開

### 1 享保の改革

#### 財政改革

享保元年（一七一六）、紀州藩主から八代將軍となった徳川吉宗は、延享二年（一七四五）に將軍職を退くまでの約三〇年間、強大な將軍権力を背景として、財政改革、これを遂行する行政機構の整備、法制の改正等を中心に幕政全般にわたる諸改革を行った。

幕府財政は、五代將軍綱吉の頃の累積債務に折からの不作も加わり、享保七年以降極度に悪化し、旗本・御家人への俸禄支給にも支障をきたすようになっていた。そのため幕府は、同年、諸大名に対して高一万石につき一〇〇石の上米あけまいを命じ、これを旗本・御家人に支給する切米・扶持米にあてた。同時にこの代償として、参勤交代で江戸に在府すべき一年を半年間に短縮し、この措置を享保十五年まで続けることで、当座の財政難をしのいだ。

一方、享保七年には、新田開発可能な土地があれば、幕府領・私領が入り組んでいる所でも所定の手続きをもって願ひ出た者には開発を許可する旨の高札を江戸日本橋に立て、町人資本の投下による開発を促し、



写真 59 八部郡山田 8 カ村連印定免請願書 (部分)

同十一年には新田検地条目も施行した。その結果、享保七年までは四一〇万石弱であった幕府領石高が、吉宗が將軍を辞した延享二年には四六〇万石余へと大幅に増加することとなった。この段階にできた主要新田としては、越後国の紫雲寺湯新田のほかに、元文元年(一七三六)の検地で一万二六〇〇石余を打ち出した武藏野新田、縄請反別が七〇〇町歩余といわれる武藏国足立郡の見沼新田などが挙げられ、関東地方に大規模

なものが目立つ。兵庫県域でも、北摂の川西地方、播磨国加東郡などで、享保改革期に集中的な新田開発の行われたことが『兵庫県史』にみえるが、神戸市域での新田開発は、むしろ一七世紀後半がピークと見られ(122頁)、享保改革期に大規模な新田開発が行われた形跡はない。

幕府は、こうした新田開発と並行して、年貢の増徴と財政の安定化を意図し、従来の年貢収納の在り方も大きく転換させていく。まず第一は、享保七年頃から定免制じょうめんせいを採用するようになることである。定免制とは、過去数年間の収穫量の平均を基礎として、年貢量を一定にすることである。これは、役人を派遣して稲穂の実り具合を調べたうえで年ごとの年貢量を定めてきた従来の検見法が、役人の接待のために費用がかかるうえ、農期を逸したり、役人の不正が絶えないなど多くの問題を抱えていたため、これを是

表 48 西小部村の年貢率

年代	村高	毛付高	取米	年貢率	備考
元禄 5(1692)	石 347.812	石 320.999	石 204.166	% (63.6 %)	
正徳 5(1711)	347.007	346.914	192.589	55.5 (55.5)	
享保 2(1717)	〃	343.365	199.529	57.5 (58.11)	
〃 6(1721)	〃	346.914	208.204	60.0 (60.02)	この年のみ皆銀納
〃 12(1727)	〃	〃	〃	〃 (〃)	享保 9～13年定免
寛保 1(1741)	〃	329.779	207.761	59.87(63.00)	定免
文化11(1814)	〃	346.914	183.882	52.99(53.01)	文化 5～11年定免

(注) 年貢率の( )は毛付高に対する割合。

資料:「内田家文書」

正しようとして採用されたといわれる。しかし現実には、年貢率を引き上げること、年貢増徴の有力な手段とされ、かつ一定の年貢量を恒常的に確保し得る点で、幕府財政の安定化に寄与するものであった。またこの時期、定免法と並んで「有毛<sup>ちりけ</sup>検見法」という新たな年貢取形態も登場する。従来の検見法は、近世初期の検地で定められた田畑の等級を基準とした基本年貢量から、不作時の検見によって損毛分を差し引くというものであった。しかし有毛検見法は、これを改め、上中下の等級にかかわらず一筆ごとに坪刈りを行って収穫量を算定するという方法である。これは、近世初頭以来の農業生産力の発展により、初期検地段階の田畑の等級がもはや実情に合わなくなっていたことへの現実的対応であるともいえる。有毛検見法もまた、農業生産力の発展を確実に把握することで、年貢増徴を果たす手段となった。さらに幕府は、畿内幕府領農村に対して、従来の三分一銀納値段に増金を付加するなどの方法をとることによっても、年貢の実質的な増徴を図っている。

こうした、享保期における一連の年貢増徴策の結果、幕府領の年貢は、享保元年～八年の平均一三七万五千石余から、延享三年～明和元

第一節 幕政と藩政の展開

表 49 西代村の年貢率

年代	村高	毛付高	取米	年貢率
正保 2(1645)	石 454.650	石 442.322	石 291.431	% 64.1
寛文13(1673)	〃		286.430	63.0
天和 2(1682)	〃		〃	〃
享和10(1725)	455.471	455.271	278.007	61.04

資料：「西代協議会文書」

年（一七六四）の平均一六五万四千石へと、二割以上の増加を示すことになった。市域幕府領の村々でも、享保中期以降には定免制が採用され、例えば西小部村（表48）に見られるように、享保六年（寛保元年（一七四一））の年貢量は、それ以前に比べて増加しており、しかも二〇七〜二〇八石台に固定している。また年貢率も、村高の六割を維持しており、享保改革期の幕府年貢政策が裏づけられる。

しかし、同じ幕府領でも西代村では、近世初頭より年貢率が六割を超えており、享保期に至り年貢量・年貢率ともに、むしろ減少する傾向さえも示している（表49）。これらの理由については明らかでないが、今後さらに検討されるべき課題であろう。

さて幕府領の各村で集められた年貢米は、とりあえず村の郷蔵に保管されたあと、幕府の指示によって江戸の蔵か大坂城または二条城の蔵かに収められたが、例えば八部郡の場合は村からいったん兵庫津に運ばれている。この村からの搬出を当時津出しといい、およその予定日限に合わせて村の責任で行われた。兵庫でももちろん一時蔵に保管されたが、商人の蔵が利用されたので蔵敷料がかかった。専用の蔵が建てられたのは幕末である。江戸へ運ぶ場合は廻米、大坂・京の場合には詰米と呼ばれたが、兵庫からはおよそ郡単位に幕府領の村々が組み合わさって一体となり、選ばれた納庄屋が年貢米に付き添って、三カ所のうちその年幕府の指示する蔵へ送付した。江戸へは廻船で、大坂・京の場合も船が利用されたが、二条城へは淀川沿いの鳥羽辺から陸送された。納庄屋は、指定された蔵で年貢米

を納付する時、数量不足や搬送途中での濡れ損・俵くずれなどの痛みの処理に当たった。この分は納付側の責任とされてその費用は組合村々が負担したが、五里以上に及ぶ運送費は幕府がもつ原則で後で精算された。江戸まで出向いた納庄屋が、無事納付を終えたあと、江戸土産に浅草海苔を買って陸路旅を重ねて帰村した時の記録などを残すこともある。

幕府は、財政改革の一環として通貨政策にも着手した。

貨幣改鑄についてはすでに、正徳四年（一七一四）、新井白石の建議した「改貨五原則」に基づき慶長金銀と同質の正徳金銀が発行されていた。しかし、新旧貨交換は遅々として進まず、これを引き継ぐことになった享保三年「新金銀通用令」を出して、享保八年以降は旧貨の通用を禁じるとともに、その後は金銀座において旧貨を貨幣ではなく潰金銀の価格をもって引き取る旨の触書を出し、ほぼこれを達成した。こうして、通貨統一が完全に実現されたとはいえぬまでも、通貨の混乱を收拾するという幕府の目的は、このころ一応達成されたとみることができよう。

しかし、この享保初期の通貨収縮策は、全体的な緊縮財政とあいまって社会に不況をもたらすことになった。そこで、元文元年、幕府は「世間の金銀が不足しているため、貨幣の流通が円滑に行われていない」として、貨幣改鑄を断行した。この時発行された文字金銀は、正徳金銀より質は劣ったが、幕府はこれを正徳金銀と対等に通用すべきことを命じた。ただし、金銀座での新旧貨引き替えにあたっては、金は六割五分、銀は五割の割増をつけることで通貨量を増加させ、不況緩和を図った。この文字金銀は、ほどなく安定し、金は文政二年（一八一九）まで八三年間、銀は同三年まで八四年間変更なく流通し、慶長金銀を除くと最も安

定した通貨であったといえる。正徳期以来の幕府の念願であった通貨の安定が、この時期に至って漸く実現したといえよう。また同時に、大量の鑄銭も行われ、銅銭・鉄銭をあわせて近世の総鑄銭量の半分ほどが、元文元年以降一〇年の間に鑄造されたといわれる。金銀貨安定の背景には、この歴大な鑄銭の効果があつたのである。

#### 行政機構と

#### 法制の整備

幕府は、前項で述べたような財政再建の課題を果たすために、勘定所機構の整備・確立にも力を注いだ。まず享保六年勘定所が、公事訴訟を中心とする臨時的問題を担当する公事方と、年貢・金銭出納など恒常的事項を担当する勝手方とに分けられた。翌七年には、老中水野忠之が勝手掛に任じられるとともに、勘定奉行・同吟味役が、ともに公事方・勝手方いずれかの部門を一年交代で専門に担当する体制を整え、さらに、翌八年には、勘定組頭や勘定衆らの吏員がそれぞれ五つの係に分かれ、専門分化した仕事を担当する体制も整備された。

一方、同年定められた足高としだかの制は、各役職ごとに基準の家禄（役高）を設定し、それに達しない家禄の者には、在職中のみ禄を足して支給するというものであり、少禄の者にも高い役職につく道を開くことになった。この足高の制によって現実に登用された人材の多くも、勘定所の役人たちであった。こうして、財務・民政を担う勘定所機構は、享保期半ばの段階で、ほぼ確立したといえよう。

以上のような機構改革と並んで、訴訟裁判制度の改正・整備も図られた。その第一は、刑罰の相対的な緩和である。その手始めとして、まず享保五年、耳そぎ・鼻そぎといった肉刑に代えて、新たに敲たたきの刑が創設された。翌六年には、追放刑を制限すべき旨が布達され、原則として従来（元禄）の追放刑に該当する罪には、科料

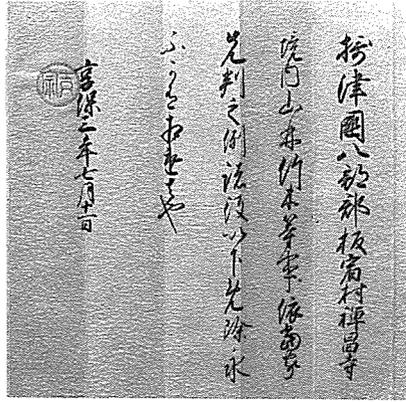


写真 60 徳川吉宗朱印状(部分)

(罰金)を課することにした。

また、庶民に対する親族の縁坐も原則として廃止され、拷問も、重罪容疑者で証拠明白な者の自白を得るためにのみ認められることとなった。耳そぎ・鼻そぎの刑や追放刑、あるいは縁坐の制などは、いずれも戦国期以来の刑罰の名残りであり、近世前期までは広く行われてきた。しかし、大都市の発達と、窃盗、博奕、売春といった相対的には軽微な犯罪が多発する当時の状況下で、それらの刑罰では十分対応できなかつたり、効果を期待できない事態に立ち至っていたのである。とりわけ追放刑の場合は、追放になった後も大都市に紛れ込んで再び罪を犯す者が多く、縁坐も、たとえば江戸で起こった主殺しの場合などは、本人のみならず、遠い郷里に住み事情も知らなかつた親・兄弟・おい・めい・いとこなど、乳幼児を含む広範な親族まで、斬首のうえ獄門とされるなど、苛烈極まるものがあつた。庶民の縁坐の廃止や拷問の制限等は、享保改革期の刑罰改編が不十分ながらも一定の合理的方向性を持っていたことを示しているといえる。

第二は、上方八カ国の民事的訴訟の管轄権を再編成した点である。従来、上方八カ国の刑事・民事にわたる裁判権については、京都町奉行(山城・近江・丹波)、大坂町奉行(摂津・河内・のちに播磨)、奈良奉行(大和)、堺奉行(和泉)が、それぞれの国支配を基礎とする固有の裁判権を有していた。しかし、民事訴訟のうちでも、

「地方公事」（山論・水論など係争地に密着した争い）と、寺社に関わる訴訟に限っては、上方八カ国の代官を管掌・支配する京都町奉行に、その管轄権があった。しかし享保七年、幕府はこれら「地方公事」と寺社に関わる訴訟についても、八カ国を四カ国ずつに分け、摂津・河内・和泉・播磨の四カ国のそれは、従来の京都町奉行所から大坂町奉行所へ移管する旨を布達した。これにより、撰・播の人々は、山論・水論訴訟のためにわざわざ京都へ赴く必要はなくなり、刑事・民事を含めて両国内の、幕府領・私領の農民が入り組んで争う事件・訴訟の大半は、大坂町奉行所が裁くことになったわけである。

このような刑罰規定の緩和や民事訴訟管轄の改編などは、そのほかの法制整備の諸成果とともに、寛保二年に一応の完成をみた『公事方御定書』に集約される。『公事方御定書』は、この後幕末に至るまで、幾度か手直しされつつも大筋においては変更なく、近世裁判制度の基礎として生き続けることとなった。

『五畿内志』 享保の改革は將軍吉宗の在任が長期に及んだことにもかかわり、長期かつ広範囲な展開をみせた。その中に従来あまり注目されていないが、幕府による『五畿内志』の編集がある。

正式な名称は『日本輿地通志畿内部』であるが、『日本輿地通志』のうち、板行され流布したものが畿内部（全六一巻二五冊）だけであったところから『五畿内志』と称されている。成立については巻首に掲げられた編者並河誠所の上書から、享保十四年以來五カ年を費やして完成したことがわかる。山城にはじまり大和・河内・和泉・摂津の五カ国に及ぶだけに、当然その程度の日数は要したかと思われるが、実際に並河はその編集に際して、各地を巡歴して古文書、古記録から伝承、歌謡などを収集している。

その足跡は享保十四年五月にまず確かめられる。この時京都町奉行の名で、「浪人並河五市郎という者が、

五畿内志という書物を編集するため五畿内を廻り、所々において旧記などを尋ねるので、所の者は詳しく答えるように。神社、寺院などでも書類を見たいといえば必ず見せるように。また宿所は在町、寺社どこでも宿を貸し、賃銭を取ること。寺社奉行、勘定奉行の印証を持参しているので、支障のないように」との廻状が触れられている。そして河内では七月十二日並河の一行五名が志紀郡国府村に投宿し、十三日には菅田八幡宮内不動院に姿を現わし、近隣の菅田、古市両村に水帳（検地帳）の提出を求めている。その上で字名、陵墓、氏神、古跡などを尋ね、その後は近在の片山村に泊り、石川郡へと移動している。

ところで翌十五年五月、並河は河内丹南郡島泉村で雄略天皇陵の北方にある小塚は忠臣隼人塚だとして、同村に石碑を建てることを勧めている。村方ではその指示に従い地頭役所や大坂町奉行所と折衝の上、十一月に建立し、並河自身翌十六年五月大和への道筋でその建碑を見分している。並河らの一行が旧記類を調べるとともに、史跡の指定を行っていることとして注目される。

神戸市域では、これより後の元文元年、やはり並河らの式内社に社号碑を立てたいという建言を基に、幕府の指示によって進められた摂津国二〇カ村での建碑事業のなかに、有馬郡西尾村と菟原郡五毛村が含まれている。西尾村の場合は有間神社の「有馬社」という社号碑で現存しており、『有野町誌』では、当時この事業に協力した資金主の一人「菅広房建」の刻文が台石にみえること

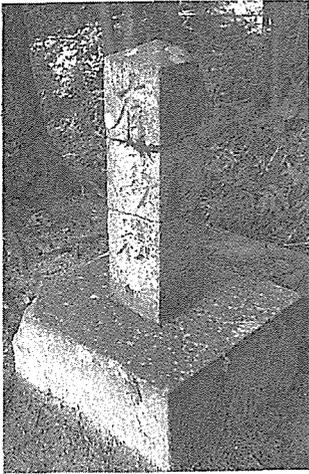


写真 61 有馬社碑

を載せている。五毛村は河内国魂神社である。

当時は天満宮と称していたが、元文元年九月十四日呼び出しを受けた庄屋治助が大坂町奉行所で申し渡されたのは、「並河誠所の建言によって、その方の村の神社に石碑を建てるようになったから、赤川村(大阪市)武右衛門に相談するように」ということであった。武右衛門に相談

すると、「河内国魂社」という社号の碑を建てよということなので、とにかく建てたという。翌年四月完成して届け出たとき、ようやくそのいわれを聞くことができたという状況で、村民にとっては唐突なできごとであったことがうかがえる。しかし以後も地元ではむしろ五毛天神の名で親しまれている。

**西撰での** さて撰津では十五年五月一日、並河らは西須磨村庄屋宅に止宿し、翌二日には兵庫を通過する  
**並河誠所** さいに來迎寺に立ち寄り、宝物などを一覽したうえで二ツ茶屋村に向かっている。そして近隣

の荒田・兵庫・坂本・走水・神戸・花熊・宇治野・城ケ口・生田・生田宮村の各村に対し水帳、明細帳や寺社の古記録を八部郡二ツ茶屋村庄屋宅まで持参するようにと求めている。また兵庫の福海寺、福殿寺、薬仙寺も、宝物を二ツ茶屋村に持ち運んでいる。周辺の村々から検地帳や明細帳、古記録を自分の滞在先に持参させて調べるやり方は、河内でみたと全く同じ方式である。菟原郡御影村には五月四日、並河一行に提出した書物の控が残されているが、そこには支配ごとの村高、新田高、東西の隣村名と、常願寺・西方寺の本



写真 62 河内国魂社碑

尊、氏神熊野三社権現の祭神などが書き連ねられている。

並河らが兵庫を通った折、兵庫の三方名主惣代はその応接に当たっているが、その時の記録によると、一行は並河に門弟、下男、草履取、挟箱持各一名の五人からなり、並河の年齢は六〇歳ほどとしている。またこの時は風雨で須磨村より駕籠でやってきたが、天気がよければ村方で駕籠を出しても乗らないと記している。

並河五市郎（名は永、号は誠所）は寛文八年（一六六八）の生まれ。享保十五年（一七三〇）には六二歳となるので、兵庫人の觀察は正確である。祖先は丹波国桑田郡並河（京都府亀岡市）から出たが、曾祖父の代で京都に移り住み、五市郎は若くして伊藤仁斎に学んでいる。その後遠江国掛川井伊氏の藩儒、武蔵国川越秋元氏の藩儒に転じ、その辞職後江戸で教授していた。『事実文編』三二によると友人の関祖衡とともに企画し、彼の死後その中心となって『五畿内志』編集の幕命をうけた。弟天民も仁斎に学び、仁斎亡きあと師のあとを継いで門人を教えている。

『五畿内志』は編成や文体を中国の『大明一統志』にならい、各国志の冒頭に略国図をのせ、総説ののち郡別に郷名、村里、山川、関梁、土産、藩封、神廟、陵墓、仏刹、古墳、氏族、文苑の順に記述している。各地を踏査して資料を求める編集方法はそののち文化七年（一八一〇）から着手された『新編武蔵風土記稿』などの地誌編集にも、影響を与えたといわれる。また記述内容もかなり精密で、後世の五畿内に関する地誌、名所図会類に盛んに引用されている。

並河一行が畿内を廻った享保十五年から数えて一五年後の延享元年、時の勘定奉行神尾春央が、上方筋を

巡見している。この時神尾は新しい徴租法を強力に推進して年貢増徴策を各地で講じ、その強引さは「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」（『西域物語』）という彼の言葉とともに後の世において語られている。だが残念なことに市域ではわずかに御影村記録のなかに、十一月十五日神尾が堀江荒四郎とともに巡見したと伝えるぐらいで史料は乏しい。

## 2 明和の上知

**大和小泉藩** 明和六年（二七六九）幕府は突如、西摂海岸寄り村々三〇余カ村一万七千石余を幕府領に編入領の上知 することにした。御影村は尼崎藩（松平氏）と大和小泉藩（片桐氏）の相給地であったが、この

時ともに上知されている。そのことを小泉領庄屋は、村の書継記録の中で次のように記している。

本年私領より御料に相成り、御代官辻六郎左衛門様当分御預り所に相成り、三月御渡しに相成り、大公料に相成り候ては御検見帳出来申さざる故、庄屋五郎兵衛、年寄平左衛門・孫右衛門、頭百姓松右衛門骨折にて、新御検地帳相仕立て、夫より相用い申し候

幕府への収公に伴い、これまで使われていた検見帳が不用となり、村役人が骨折って新たに検地帳を作成したというのである。上知に伴い年貢収納のシステムが変わるので、そのため帳簿をも更新しなければならぬ。

一方この頃、領主である片桐石見守が江戸参府のため出発することになり、御影はじめ三カ村の村役人は

わざわざ暇乞いのために大和小泉へ連れ立って出かけている。三月十三日に撰津を立ち、十五日小泉城下大手の川先塀の南側で暇乞いをするのだが、その光景を次のように記す。

御殿様乗物より御下り、くれぐれ御名残をおしみ成され、御出立の跡にて酒給べくれ候様仰せ付けられ、御出立遊ばされ候、皆々なみだをながし有難く存じ奉り、夫より御使者の屋敷にて御代官原平右衛門様御取り持ちにて、御酒頂戴仕り、いろいろ御馳走にて御座候

あたかも親子の別離のようなシーンである。同村が大和小泉領に入ったのは慶長十九年（一六一四）。以来一五〇余年の長きにわたってつづいた領主―農民関係は、両者の間にこのようなしみじみとした情景をかもし出させている。上知は、その関係をも一度に断ち切ったのである。

明和六年神 神戸村には村方で書き継がれた日記、「留日記」とも「諸事御用留帳」とも記された記録が戸村日記 残っている。同村が尼崎藩から離れて幕府領に移った明和六年の日記から、上知前後の様子を拾ってみよう。

上知の報が神戸村に届いたのは二月二十一日のことで、この日大庄屋住吉村山本八郎左衛門から「急ぎの用談があるので、明二十二日四ツ時（午前十時）までに拙宅に集まるように。もっとも格別の御用の旨だから、庄屋中のこらず出席されたい」との廻状が届いた。翌日大庄屋山本宅に赴いた庄屋たちは、「此度御領分今津村より兵庫津までの浜手の内の村々は、領地替えを申し付けられたのでその旨心得るように、なお引渡し済むまではこれまでの通りである」と申し渡されている。

当日の記事はこれだけのものです、この度の領地替えに対する村人たちの反応を知ることができない。



写真 63 明和6年神戸村「諸事御用留帳」(表紙)

領地替えが行われるまではこれまで通りといいつつも、領地替えに向けての指示が、その後相次いで出されている。二十三日には「村々水帳・検地帳、諸山并見取場帳面の冊数を改め、書面で提出するように」との指示が、大庄屋から神戸村に届いている。以下の各条についてその有無を調べて提出せよという三月二日付廻状も、その一環であろう。(1)公儀御用向を勤める百姓の有無、(2)京・大坂の御番所(奉行所)にて入牢・手鎖・村預けの処分を受けている者の有無、(3)村々のうち浪人のいる村は、その姓名と居住年数を書く、(4)格別の由緒があり、名字・帯刀を許されている百姓の有無、(5)吟味中の公事出入の有無、(6)大坂御番所で扱われている訴訟の有無。

ついで三月十五日には各村に対し、村明細帳・村絵図の提出が求められ、村は白色、田畑は薄ねずみ、川は藍色を使う、家は描くには及ばないなど作成上の指示が与えられている。翌十六日にはさらに、正徳元年(二七二一)より明和五年までの免状五八本の提出が求められている。同日藩の担当役人からは「諸帳面殊の外、御急ぎに候間、諸事指出しの書付共に明後日迄、御差出しこれ有るべく」との催促が大庄屋になされている。上知の村々はその対応に追われ、神戸村は十九日免定五八通を尼崎へ届けている。

上知に伴う指示は、まだまだ続いている。一五〇年余の長きにわたり尼崎藩支配下にあった村々だけに、一朝一夕にその清算はできるものではなかった。十八日に郡代の名

で出された「銀札(三反田村清右衛門札)の引替えを二十日から二十二日の間に行う。それを過ぎれば引替えはしない」という布告も、同銀札の通用は尼崎藩内限りのことであるから、幕府への上知前にはどうしても整理しておく必要があった。また二十三日には大庄屋山本八郎左衛門より拝借鉄砲を返却するので、二十四、五兩日に藩係り役人のところまで持参するようにとの指示が、住吉・岩屋・神戸・味泥・小野新田の各村に達せられている。

こうして忙しい日々を送り、四月四日大庄屋から「来る六日、御上知御引渡しが行われるので、村々庄屋は明五日、大坂町宿まで出向き、尼崎藩蔵屋敷へ出頭するように。なお年寄・百姓代の印鑑も、残らず持参するように」との通達が届いた。また各村の検地帳はすべて袋に入れ、村名・冊数を書き記し、五日、六日のうちに大庄屋宅に集めるように指示されている。そしていよいよ上知である。神戸村日記はその日(四月六日)の項に、

御上知之村々、御引渡相済申候

と短く記している。上知といってもこの段階では、書類の引渡しであるが、翌日から幕府大坂(谷町)代官辻六郎左衛門の下での施政が始まる。なお兵庫と西宮は地方ちかたと町方に分かれ、地方はこの日上知されたが、町方は二カ月遅れ、六月十八日になって大坂町奉行所の支配下に入ることになった。

上知後の 四月六日の上知後、神戸村に代官役所から届いた触書の第一報は、これまで通り宿継人足をつ  
代官行政 とめるようにというものであった。四月七日付である。そして翌八日には棚橋寛兵衛・喜多川

儀四郎の二人の手代名で、郷村見分のため明後十日午前六時大坂を出立するので、庄屋・年寄は村境に出て

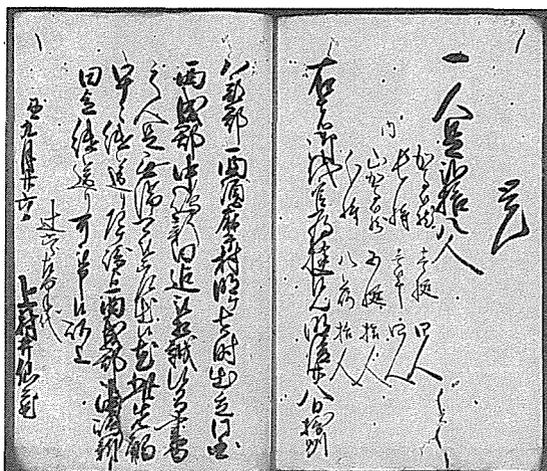


写真 64 代官検見の先触れ (神戸村「諸事御用留帳」)

迎え、詳しく村内を案内するようにとの指示が発せられている。新領主を初めて迎えるのであるから、村々では緊張した雰囲気張りつめたことであろう。見分は十五日に終わり、十六日には兵庫津をたち、大坂に帰っている。その日住吉村庄屋は、「御見分が首尾よく済み、何方も大慶のことだ。ついでには御礼のため十八日上坂したいので、庄屋は間違いなく雨天でも出かけるように」との廻状を出している。

その後五月一日には幕府勘定所御普請役が長崎からの帰途、上知村々を見分し、同月六日には代官辻六郎左衛門自身の廻村、見分が行われることとなった。その日程は六日大坂をたち、鳴尾—今津(休)—西宮地方—越木岩—打出(泊)—芦屋—深江—青木(休)—田中—西青木—横屋—魚崎—住吉(泊)—御影(休)—石屋—徳井—東明—大石(泊)—河原—味泥—岩屋—脇浜(休)—筒井—熊内—生田—小野新田—神戸—二ツ茶屋—走水—花熊—鳥原—兵庫地方(泊)に至る四泊五日の行程である。そして帰路には往還筋と山方の見分が行われて、十一日には帰坂している。この日も住吉村庄屋長藏は、先月の手代見分の時と同様、「殿様御巡見首尾よく相済み、御互に大慶」として、明後十三日大坂へ御礼に出かけるべく呼びかけている。

このように代官と手代の見分によって代官支配の第一手

が打たれたが、次の段階では各種の調査や申告が求められている。

○明細帳案紙（見本）の下付（五月二十三日）

○附州新田願いに伴う間数調査（五月二十四日）

○酒造高調査

○享保年間以来の新屋敷、新建の家数、屋敷地になった田畑調査

○高反別帳などの提出帳面に引き合わない箇所調査（五月二十六日）

○無株の酒造家より領主に納めていた冥加銀の調査

○廻船・渡海船・石船・手操船・魚買船・網船・ちよき船・漁船の調査（六月二十二日）

○荒所小前帳・起<sup>おこし</sup>返<sup>かえし</sup>帳の新規作成（六月二十六日）

○河川普請場・川岸場の有無、往還筋の長さの調査（六月二十六日）

五月と六月中に命ぜられた項目順に記したが、土地・家数・酒造高・廻船など郷村支配の根幹にかかわる調査であることがわかる。このうち荒地については七月、手代二名が廻村して実地に見分するといった念の入れようである。

これらの調査で注意すべきことは、尼崎藩領から幕府領に替わったために、一から基礎的な帳面の作成が求められている点である。明細帳を上知前に徴収しておきながら、あらためて案紙（ひな型）を下付した上で、その再提出を求めているのは、その好例である。菟原郡横屋村や味泥村、御影村にはこの時提出された明細帳の控が残され、神戸村の新田畑新屋敷建家帳も残っている（いずれも六月付）。また宗門帳の記載様式も、こ

れまでは百姓でも苗字を記すことが一部で認められて来たが、今後はいっさい苗字を削るようになると変更させられている(五月一日)。さらに御用衛府(絵符)と提灯についても、今後は提灯だけに限ることとされている(六月十五日)。長年の尼崎藩の支配下にあつて、藩主からその功によって苗字が認められた百姓も少なくないだろうし、絵符は尼崎藩青山氏の治下であることを他に対し明示する権威でもあつたが、いずれもが上知を機会に取り上げられている。尼崎藩主との間で作られてきた関係は、ここで一度、断たれたということができよう。旧来の慣行は認めないという幕府の強い姿勢も同時に看取される。そして大坂町奉行所御用のために不可欠だとして八月十三日、あらためて村との連絡などにあたる用達(大坂小寺屋町播磨屋宇兵衛)が置かれている。

**幕府年貢** 秋も九月に入れば農村の収穫を前にして、代官による年貢徴収が着手される。九月五日に小野**幕府の展開** 新田より神戸村に届いた廻状は、検見のため廻村するので、村役人は村境まで迎えに出るようにと指示した上で、検見の仕法を通知している。(1)村役人と田(畑)主とで入念に下見し、その結果を内見帳二冊に書き記し提出すること、(2)他領との入組の村は、境目に印を建てておくこと、(3)坪刈の道具(鎌二挺、薙六く七枚、縄一房、靱通し、足中、稲こぎ)を用意しておくこと、(4)新開や切添、起返しの方は隠さず申告す

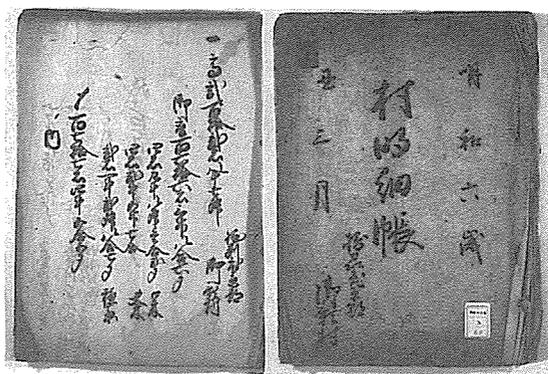


写真 65 明和6年御影村明細帳(表紙)

表 50 明和 6 年 (1769) 幕府領(代官辻六郎左衛門預)に上知された村々

領主名	武庫郡	菟原郡	八部郡	石高
尼崎藩 (松平氏)	(今津のうち、 西宮、越木 岩新田)	深江、東青木のうち、西青 木、田中、横屋、魚崎、住 吉、石屋、御影のうち、大 石、味泥、岩屋、九郎右衛 門新田、河原のうち、生田、 小野新田 (打出、芦屋) 東青木のうち、御影のうち	神戸、二ツ 茶屋、走水、 兵庫津	13,975.428 <sup>石</sup>
小泉藩 (片桐氏)			花熊	629.2747
古河藩 (土井氏)		河原のうち、熊内		877.326
青山百助		徳井、東明		358.077
青木九十郎		筒井		423.319
船越式部		脇浜	烏原のうち	566.267
篠山藩 (青山氏)	(鳴尾)			513.652
伏屋新助	(今津のうち)			309.2973
合計	4カ村	23カ村	6カ村	17,652.641

(注) 史料記載石高合計は 17,661石128、( )は市域外の村。

資料: 『神戸市文献史料』1

ること、(5)道橋の修繕、掃除は一切しな  
くてよい、(6)休憩、宿泊に当たる村々も  
掃除、しつらいなどしなくてよい、馳走  
もしてはならない、(7)同伴の手代・書役  
などに音信・礼物の付け届けは一切して  
はならない。

その上でまず手代二名が十八日に大坂  
を出発、さらに第二陣として手代四名が  
二十三日に大坂をたち、二十三日に武庫  
郡今津村に休み、以後二十八日西須磨村  
に泊まるまで、この間幕府領村々を巡回  
している。往路・復路ともに二七〇八人  
の人足が徴発されているが、代官の巡見  
時の人足が二人であったのと比べると、  
物々しい。

この検見に並行して村々は、旧尼崎藩  
領の時と同様に、年貢米の銀納を願い出

て認められているが、銀納値段を幾らにするかが決まらず、検見の終了時に村々が協議している。村々では一村ごとに願い出たのでは銀納値段に高下が生じ、それでは村のためよろしくないとの判断で、幕府領の三分の一石代値段に何処増にするかを相談して決めようというのである。相談は今津村から横屋村までと、住吉村から兵庫津までの二地域に分けて行われ、この年は皆銀納されたが、換算値段の方は不明である。

このほか上知初年のこの年には十月六日に浜通り見分、八日には山手見分がそれぞれ行われている。また神戸村に限っては十一月十六日、年寄・百姓代が役所に出頭を命じられ、空席であった庄屋の後任を年寄順番で勤めるように指示されている。

このようにして神戸村などは、尼崎藩から幕府代官支配への大きな転換を経験したが、それは旧尼崎藩領に限るものでなく、灘目地域を支配した諸藩、旗本支配にも及んでいる。ここで明和六年、上知によって幕府に収公された村々を記しておこう(表50)。

**長崎奉行石谷**      ところで神戸村日記は明和六年十月十四日付で、代官手代よりの書状として、長崎奉行石谷と上知

谷清昌が明十五日午前六時、兵庫を出立し浜通りを通行するので村役人が村境まで出迎え、案内するようにとの指令を載せている。長崎奉行が長崎から江戸への帰府に際し、兵庫近辺を通ることは他にも例があり、石谷自身明和四年十月二日に、「長崎より帰府のとき、摂河両国水災にかかりし地を巡見し、および畿内の国々収納の事を沙汰せし」(『寛政重修諸家譜』)により將軍より時服三領を賜っている。だが被災地を視察し、収納に関与するのは長崎奉行の権限ではない。石谷は当時、長崎奉行と勘定奉行を兼務していたからである。したがってこの度の通行も、勘定奉行による上知後の実地検分と見なすべきであろう。そ

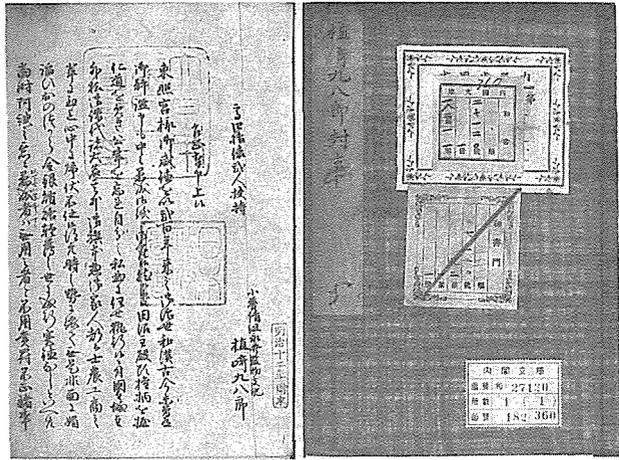


写真 66 植崎九八郎封事(部分)

してさらにこの石谷こそ灘目上知を老中へ献策したとされる人物なのである。

この点をズバリ指摘しているのは幕府小普請組永井監物支配の植崎九八郎(政忠)で、彼は享和二年(一八〇二)八月に幕府首脳にあてた長文の上書のなかでつぎのようにいう。

尼崎城は宝永年中、松平氏に与えられて以降勝手向きも知行高に比べて豊かで、大名としての勤め向きはむしろん、場所柄の要所手配もよく勤め、「海・陸にも関城第一」の地とされている。同藩では兵庫津・西宮駅に陣屋をおき、朝鮮通信使来日の際には兵庫津に家老たちを派遣してその応接を勤め、また諸侯が西国道を通行するに際してはその動静を大坂へ注進、諸国廻船も兵庫浜手の番所より逐一吟味し、大坂城中非常の際にも多人数の援兵を差し出すなど、

総じて西国・中国を押える枢要の場所に位置し、軍役の心得は小国といえども他に異なるものがある。ところが明和六年、城付の兵庫・西宮辺を取り上げ、播磨三郡に替地したのはどういふわけだ。

同藩は拝領以来、愁訴・強訴はもちろん騒動がましいことが起こっていないので、失政を理由としたものではない。聞くとところによると当時勘定奉行であった石谷清昌が、長崎奉行として兵庫・西宮を通行する際、

同地周辺の豊饒の地の様子をみて老中に替地を上申したために、兵庫・西宮一帯が収公されたということだ。石谷という人物は、幕府の利益のみを奉公と心得る、聚斂しゅけんの臣の最たるもので、「不仁の勤め方、今以って残暴の臣と申せば、石谷淡路守」との噂があるほどだ。

藩主の政治が悪ければ城ものこらず替えればよいのに、付属の土地ばかり替えるとは全くの失策で、尼崎城は裸城同然となり、とても海陸関城の役割を果たせない。その上尼崎藩自体、替地のために財政事情が悪化し、諸事手薄になっている。これでは関城要害の堅固は期待すべくもない。尼崎城付の兵庫・西宮を旧領に復さずしては、天下の規則は立たない。

**植崎九八郎** このように植崎の筆鋒は鋭く、「石谷料簡は匹夫の志にも劣り、時の老中は小児の弁ともさ**封事の限界** みすべき」と田沼政権ブレーンをこきおろす一方、寛政改革を担当した松平定信に対しても、

「田沼主殿頭・松平越中守両執政にて異事同様天下衰微を催し」たと評価する。また享和二年五月、江戸城から退出しようとした時、定信が寄合横田甚右衛門組の足輕から「あいつを見よ、世の中をわろくいたしたるはあいつ也、馬鹿な奴や」と面罵された事件があるが、それを記した上で植崎は「越中守不仁にて多く人を殺し、多く人を痛め候積悪の余殃よせがらみ」だ。たとえ幸いに天寿を全うしても「末代まで不仁執政、世をそこなひ人を苦しめ候悪名は消」えないと酷評するのである。

植崎は高四十俵二人扶持の身分にもかかわらず政治への関心が異常に強かったようである。家を継いだ五年後の天明七年（二七八七）には田沼意次政権を批判し、享和二年には上知一件を含む長文の上申書（封事）を書いている。しかしその冒頭に「度々恐れ入り奉り候え共、又候書面差し上げ申し候」とあるように、この間にも彼の

幕府当局者に対する告発はとどまるところを知らなかっただろうと思われる。それがためにのち、文化元年（二八〇四）七月「御政務の事ども建白し、その他軽からざる儀まで申し触らし不届」きとの罪で身柄を預けられ、同四年、身柄の預け地である大和小泉藩片桐氏のもとで死没している。生来の政治批判が祟った結果ともいえるが、そのような彼にとって田沼政権による突然の西撰上知は格好の批判材料の一つであったのだろう。

だが植崎が石谷に対し、卑劣な意を立て、どれだけ替地による利分があったかといえば「実に聊かの儀にて御趣意を御失」ったと批判するのは、今日の眼からみれば適切ではない。近年の田沼政権に関する研究によれば、明和六年の西撰一帯の幕府収公は、株仲間結成をはじめとする大坂を中心とした積極的な経済政策を展開していく上で、不可欠な前提なのであった。上知によって兵庫・西宮は大坂町奉行下に、残る農村部は幕府代官の支配下に組み入れられることとなったが、その後兵庫・西宮には茶屋・干鰯屋・穀物仲買・諸問屋株が結成され、収公の翌年には灘目地帯をはじめとする絞油業の株立が行われているのである。勘定奉行石谷らの眼は、海陸関城第一の地として尼崎城とその周辺地帯をみるのではなく、その地に展開する商業組織と農村工業の隆盛に向けられていたというべきであろう。

### 3 藩政の展開

尼崎藩主 前章第一節で述べられているように市域ではこの時代、大小七つの大名（藩）領が存在したが、このうち尼崎藩・明石藩・三田藩の三藩が、その居城を中心に比較的一円的な所領構成を示し、

第一節 幕政と藩政の展開

表 51 尼崎藩歴代領主の所領構成

領主 郡名	戸田氏		青山氏		松平氏	
	石	%	石	%	石	%
川辺	17,844.904	(35.7)	16,126.372	(33.6)	16,126.372	(40.3)
武庫	13,319.896	(26.6)	12,386.229	(25.8)	10,934.616	(27.3)
菟原	9,208.091	(18.4)	9,839.023	(20.5)	8,420.802	(21.1)
八部	9,627.409	(19.3)	9,648.376	(20.1)	4,518.210	(11.3)
合計	50,000.300	(100.0)	48,000.000	(100.0)	40,000.000	(100.0)

(注) ( )は比率。

資料：『尼崎市史』2

藩政の展開にも顕著なものがあつた。必ずしも十分な史料に恵まれないが、以下その様相について触れておこう。

まず西撰の尼崎藩でいえば、最初に入部したのは戸田氏鉄(元和三年(一六七一))であつたが、その後寛永十二年(一六三五)入城の青山氏四代を経て、宝永八年(一七一一)に遠江国掛川から松平(桜井)氏が入り、以後襲封して幕末に到っている。戸田氏の知行高は五万石で撰津国川辺・武庫・菟原・八部の四郡に分布した。この傾向は、青山氏・松平氏においてもあまり変わっていない(表51)。

居城尼崎を中心に、川辺、武庫、菟原・八部と城下から離れば所領が減るといふ同心円的な所領構成を示している。ところが戸田氏五万石から松平氏四万石へと一万石減少する過程で、八部郡における同藩の所領は格段に減っている。とくに青山氏から松平氏への交替があつた宝永八年、全部で二六村(相給村含む)が収公され、幕府領となつているが、この時武庫郡の七村、菟原郡の七村に対し、八部郡では一二村が同藩の手を離れている。さらに明和六年(一七六九)、前述のように武庫・菟原・八部三郡のうち灘目海浜部に位置する二五村が上知される。

### 領主交替

宝永八年の藩主交替時に幕府領に編入された東尻池村では、その前年藩主の家督継承を祝った  
の波紋 年貢の一分「追免」もあって祝酒をあげていたが、その矢先の翌年二月国替えが命ぜられた。

ようやく年貢率も低落傾向に落ち着いていただけに、この突然の転封と幕府上知には少なからず驚いたこと  
であろう。

領主の交替は年貢量の多少にもかかわらず村人の心配の種であったが、同時に貢租システムの違いも村人  
を当惑させた。尼崎藩青山氏のもとでは貢租米はすべて米納、つまり現物の米で納められ、東尻池村の百姓  
は、船で尼崎まで廻送した。ところが幕府領にかわれば米納とともに三分の一、十分の一の銀納が要求され、  
さらに六尺給米、口米、高掛銀といった雑税や人足の出し方も変わった。当然村では、それに合わせた対応  
をしなければならなくなる。

また勸農といった生産条件の整備でも、領主の交替は影響を及ぼした。明細帳には村の橋や樋、池堤など  
を書き上げ、「青山大膳様より御掛替御修繕など遊ばされ、手伝い人足は御扶持米下され」とあり、水利・  
土木工事に対し領主の助成が加えられてきたことを示している。ところが領主がその助成を打ち切れば、そ  
れは村人の負担増となって現われるので、領主の交替にもなって旧来の慣行が継続されるかどうかが大問  
題であった。

もう一つ藩領から幕府領への転換を経験した村では、藩制の下では領(藩)主が將軍に軍役奉仕した関係で、  
農民も夫役負担を引き受けなければならず、そのために村人は夫役負担者として把握されることとなった。  
「役家」とよばれるのがそれで、小堀代官所に提出した判鑑帳にも本家(本役)、半役の区別がみられる。幕

第一節 幕政と藩政の展開

表 52 尼崎藩松平氏家臣(知行取)の職制

職名	知行高	職名	知行高
家老	350~900 <sup>石</sup>	宗門方奉行	石
中老		勘定奉行	70
家老用人		勘定吟味役	
取次	230~250	引替所吟味役	
大目付		御蔵奉行	
目付	80~100	蠟藏支配	
側用人	60~180	御台所奉行	80
近習	80~150	武具奉行	
大納戸		作事奉行	
小納戸		普請奉行	60~70
付人	180	神崎川堤奉行	60~100
御台所支配役	60	武庫川堤奉行	
御台所吟味役		土砂方奉行	
祐筆	100	樋方奉行	
書役		山方奉行	
御側医		浦方奉行	
儒者	130	船奉行	80
家中読書指南		尼崎町奉行	
番頭		西宮町奉行(明和6年まで)	
江戸留守居		兵庫奉行( " )	
京都留守居	60	長柄奉行	
大坂留守居	100	町奉行	
物頭	110~230	郡奉行(郡代)	60~100
使番	80~180	代官	
家中弓指南		兵庫廻船奉行(明和6年まで)	
砲術家	80	兵庫廻船改役( " )	
諸役元		御城米廻船改役	
寺社奉行	70	尼崎兵庫船頭	

(注) 数字は文化11年(1814)当時の知行高。

資料: 『尼崎市史』2

府直轄地で代官の治める幕府領になれば、この制度そのものが存立基盤を失うので、公式な名称としてはその区別はなくなる(ただし慣習として残ることはある)。

東池尻村は宝永八年に尼崎藩青山氏の手を離れ、幕府代官地となったが、神戸村などはそのまま尼崎藩領として藩主の交替のみを経験した。この年尼崎に入部したのは、松平(桜井)氏で、途中忠告の代に西撰一帯

の上知という大事件があるが、子孫継承して幕末までつづく。

ところで同藩では、表52のような職制をとっていた。兵庫津には尼崎・西宮と並んで奉行が置かれているが、それについては「兵庫津」の項に詳しい(100頁)。農村部に対しては郡代、代官のもとに大庄屋が置かれ、その下にいくつかの村を地域ごとに集めて組編成をしいた。上知直前を例にとると大物組・富松組・南野組・瓦林組・西宮組・横屋組・住吉組の七組があった。

尼崎藩治下の

ところで住吉組に属した神戸村には、同藩治政下において記された村政に関する日記が残

神戸村日記

されている。その一つ宝暦四年(一七五四)の「留日記」によって、同藩治政の一年をみて

みることにしよう。

この年一月の記事には冒頭に尼崎へ呼び出された神戸村の二名の金主のことが出ているが、これについては同藩銀札制ともかわるのでのちに触れる。ついで一月十一日、農民から出願のあった「池川普請所」の見分のため、担当者四名が二十日出張するとの廻状が出されている。樋の損じた所は見やすいように地をあけておく、池浚・瀬掘・笠置の所は傍示の竹を差し、間数を札に記しておくようにとの指示からわかるように、農閑期に水利施設の修復を行おうというのである。この時、農民の側から修復を必要とする箇所を実地に藩の担当者に見せてその了解を得る。実際の工事は村がやるが、藩は決めた工事については補助を出した。その出費も領内全村となれば無視できない金額だったためか、同年末には翌五年の普請見分を控えて、「近年は物入りがつづくので、当分の間なるべく普請を延ばすように」との廻状が出されている。

見分には柴田小文治ら四名が、それぞれ付人を連れて廻村しているが、彼らは同藩職制にいう樋方奉行に

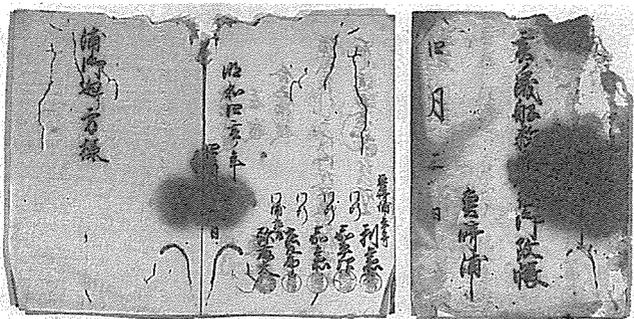


写真 67 魚崎村「亥ノ歳船数五人組御改帳」(部分)

当たるとのだろう。

閏二月には、宗門方奉行が廻村している。これも職制表にみえている。二月二十八日奥山佐源治・関弥市右衛門の一行九名が尼崎を出発、各地を廻り、住吉組には二月十三日姿を現わし、同日住吉村、十四日大石村、十五日神戸村、十六日二ツ茶屋村にそれぞれ宿泊して、各村の宗門改めを行っている。その後兵庫津へ移り、二十四日に兵庫を立ち尼崎へ帰っている。神戸村では宗門方奉行が二ツ茶屋から兵庫に移る時、また帰路にもそれぞれ六人の人足を出している。このように諸奉行の廻村には必ず、村々からの人足が徴発され荷物の運送などに従事した。

宗門改めの準備をしている閏二月十二日、神戸村に例年の通り船改めを行う旨の知らせが西宮浦庄屋から届いている。船奉行の廻村である。奉行は三月四日に尼崎を立ち、瓦林組―西宮町(泊)―東青木―大石(泊)―神戸―二ツ茶屋―兵庫(泊)の行程で廻り、八日に帰っている。浦々だけを通るので期間も四日と、宗門改めに比べて短い。奉行の廻村に先立ち、西宮の浦庄屋は「諸事帳面急申し認」めて提出するように求めているが、村々の自主申告をもとに船改めをしたのであろうか。

三月に入ると「御領分御林見分のため」として、山方奉行の廻村が行われている。

表 53 尼崎藩主の巡見人足割

往 路	分 担	復 路	分 担
別所～西宮町	上嶋組	兵庫～大石村	兵庫津
西宮～田中村	西宮	大石～深江浜	住吉組
田中～高羽村	横屋組	深江～西宮	横屋組
高羽～兵庫津	住吉組	西宮～尼崎	西宮

藩主の巡見　そして四月には藩主の兵庫津巡見があった。日程は四日に城下を立  
 奉行の廻村　ち、西宮を経て兵庫に一泊、五日に船で尼崎に帰るといふものであ  
 る。さすがに藩主巡見だけに随員も多く、そのために求められる人足もかご人足二  
 七人、軽尻九匹（馬がいなければ馬一匹のかわりに人足二名）、火事羽織や炭薪、風呂、  
 合羽などの荷物持人足三二人と相当な数にのぼる。その人足負担は行路にしたがい、  
 表53のように分担することとなっている。引継ぎは、昼休みなどの休息時に行われ  
 るのが原則である。往路では途中一里山と布引の滝に立ち寄り、布引では滝見物の  
 ために小屋掛けすることになり、畳や薄べりが新調され、神戸・二ツ茶屋村に対し  
 ては苦一〇枚が求められている。往路は陸路であったが、帰路は天気にも恵まれ  
 海路、船にて帰城している。

門より「根付の様子を報告するように」との通知が届いている。五月とはいえ、陰暦ではもう田植えの時期  
 である。神戸村では七日、全部植え終わったとして「満作」の届けをしている。こうして村々は農作業に多  
 忙な季節を迎える。それを配慮してか、この頃農民の手を煩わせる諸奉行の廻村は、見られなくなる。近世  
 の大名領主も当然、勸農に気を配っていたことだろうか。

わずかにこの年は藩主参勤の年に当たり、炎暑の七月、江戸参府のため旅立つので住吉組に対し水夫三八  
 名が徴発されている。その内訳は深江五、青木三、魚崎三、御影九、大石八、神戸四、二ツ茶屋六名である。

再び奉行の廻村が見られ出すのは、九月に入ってからである。同月二日には宗門方奉行による秋の宗門改めが行われた。そして六日からは稲の作柄検査（検見）のために、役人が廻村して来た。検見には大廻りと細見の二つがあり、大廻りは通常の検見で、すべての農村が受けた。それに対し細見とは水損・早魃を受けた村々の申請によって行われ、この場合には検見帳を作成し、また検地帳も用意しておく必要があった。役人の構成は大廻り見分は五名からなり、細見は二人連れで三手に分かれた。役人は浜手（海岸部）と山手（山麓部）に分かれて廻り、浜手は打出―大石―河原―味泥―岩屋―小野新田―二ツ茶屋―兵庫、山手は住吉―原田―中村―生田―生田宮―神戸―二ツ茶屋―走水―坂本―兵庫というのが住吉組のコースであった。浜手は九月七日、山手は九日にそれぞれスタートし、ともに十日すべての任務を終え兵庫を出立、尼崎に帰っている。そして翌日には八カ条からなる収納規則が発令されている。

#### 貢租米徴

#### 収と売却

その要点は、(1)年貢皆済以前は一切、米を外へ出してはならない、(2)年貢米は念入りに俵に詰納しているとの風聞があるが、決してそんなことのないように、(4)御藏米の延引はしない、(5)餅米や粳で納める分についても品質を落とさず、よく吟味して納めるように、といった内容である。尼崎の蔵に納まる米は、同藩主以下家中の飯米となると同時に、換金手段ともなるのでことさら品質管理が求められている。文中の田舎米とは大坂に集まる相場基準米（加賀米など）以外の周辺地域の米で、大坂周辺の農村では商品作物の栽培によって米作が減少したため、年貢として納める現物の米に不足する村が、この田舎米を買いつけて納入したりしているので、そのような行為をしないように注意しているのである。

さてこのようにして領内村々から蔵に納められた米の一部は、城下に払い出され入札に付される。この年は十二月一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一日の十一日にわたり入札があった。しかしそれでも思った値段でさばききれない米があったようで、十二月八日、大庄屋は村々酒屋にあて買米千俵（一石につき銀五九匁二分の値段）が命ぜられたので、酒屋中で購入の割合を決め、代銀は十四日までにするようにとの通達を出している。同藩は灘酒造業地帯を抱えているので、その原料米としていい値段で蔵米を買い請けさせようとする企てである。住吉、御影、大石、岩屋、神戸、走水の酒屋たちは九日、住吉村茶屋太兵衛方に参集して、対策を協議している。

明石藩政と中 尼崎松平氏の農村支配の様子は神戸村日記によって詳しく知られるが、明石郡中村の「御村御用覚帳」から明石藩松平氏の治政状況がうかがわれる。この覚帳は寛文七年（一六六七）

から宝暦十二年（一七六二）まで断続的に残されているが、それを通観して、同藩でも領内に対し統一的な施策がとられていたことがわかる。その一、二をあげれば、農村の年季奉公人や諸職人の給米を公定していることである。

中村の属する大庄屋組では宝永七年十二月、奉公人の給米は表54のように定められている。一俵を四斗と仮定すると「上」の男子奉公人は一石二斗となり、女子の七斗は男子の五八％に当たる。著しい男女不平等賃金である。

また大工・木挽といった職人についていえば、三次にわたり公定があった（表55）。この間、貨幣改鑄が何度も行われているので、貨幣価値の変動にと

表 54 明石藩公定の奉公人  
給米(宝永7年(1710))

区 分	男	女
上	俵 3	石 0.7
中	2.5	0.6
下	2.0	0.5
下々	下に準拋	下に準拋

資料：「藤田家文書」

第一節 幕政と藩政の展開

表 55 明石藩公定の職人賃金

(単位: 銀匁)

年代	職種	家大工	檜皮	木挽	左官	桶屋	畳屋	藁屋根き 葺	石	屋	船大工
享保 6 (1721)				2.0				2.2			
// 8 (1723)				1.6							
元文 2 (1737)				2.15				2.37	2.75		2.7

(注) いずれも自分賄いの1日当たり賃金。

資料: 「藤田家文書」

もなう改定であろう。このことは領内が、統一した労働市場にあったことを物語っている。西撰の「非領国」地帯では村ごとに奉公人賃金の異同があり、それを村々が調整し、協定化している。その現れは寛政期以降であるのでそれと比べれば、藩領国ではいち早く藩権力の手で賃金が公定されているのである。

若党や中間ちゅうけんといった武家奉公人が、村に求められているのも藩政ならではである。若党でいえば江戸奉公人は二両二分〜三両、明石奉公人は一両二歩〜二両といったように、その給金は江戸の方が明石の五〇%増しとなっている。

また城下が近くにあったため、その用に供する物品の現物徴収も、藩政の特徴である。稲・小麦の藁、糠、縄、蕨、柄竹といった品々が頻繁に求められ、藩の作事や厩、家中の所用に充てられている。そして元文四年(一七三九)には、家中侍への藁や入草の渡し方について次のように定められている。大意を記せば、(1) 屋根葺用の麦藁は銀一匁に一二貫目とする、(2) 米藁は一四貫五〇目とするという内容だが、おもしろいのは家中から藁を願う者が多く、そのために麦藁が不足してしまったので、今後出願される藁高の総計六万貫までは銀一匁当たり藁一二貫目とし、それ以上は町の相場にて納めるようにするという点である。また家中では麦藁の代金を滞るものがあるので、それらに対しては藩勘定所から支給される物成切米で差し引くとされている。同じように家中の厩に要する草や藁につい

でもこの時公定されているが、明石城下の家中侍たちが、屋根葺替用の麦藁に事欠いていたとは、この時代の「旅宿」住まいの武士の本質をあぶり出してまことに興味深い。

#### 4 旗本支配の構造

##### 旗本宮崎氏

知行高一万石以上を「大名」というのに対し、万石未満のうち御目見以上の者は「旗本」と呼びならわしているが、彼ら旗本も大名同様領知は各所に持ちながら、領知には原則として城をもたず江戸在府を常態としたため、その領知支配にも独自のものがあつた。その構造を、旗本宮崎氏を例にとつて眺めてみよう。

旗本宮崎氏は、重俊を初代とし図18のような系譜をたどっている。知行高は二代泰隣の時二〇〇石、その後扶持米が加えられ、四代政泰の時、寛文五年（一六六五）に伏見奉行に任ぜられて加増を受け、さらにこれまでの扶持米が知行地に換えられ、摂津国八部・島下、下野国芳賀の三郡で一五〇〇石を領することとなつた。その後重清の代に二五〇〇石となるが、成久の継ぐとき五〇〇石を弟に分ち、以後二〇〇〇石である。このうち上方は八部郡藍那村と島下郡目垣村からなつていた。

江戸に屋敷を構え、將軍への奉公・役儀を勤めながら、遠く上方に領知を持ちそれを支配す



図 18 旗本宮崎氏系図

る。このような小身の旗本の遠隔地行政を支えたのは、ほかでもなく現地の事務官たる村役人である。彼らが江戸屋敷の役人との間で取り交わした書状の数々は、旗本支配が「書面行政」であったことを物語る。幸い明和八年（一七七二）と安永二年（一七七三）の二カ年、藍那村から江戸、江戸から藍那・目垣両村にあててやりとりされた書状（写）が残されているので、それによって書面行政の実態がよくわかる。

新年はやはり賀詞の交換で始まり、正月五日前後に藍那からは江戸へ、江戸からは上方両村へあてて賀状が送られている。明和八年の江戸からの賀詞は「新春の慶賀都鄙風際限有るべからず候」の文句で始まり、新年の寿いだ雰囲気を伝えている。このほか年賀と並んで、六月には暑中、十二月には寒中に見舞いがそれぞれ行われている。正月四日の江戸からの賀状が十一日、十二月三日の寒中見舞いが十七日にそれぞれ藍那村に届いており、江戸―上方間の通信日数は必ずしも一定しないが、平均して七日ほど要している。もちろん飛脚が届けたのである。

年詞や見舞状であるだけに文面は形式的なものであるが、明和八年の賀状に添えられた副啓（追伸）は、新年の屠蘇気分には酔ってはられない世情の一端が記されている。

上方も早損故、何角と御繁用にお勤めなされ候と存じ奉り候、関東筋も扱々さてさてやかましき御事に御座候、大小名様共に百姓の願共これ有り、おしなべ御門前に蓑笠にて百姓訴訟これ有り、御歴々御側様方御門前に願ひ人これ有り、未曾有の御事

江戸では老中・側用人といった要職にある大名の屋敷にまで、領地から百姓が門訴に押しかけているのである。幸い宮崎氏では親類筋にも門訴がなく、「外聞にもよい」と率直に喜ぶ一方、大坂では賦課された御

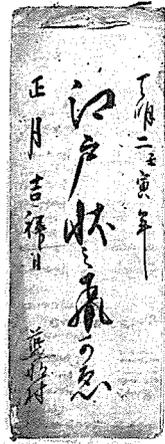


写真 68  
天明2年藍那村  
「江戸状之ひか  
え」(表紙)

用金のため商売人も商いから手を引き、また百姓は不作で「世上一同の詰り」だと嘆いており、ひたすら豊作を祈っている。

三月には、宗門改めと鉄砲改めが行われている。

「宗門改め」といっても江戸から役人がやって来るわけでもなく、すべて上方の庄屋が執り行い、帳面を提出、江戸の役人はそれを受け取るだけである。

五月に入ると、村方から稲の植付状況が報告される。その作柄が旗本財政を左右するだけに、上方からの報告に江戸では一喜一憂しながら書き送っている。

○今も雨が降らず、田地は干からびて「白破」し、難儀の様子、その後も雨が降っていないのかどうか報告してほしい。

○藍那村はたとえいま雨が降っても、過半の損毛ではとどまらないようだが、目垣村は男女力を合わせて出精したため、どうか立毛の成育もよい。しかしこの後も天水(雨水)がなければ、もはや人力では及び難かるう。

○こちらの上野・下野両国も同様で先月より雨が降らず、いろいろと雨乞祈願の最中である。しかしたとえいま降っても十分な養水でなければ、植え付けても稲はみんな枯れてしまうだろう。

といった調子である(六月十八日付)。

明和八年は前年に引き続き、全国的に旱魃で、六月半ばに早くも「大変之世中」と江戸書状はこぼす。こ

れでは減収は目に見えているが、この減収分をどのように工面して換金するか。江戸では種々方途を探るが、しかし上方から遠く離れた江戸でなんといおうとも、田地の実りが無い以上仕方がない。この時点では江戸も、まだいくらか平静である。

二カ月後の八月中旬には「植付は雨が少なく遅くなったけれども、その後雨も降り、稲も段々と成長し、半毛柄(半分の収穫)はありそうだ」という状態にまで持ち直し、秋まで好天がつづけば、残毛は豊熟との観察が村民から寄せられる(八月十二日付)。これに江戸が、期待を寄せるのはいうまでもない。収穫期が迫れば、この期待度は一層募る。ところがその後上方から、江戸の期待を打ち砕くかのように「これまで三分ばかりは年貢米があると見込んでいたところ、このほど調べてみれば思いのほか収穫が少なく、二分あればいいところで、それも品質が悪く、百姓一同途方にくれている」との通報が届く。五〇%の収穫と期待したものが三〇、二〇%と月日がつたつて減っていく。上方農村の実地をまったく見ない江戸としては、これまで返報の度に「尤もである」と肯定し、上方はどこも同様の状況で、それも「雨露の養い」がなかったからだと自分を納得させてきたが、もはやこの段階では、江戸の書状から悲鳴が聞こえてきそうである。

次は収穫を控えた十月十六日付の江戸書状の一節である。

「兩村ともに心を合わせていろいろ出精してくれているのは、殿様もよく御承知だ。けれども昨年・今年と凶作が続ぎ、大坂表の金主方も、返済される米の目当てがつかないためか身構え、容易に金の調達ができない。何はにおいてもそれに困り、殿様にも当惑されている。「行末の所は、殿様の御運は百姓の冥加にこれ有り候所に候えば、随分実意に出情よりはこれなし」。

地頭役人の それというのも上方にあるのは領知ばかりで、旗本宮崎氏としてはだれ一人、家臣を上方にいない村 常駐させていなかったからである。

明和八年五月二十五日、大坂西町奉行所より突然、藍那村に呼び出しがあり、同村から年寄二名が出向いた。用件は兵庫駅所への助郷人馬の件であったが、上方に役人がいる村々はその役人から糾明があるが、同村は上方に役人がいないので直接、召喚されたという次第である。ことは八部郡一同のことであるから、所々に聞き合わせて答えるようにとの指示をうけて年寄らは帰村した。ところが周辺の村々に聞き合わせようにも、いずれも地頭（領主）役人のいる村ばかりで、同村とは事情が違ふ。八部郡内にも六、七カ村ほど地頭役人のいない村があるが、いずれも灘目地方にあり、山田郷にある当村と立地事情も異なり、参考にはならない。したがって当村だけで対処せざるを得ない、困った次第だと村役人たちはこぼしている。地頭役人のいない体制が、この場合には大きな障害となつていくことがわかる。幸いこの時は、係与与力瀬田の計らいによつて都合よく対処できたようで、村役人は、江戸からも直接瀬田に対して挨拶するように求めている（七月七日付）。

また前年十一月四日には山田郷内において争われていた役抽・木挽出入についての裁許が、大坂町奉行所であった。この時も濟口証文が、上方に役人のいる村は役人に、いない村は用達に交付され、藍那村では用達（または用聞ともいう）小橋屋を通じて、江戸に提出している。用達小橋屋は、先述の兵庫駅所一件でも、村々に町奉行からの召喚を取り継ぐなど、地頭役人のいない支配体制の下では、それに代わつて大坂町奉行所と村々をつなぐ役割を果たしている。

しかし、江戸の旗本との関係では、ほぼすべての業務は村役人が、基本的に担っている。死去や任期切れによる村役人の更迭も、次期村役人を立てて江戸に伺い、宗門改め、作柄の把握、貢租の収納と処分、さらに水論などのような訴訟裁判事務も地元の村役人が取り扱い、江戸は結果を報告によって知らされるのみである。

数年に一度、江戸から役人が出向くことがあり、明和七年には江戸役人の一人杉原専助が藍那村に出掛けている。ところが翌八年暮にも、同年分の賄方の金策について一人、上方にのぼる必要が生じた。この頃ちょうど上方両村で実施していた年貢定免制の切り替え時にも当たり、その処置も兼ねて人選が行われた。その結果再び杉原専助に上坂の任が下りたのだが、杉原は自分分は養子係りを勤めている身でもあり、一身二役は及びがたいなどを理由に結局出かけず、村側でよく相談して、半年分だけでも「品よく相調え」、うまく金策してほしいと頼む始末である。自ら上方に出張して直接何かを指揮しようという積極性はほとんどなく、上方からの報告に対しては「承知した」、また上方の村役人に対しては「幾重にも頼む」を繰り返すばかりである。

殿様の御意

さて稲の収穫があり、その上納が済むと、今度は年貢米として納められた米の処分をどうするかが問題となる。前年明和七年の場合には凶作で、十二月初旬にようやく二百石が収納され、それは五度に分けて売却・換金された。残余は品質の落ちる粗悪米のため農民が地元で換金し、その分

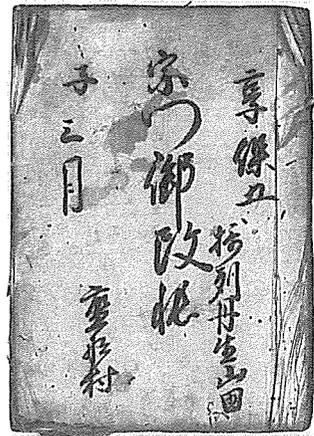


写真 69 享保5年藍那村「宗門御改帳」(表紙)

の年貢は銀納することとされている。これもすべて、庄屋の裁量である。江戸では、上方から送られてくる売却米の「買請証文」(売り払い証明といえるもの)と毎月為替で送金されてくる金額を受け取るばかりである。それでいても、旗本は借財で倒れるわけでもない。幕藩体制は江戸の旗本にとって、まことに都合な制度であったというべきだろうか。しかし当の本人たちは必死だったようで、時に危機感あふれた文言が、江戸からの御用状にみえる。その反映として七年十二月十四日の書状には珍らしく、殿様の「御意の趣」がしたためられている。

藍那村は昨年今年と大旱魃、とくに今年はや貢米の取立も村役人の了簡に及び難く、京都の草間源右衛門を頼り願書を提出した。草間氏からの書状とともに願書も熟覧の上、百姓中難儀の由を殿様につぶさに申し上げたところ、殿様にも甚だ不便に思し召し、「定免中ではあるが当年は格別のこと、また年来実意をかけて出精してくれているので、当年は両村熟談の上、上納できる分だけ納め、村民が続いていくように」との思し召しであった。

とはいってもこれは建前で、江戸としてもどから手が出るほど金が欲しいのである。

近年は世上一同に困窮の時節で、金銀繰廻しも調いかね、明春の賄い方(財政)に差し障る。しかし百姓中やお前たちだけでは頑張ってもうまいかないだろう。そこで江戸の役人の中から一人、早春にでも上方にのぼるようにせよとの殿様の御意だ。しかし自分は何かとよんどころない御用があり、その上、養子様の結納・相続の一件もあり、また行くとしてよほど経費もかかるので、何とか両村衆中が申し合わせて出精してほしい。殿様にも首尾よく御奉公を勤め遊ばされるように、くれぐれもよろしく取り計

らってほしい。

このように何度もくり返される江戸の懇請に応えるように、村方では金策に走り、同年も両村から暮れの送金があり、「段々骨折り(中略)、先づ当暮の所は大御安心にて御満足」と江戸では喜び、すぐさま関心は次月の送金に移っている。

翌八年一月十二日には、一年中の分が無理であれば、何とか半年の七月分までも金を調えるように頑張ってほしいと力説、江戸役人の下向については、再度、自分に行けないので何とかうまく運んでほしいと頼み込んでいる。殿様である旗本自身が、内々のことは上下一和していかようにでもできるが、金銀だけは他人(大坂の金主)を加えなければ相談も調い難いといっているにもかかわらず、江戸の役人たちはその労すら放棄し、書面一本を頼りに、現地の村役人たちに全面的に依存するのである。書面行政の極みだといっていいだらう。

**江戸への送金システム**　ここで上方から江戸への送金システムについて触れておこう。上方からは毎月、定額の送金があった。江戸の御用状には次のように受け取った旨が記される。

二年五月三日付  
 五月先納金拾両為替取り組み差し下し、当地はりま屋新左衛門よりこれを持参、受け取り申し候(安永



写真 70 旗本宮崎氏為替金請取覚

このように月額一〇兩である月が多いが、三月は五〇兩で、明和八年には一〇兩増しの六〇兩が求められている。その追加分は五、七月の送金時に差し引くこととされている。また金銀は、年貢先納金として上方から為替で送られていたことがわかる。九月十四日書状には「賄金」とあり、月々に送られる上方両村の年貢先納金が、旗本宮崎氏の江戸での賄金（家計費）に充当されていたのである。上方で為替を組むのは藍那・目垣両村の庄屋だが、そのつど年貢米を処分、換金して組むわけではもちろんない。年貢米の処分は稲の収穫・納入後の十二月から三月に限られ、その時以外に領主は本来換金手段を持たない。それではこの期間しか現金収入がないから、この限られた時期に行われる年貢米の処分を抵当に、金を借り、江戸に送金するのである。

本来それは年貢米の受け手で、同時に販売によって換金収入を得る旗本の業務であるが、旗本はそれをすべて年貢米の納め手である村役人に任せているのである。といっても大事なのは、年貢米を抵当に金を貸してくれる人物である。江戸書状に出る「大坂表金主方共」がそれである。その年の年貢米の売却によって得られる金銀を抵当に、彼らから村々が金を調達し、それを一月より十二月まで月割りで送金する。もちろん金利が付いた。年貢収納に先じて送金されているから、「年貢先納金」といわれる訳である。その年の一月に江戸から「当年御月割書付」、つまり江戸への仕送り指令書が送られ、それにしたがって一年分の送金が済めば、翌年一月に前年分の「年貢先納勘定目録」つまり支払い明細が、上方から江戸に送られてこの送金システムは完了する。

ところが不況時には大坂の金主たちは、金融を渋ることも度々あった。そのような時には村々は送金の工

表 56 旗本宮崎氏の支出案(延享元年(1744))

費 目	金 額	比 率
	兩 分	%
A 御家中人件費等	296.3	53.3
内訳 { 金 137兩 2分		
{ 米 159石 31		
B 台所入用	146.3	26.3
C 幕府上納金	40	7.2
D 上方利子ほか	37	6.6
E { 年賦金(使途不明)	23.2	4.2
{ 上方諸経費	13.1	2.4
合 計	557.1	100.0

資料：「藍那村文書」

面に手間取り、毎月上旬が納期なのに下旬に延びたり、月一〇兩を五兩ずつ二回に分けて納入することもあった。明和七〜八年には大凶作に加え、大坂町人に幕府から御用金が課せられたため、「金銀繰廻し」(村方による為替金の調達)には相当の困難を伴ったと思われる。江戸の殿様と上方の農民が「上下一和」しても、金銀のことだけではどうにもならない、という江戸書状の文言には、意のままにならぬ大坂金主たちのウエー  
トの大きさが表現されている。

旗本の家計

年額でどれだけのお金が上方からあり、またそれが旗本宮崎氏の賄方(家計)をどの程度支えたのか、御用状だけではそれがわからない。幸い、時期をさかのぼるが、延享元年(一七四四)

に作成された同家の年間収支明細がわかるので、それを整理してみた(表56)。

収入額は、関東と上方の領知村々から上る年貢米五二〇石を、一石につき一兩の相場で換金して得られる五二〇兩である。支配村高二〇〇〇石であるから、年貢率は二六%を見込んでいる。明和七〜八年のような凶作になれば、その収納米は当然目減りし、また米価の高低にも左右されるのが常であったから、この数値は  
いまでもなく一つのモデルであった。

それに対し支出は大きく五つの項目から構成されている。まず(A)は江戸屋敷に抱える家中(侍はじめ、代官、足軽、女中、中間、

門番などの人々への人件費で、米・金両方で支給され、金額にすると二九六兩三分となる。つぎに(B)は江戸台所用の諸経費で、薪・炭・塩・酒・香物といった費目が並んでいる。(C)は幕府への上納金。(D)は上方からの仕送り金に対する金利が大半を占めている。(E)は上方での諸経費で、中間四人ちゆうかんに対する給与が主な費目となっている。他に若干の使途不明金があるが、およそ支出を合計すると五五七兩一分となり、三七兩一分の赤字である。この帳簿は上方の村役人の手で成ったもので、この収支計算をもとに、江戸賄方の儉約が行われるはずだと記している。ところが江戸の方では、そう農民の計算通りにいかない事情があった。

#### 公儀との

#### 関係

農民の思惑通りに旗本財政が改善されない要因の一つは、公儀との関係である。明和八年の江戸御用状にも八月の頃に「此の度諸国一同早魃に付、御公儀様より、御儉約等仰せ出され候有り候、これにより此の度、猶又厳しく御儉約仰せ付けられ候、さゝいの儀も心付くる様仰せ出られ候」と見え、江戸屋敷でもこれまで以上に儉約し、書状などにも有合せの紙で間に合わせると記している。

また明和七年から八年にかけて領主である旗本宮崎氏では婿養子が迎えられている。当時の家主は幹忠(代々七郎右衛門と称す)で、延享三年八月に遺領を継ぎ、当時西の丸の御小姓組に属していた。幹忠には子息がいたが、早世した。そのため次の娘に、堀田兵部一常の三男岩次郎が婿養子として迎えられたが、この時のことをいうのだろう。江戸役人の一人である杉原専助は同八年の賀詞で、同冬は公儀へ婿養子願いが行われたため、甚だ取り込み、多忙、また物入りが多かったと断っている。すでに村々へは、養子の屋敷入り(引越し)の日程は二月中旬くらいになりそうだが、その上は月割金を加増して、当面は三月分のみ一〇兩

増しにしてほしいと願い出ている。江戸では婿養子の縁組みのため、例年以上に金策に迫られていたのである。そして同年暮の書状には、養子の一件ではよほど出費もかきむが、何とか両村の衆中が申し合わせて出し、「殿様にも首尾能く、御奉公勤まるように勵んでほしい」と訴えている。つつがなく養子縁組が調い、「家」が続くことは公儀への奉公でもあったのである。

八年一月両村は決まった縁組を祝って、挨拶状とともに殿様へ金二百匹、若殿様へ五百匹、御娘様へちりめん小袖一領と金二分の祝儀をそれぞれ送っているが、このように村々に多大な出金を強いて養子縁組は行われ、一四年後の天明五年（一七八五）十二月養子岩次郎は成庸と改名して宮崎家を継いでいる。時に三二歳であるから、養子入れの時は一八という若さであった。

## 第二節 兵庫津と商業

### 1 尼崎藩治下の兵庫津

松平氏の 宝永八年（一七二一）二月、青山氏に代わって松平氏が尼崎藩主となった。その翌年（正徳二年）支配 二月着任した兵庫奉行の一宮弥五左衛門は、兵庫津支配の大綱を示した「条々」を出した。これは先の貞享二年（一六八五）の「条々」を踏襲しながら、新たに規定されたところもあり、全六〇条に増えている。

まず幕府・藩の法令遵守を命じ、ついでキリシタン宗徒の密告奨励、宗徒を隠した場合の五人組・組頭・惣代・名主の連座処罰をあげ、さらに家族道徳については、父母に孝行、夫婦兄弟仲間は親しみ、下人は主人に従うという儒教的道徳を述べている。一方寺社に対しては、小庵・小祠といえども新規に建立することを禁じ、仏事葬礼を簡素化し、新規の祭礼を禁じた。また人身売買・未届けの鉄砲所持・博奕賭勝負・徒党を組むことも禁じ、喧嘩両成敗をうたっている。これらは尼崎藩独自のものではなく、幕府の定めた法令によっている。

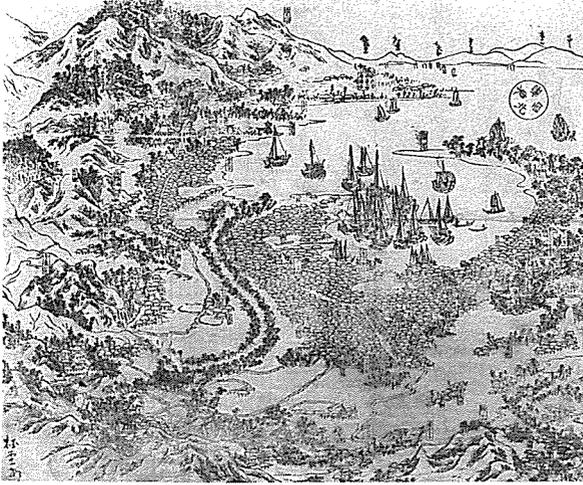


写真 71 兵庫津細見図

物権・相続・商業上の訴訟の取扱いは、貞享の「条々」を踏襲している。

宿駅に關しても貞享二年の条目を踏まえながら、新たに旅人の病氣はすぐ医者を呼び手当てをし、行倒れや酔っ払いは介抱したうえで次の宿継ぎ村へ送らせ、もし死亡した場合は、問屋・庄屋・組頭が立ち会い、その者の状況・所持荷物などを記し、奉行に提出してその指図を受けるように命じた。特に幕府の荷物、継

飛脚は遅れず勤めることとし、往來の旅人の宿泊は毎日宿帳に記帳させることとした。宿駅として不審者の入り込むことを警戒しつつ、旅人の保護にも留意し、さらに公用を完全に果たすことを命じているのである。

港としての規定も、貞享二年の「条々」とほとんど同様だが、難渋している船への海難救助をあらためて命じるとともに、幕府船入津の際は洪滞なく勤めること、公儀の船あらためがある時は、浦辺の役人や問屋・船宿の者が出向き、他国船の出航を止めて奉行の指図を受けるよう指示していることなどが新たに追加されている。また実際にも、藩は出入りする廻船の監視を重視し、新しく兵庫廻船奉行・兵庫廻船改役を設け、和田崎の番所に昼夜詰めるようにさせている。

津中の生活風俗については、銘々家事に励むことを命じ、怠ける者には、五人組内で意見をし、悪事に走る者のないよう留意させ、武芸の稽古や長脇差を帯びることを禁じた。衣類は妻子ともに儉約させ、身分不相応となることを禁じ、嫁取も質素にし、婚儀の会食は一汁三菜を限度と定め、花嫁に水を浴びせる慣習も禁じた。また操り人形・歌舞伎・浄瑠璃・諸勧進・物もらいなどが津中へ入ることも、他領で行われる歌舞伎・操り人形を見物に行くこともともに禁じた。

津中の人々の移動にも注目している。毎年人別や宗旨を吟味して帳面を作り、寺社の者や町人百姓の逃亡、破産などで移動があれば報告させ、二、三年も音信不通の場合は人別帳からはずしてその理由を届け出させた。奉公人として他所へ出ることは、たとえ一季(一年)・半季(半年)でも停止し、もしやむを得ない理由があれば奉行の指図に従わせ、また所用や商売で他国へ出る時も奉行へ届け出させた。こうして人口移動を把握するとともに、稼働人口の減少を防止しようとしたのである。

防災に関しても、貞享二年の場合と同様で、消火・水防にあたることを命じている。

**兵庫津商業** 西国諸藩は、換金や大坂商人への借銀返済のため、多くの蔵米を大坂に廻送したが、その総

**の展開**

登高は、正徳四年(一七二四)一一二万石、享保初期八三〇万石、明和三年(一七六六)一

四一萬石、安永五〇九年(一七七六〇)平均一二五万石で、享保初期は減少したが、その後は一二〇〇一四〇万石台になっている。

これに対して、商人が諸藩や家臣などの売る払い米を現地などで買い請け、上方へ積み登した納屋米の大坂入津量は、正徳四年二九万石、元文元年(一七三六)二三万石、文政年間二八・八〇三二・八万石で、領主

第二節 兵庫津と商業

表 57 大坂へ移入された主要商品の变化

種 類	正 徳 4 年 (1714)		元 文 元 年 (1736)	
	数 量	価 銀	数 量	価 銀
納 屋 米	282,792 <sup>石</sup>	40,813 <sup>貫</sup>	220,791 <sup>石</sup>	8,637 <sup>貫</sup>
菜 種	151,225 <sup>石</sup>	28,048	128,859 <sup>石</sup>	
材 木		25,751		6,955
干 鰯		17,760		3,492
白 木 綿	2,061,473 <sup>端</sup>	15,749		
紙	148,464 <sup>丸</sup>	14,464		6,884
鉄	1,878,168 <sup>貫</sup>	11,803	1,011,939 <sup>貫</sup>	2,948
掛 木	31,092,220 <sup>貫</sup>	9,125	38,697,509 <sup>貫</sup>	4,828
銅	5,429,220 <sup>斤</sup>	7,171	3,049,725 <sup>斤</sup>	3,511
木 綿	1,722,781 <sup>斤</sup>	6,704	1,603,878 <sup>斤</sup>	3,597
煙 草	3,631,562 <sup>斤</sup>	6,495	2,683,056 <sup>斤</sup>	1,965
砂 糖	1,992,197 <sup>斤</sup>	5,614	2,730,586 <sup>斤</sup>	
大 豆	49,930 <sup>石</sup>	5,320		
塩	358,436 <sup>石</sup>	5,230	462,677 <sup>石</sup>	
小 麦	39,977 <sup>石</sup>	4,586		
塩 魚		4,156		
胡 麻	17,142 <sup>石</sup>	4,129		
綿 実	2,187,438 <sup>貫</sup>	3,919	394,950 <sup>貫</sup>	221
生 魚		3,475		2,409
毛 綿 緞	116,647 <sup>貫</sup>	3,430	52,096 <sup>貫</sup>	1,983

資料：大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』、『大阪市史』1

米と比較すると、数量は少なく、廻米量の変動は大きい。

さらに大坂へ廻送される他の納屋物を見ると、表57のように正徳四年に比して、元文元年分は数量的にはとんどが減少している。例えば、灯油の原料である菜種は一五万石余から一二万石に、綿実は一八万七四三八貫から三九万四九五〇貫に、綿織物の原料綿は一七二万斤余から一六〇万斤余に、銅は五四二万斤余から三〇四万斤余に、鉄は一八七万貫余から約一〇一万貫になっている。

これら諸国の商人がもたらす納屋物の売却は、必ずしも大坂に限定されず、価格や運賃でより有利な場所があれば、その途中でも売りさばかれる傾向があった。

こうした流れに注目した兵庫の浜本陣五人は、関係諸藩に納屋物販売を願い出て、それぞれの藩領の商船を浜本陣に到着させ、その貨物の売買を始めた。その結果、問屋の一人北風荘右衛門方へ来ていた伊予・土佐・筑前・石見・広島五カ国の商船も寄りつかなくなり、他の問屋も打撃を受けるようになった。そこで荘右衛門は、享保十三年（一七二八）九月、取引のある藩の家中役人にあてて、従来兵庫表では海陸とも藩御用や家臣往来時の接待または藩主御用など数年勤めてきたことを挙げ、この御用を続けるために、領分の諸商船が納屋物を積み登ってきた時は、荘右衛門方で売買するよう命じてほしいと嘆願している。このように問屋側も巻き返しをはかった。

一方、浜本陣は商船の荷主・船頭の扱い方に馴れていなかったため、いったんはそれぞれの藩の浜本陣に立ち寄るようになった商船の荷主や船頭も、次第に浜本陣での売買を忌避するようになった。浜本陣もついに客を問屋に譲ったり、名目は残しても実際は有力な問屋に客との取引などをまかせたようになった。とは

いえ、問屋の扱う納屋物の変動は大きく、享保期の不況時には、問屋数も延宝年間の一三六軒から七六軒に減少している。

さて元文期に納屋物の大坂市場への搬入が停滞した理由を、大坂商人も、途中で販売されたからだと考えた。その一例として材木があげられる。

宝暦四年（一七五四）大坂材木商仲間は、西宮町・神戸村・兵庫津・御影村・脇浜村の五カ所の材木市が、大坂へ着くべき材木を途中で取引するため、材木が減少して価格も上がり、幕府の御用材調達にも影響するという理由で、五カ所材木市の禁止を大坂町奉行所へ訴え出た。町奉行は大坂城代ともはかり、五カ所の材木購入は認めしたが、購入材木はすべて大坂問屋へ売り渡し、五カ所で必要な材木は改めて大坂から購入するように命じた。これに対し五カ所の商人は、材木取引は正徳年中から行っており、大坂へ送状のある材木以外は自由に売買できるはずであると領主尼崎藩に願い出た。藩もこれを認め、大坂城代に証拠の文書を示してとりなしたので、五カ所に限っては材木売買が承認されることになった。

しかし兵庫の問屋が売買できる商品は限定されていた。明和六・七年に従来売りさばいてきた商品を列記した記録を見ると、

米穀ならびに雑穀類・材木類・炭薪類・干鰯類・油粕類・扱苧類（麻苧）・生魚類（魚貝）・塩魚類（塩魚干魚）・檜木縄類・紙類・鯨数の子類・タバコ類・椎皮桃皮類・榎実・昆布・塩・芋・鯨油（魚油）・木綿・コンニャク玉・石灰・青物類・竹・鉄・畳表・海藻の類（海藻類ならびに干物類）・実綿・綿実・市皮・苫・シニコ皮・蕨縄・空樽・タフ皮・藍玉・茶

の三六種があげられており、その他は大坂の商業の妨害になるという理由で制限されていたのである。幕府としては、膝下の江戸の物価を最も重視していたので、江戸への商品の大きな移出元である大坂市場を保護し、九州・中国・四国などの商品を大坂市場に集め、それを江戸へ送らせる流通機構を維持したかったのである。

一方、廻船業者たちは納屋物の買積商いに進出した。享保十七年たまたま岡山藩が綿座・綿実座を廃止した時、御影・大石浦の廻船業者が早速これに注目して買積商いを行っているが、こうした近辺の廻船の活躍は、兵庫津でも問屋などの注目するところとなった。買積商いというのは、船主自らが船に乗るか、さもなければ船主が船頭に積荷購入資金を委託し、その才覚のもとに寄港地ごとの有利な積荷の売買を行いながら巡航するものである。これは海難の危険はあるが、遠隔地間での地域価格差にもとずいて大きな収益をもたらした。

兵庫津内の廻船業者はもとより問屋などのなかからも、積極的に買積船の運営に乗り出す者が出てきた。その反映とみられるが、享保十九年には九艘しかなかった廻船が、明和六年には二五艘に増加している。

**市中の発展と** 表58に示したように慶長七年(一六〇二)から享保十四年(一七二九)の約一二〇年間に、市階層差の進展 中の町数は四〇から四四に増加し、寛文頃には一万三五一七人であった人口も宝永八年に

は二万人を数え、以後やや停滞して享保十四年は一万九七六六人となっている。この時代の都市の傾向では、一般的に出生率よりも死亡率が上回るのので、都市での人口増加は、内部的な自然増というよりも、他所他国からの移入人口が移入人口を上回った社会増の結果といべきで、兵庫での人口増加も移入人口の増加によ

第二節 兵庫津と商業

表 58 兵庫津の町・家・人数の変遷

年 代	町数	家数	カマ ド数	本家	借家	総人口	男	女
慶長 7(1602)	40	軒 878				人	人	人
寛文ころ		1,608				13,517		
宝永 8(1711)		3,271				20,802		
享保14(1729)	44	3,595	3,934	1,868	1,727	19,766	10,984	8,782
元文 4(1739)	44		4,245	1,957	2,288	20,546	11,265	9,281
宝暦 9(1759)	44		4,707	1,970	2,737	21,030	11,370	9,660
明和 6(1769)	45		4,986	1,983	3,003	21,912	11,739	10,173
天明 7(1787)	45		5,509	2,441	3,068	19,588	10,270	9,318
天保 9(1838)	45		6,884	2,158	4,726	19,791	9,752	10,039
元治 1(1864)	47		7,253	内住居 6,281	内空家 972	19,556	9,398	10,159

(注) 宝永8年の牛数85匹、馬数25匹、駄馬数3匹、享保の年次は14年と推定。元治元年人口は史料記載。  
資料: 『兵庫岡方文書』、『神戸市史』資料2、『加藤省吾文書』

るとみられる。

享保十四年の人口の内訳は、男一万九八四人・女八七八二人で、女性一〇〇に対する男性の割合は一二五となり、なお出稼ぎ型の様相を呈している。ちなみに男のうち一五歳から五〇歳までの稼働人口は六三六三人である。これは商家の丁稚・手代や手工業者の弟子さらには船乗りなど単身の男性が多いためであろう。

また家数は三五九五軒であるが、世帯数を示す竈数は三九三四で、家数より多い。つまり長屋など一棟の家屋に二世帯以上が住んでいたことを示しており、一世帯は平均五人ということになる。

次に本家と借家との別をみると、本家数は一八六八軒、借家は一七二七軒で、借家戸数が家持ちの本家数にほぼ迫る数となっている。こうした借家人の多さからすれば、江戸時代初期のいわゆる譜代下人などの奉公人が、次第に独立し得た結果も含まれているとみられる。借家人や同居人が必ずしも本家居住者より貧しいとはいえない。しかし、

借家人の増加は、一方で家主に家賃収入の増大をもたらし、他方では生活の不安定な借家人が増加していることをも示しているのである。

兵庫町人の 天和元年（一六八一）に兵庫津で、背後地の川東や川西に耕地を所有していた者は、七八五人  
新田開発 へのぼっている（表59）。このうち農民として自立し得る最小規模の耕地面積三反以上を所持

する者は一四五人で、耕地登録者の一八・五％にすぎない。残る六四〇人は零細耕地しか持たず、一町以上の耕地を持つ二七人の小作人になるとしても、その数は限られている状態にあった。またこの時期から元禄期にかけては農業技術の面でも進展がみられ、農民は耕地の拡大を望んでいたし、町人のなかにも土地所有への意欲があった。

兵庫津でも元禄年間、兵庫と御崎村の間にある和田芝野において、名主・庄屋ら八人による新田開発が試みられている。この時開墾によって一町一反余の耕地を得たが、この地域は御崎村が秣場としていたところであったため、これに抗議して訴訟となった。その結果、芝野については御崎村の勝訴となったが、既に開墾された耕地はそのまま開発者八人に下付されることになった。しかし耕地はその後放棄されたため荒地となり、再び他領の者がその開発を願ったので、新出願者の耕地となることを危惧した兵庫津の地方庄屋仙右衛門は、大坂の小橋屋宇兵衛を仲介役に御崎村との折衝を重ね、よう

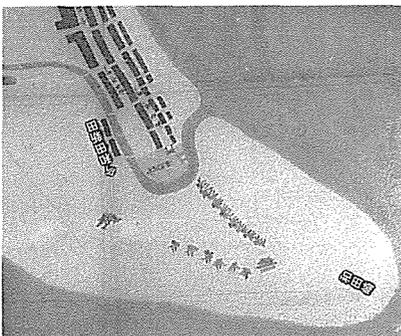


写真 72 今和田新田位置図  
（兵庫津絵図より）

第二節 兵庫津と商業

表 59 天和元年(1681)兵庫津川西・川東の耕地所有状況(1) (単位:人)

登録人 居住町村名	所有耕地 面積								合計
	1反 未満	1反~ 3反 未満	3反~ 5反 未満	5反~ 1町 未満	1町~ 2町 未満	2町~ 3町 未満	3町~ 4町 未満	4町 以上	
1 今出在家町	6	3		1					10
2 磯之町	23	9							32
3 魚棚町	7	5							12
4 江川町	8	7	5	1	1				22
5 鍛冶屋町	10	6	1						17
6 川崎町	4	2							6
7 北宮内町	3	1	1						5
8 木場町	2	5	1		2	1			11
9 木戸町	5	10	1						16
10 北中町	4	6	1	2	1		1		15
11 切戸町	18	5	3	4	2				32
12 小物屋町	1	6		2	3				12
13 小広町	4	6							10
14 算所村	2	5	1						8
15 逆瀬川町	7	5	2	1					15
16 新在家町	26	8	1						35
17 鹿屋町	10	11	3	2					26
18 塩屋町	11	10	3						24
19 島上町	11	1							12
20 神明町	10	4	1						15
21 新町	22	10							32
22 関屋町	10	4							14
23 匠町	4	1							5
24 長福寺町	9	9	3						21
25 出在家町	18	5	1						24
26 鳥屋町	7	1	2						10
27 長沢町	7	10	7	3	3				30
28 西大路町	5	4	1		1				11
29 西出町	8	1							9
30 西宮内町	20	13	4	5	2				44
31 西柳原町	8	1	5	1	1				16
32 東柳原町		3	3	2	4	1		1	14

表 59 天和元年(1681)兵庫津川西・川東の耕地所有状況(2) (単位:人)

登録人 居住町村名	所有耕地 面積								合計
	1反 未満	1反~ 3反 未満	3反~ 5反 未満	5反~ 1町 未満	1町~ 2町 未満	2町~ 3町 未満	3町~ 4町 未満	4町 以上	
33 東出町	1	1							2
34 船大工町	22	6							28
35 細辻子町	10	4	3	3					20
36 松屋町	11	3							14
37 宮内町	11	3							14
38 宮前町	16	7	1						24
39 湊町	7	14	3	3	1				28
40 三川口町	3	7	11	8	1	1			31
41 南中町	19	14	6	1					40
42 門口町	2	5	3	2					12
43 和田崎町	5	2							7
小計	397	243	77	41	22	3	1	1	785
1 ひじり			1	1					2
2 その他	6	8	2						16
小計	6	8	3	1					18
1 御崎村	14	25	5	1	1				46
2 尻池村	7	15	1						23
3 鳥原村	5	2							7
4 坂本村	7	5	2						14
5 走水村	5	9	2						16
6 二ツ茶屋村	36	15							51
7 北野村	1	1							2
小計	75	72	10	1	1				159

資料:「兵庫岡方文書」

やく享保七年六月新田開発について双方の妥協が成立した。すなわち和田芝野について御崎村側は秣場としてまず三町歩を、兵庫側は元禄年間の方も合わせて新田三町七反余を確保する、残りの土地のうち四割は御崎村方、六割は仙右衛門方とし、また秣場三町歩をも開墾する必要が生じた場合は双方協議してこれを折半すると定めている。

これによって仙右衛門はあらためて私財を投じて新田開発に着手し、翌八年十月には用水取樋と悪水抜樋などの灌漑排水工事を完成、十一月には検地を受け、下々畑六町八反一畝二八歩を所持するようになった。これを今和田新田という。

## 2 幕府支配下の兵庫津

**幕府の兵 庫津支配** 明和六年（一七六九）幕府は、兵庫・西宮など西摂沿岸一帯を幕府領に編入した時、兵庫津については、山林や耕地に關しては代官の支配とし、津中町方の支配は大坂町奉行に命じた。大坂東・西両町奉行所では、新たに兵庫・西宮上ヶ知方という役を新設し、東組・西組からそれぞれ与力各二名・同心三名を出してこれに任じた。

兵庫・西宮へは勤番として毎月両組から交代して、小買物以下の与力各一名、組頭筆頭同心各一名を派出し、与力には十人扶持、同心には三人扶持の出張手当が与えられた。また飛驒高山の代官付地付役人六人を、半数ずつ兵庫と西宮に移して地付同心とした。

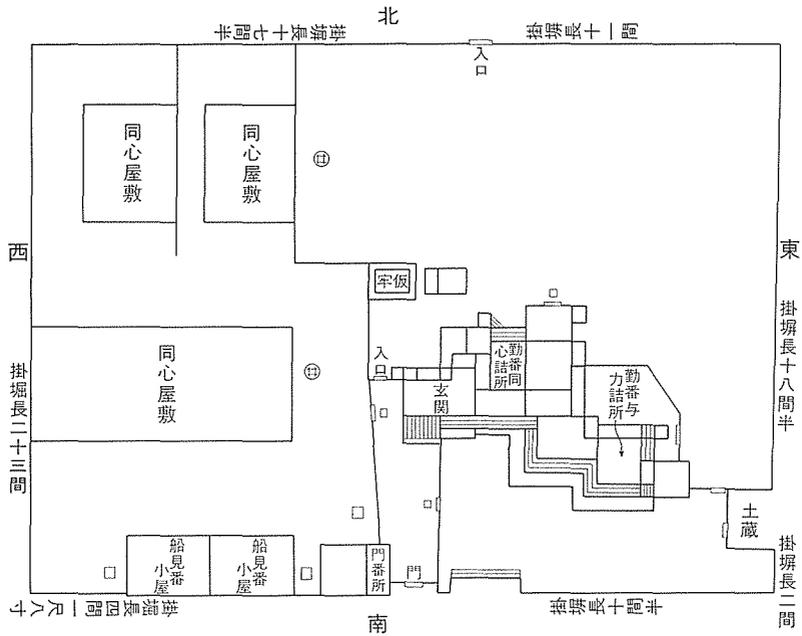


図 19 勤番所 平面図

大坂町奉行所内の兵庫・西宮上ヶ知方は、それぞれの地に派遣されている勤番与力の取り扱った事柄を記録し整理して、町奉行へ必要書類を提出し、町奉行の裁許を勤番与力へ伝えた。また付属の地方役は兵庫での芝居その他諸株の書類や水帳（土地台帳）を担当し、寺社役は寺社関係、勘定役は勤番所の経費関係、盗賊吟味役は盗賊の吟味を担当し、訴訟は大坂両町奉行が直裁した。兵庫の陣屋は改築されて勤番所となった。勤番所の敷地は六九〇坪（二二八二平方メートル）で、この内に地付同心三人の屋敷が各人五〇坪ずつ割り当てられた。勤番所の門番は足軽が交代して各一人、和田崎船見番所（建坪六坪）に船見番足軽二人を置き、勤番与力以下足軽まですべて勤番所に居住した。勤番所には仮牢もあった。

第二節 兵庫津と商業



図 20 岡方惣会所平面図

勤番与力は津中からの願書や訴訟を受理して、大坂町奉行所内の関係諸役に伝達するほか、神事祭礼を巡視し、火付盗賊の逮捕や町中の巡回にあたり、勤番同心、地付同心はこれを補佐した。

津中の市制にも若干の変化が生じた。まず各町の組頭は年寄と改称された。名主は、三方(岡方・北浜・南浜)それぞれ複数であったが一人ずつとなった(104頁表17)。名主の選出も、松平氏の支配下では三方それぞれ組頭が選出していたのを改め、方角(三方のうち該当する一方)ごと町人(家屋敷所持者)一人に一票を原則とし、町年寄の投票は町人の一〇票に相当するものとし、さらに他の二方の名主の投票(町人の二五票に相当する)を加えるという格差をつけた方法による多数決となった。

こうして選出された三方の名主は、月番を定めて月番名主が三方一円の名主として事に当たった。月番中は毎日勤番所に詰めて、与力の下で市政に参与し、大事な事項は惣会所に他の兩名主を招集して協議した。名主は帯刀一本を許され、肩衣を

着て威儀を正し、屋号を一般町人のように肩書とせず、頭書とする特権を与えられた。

惣会所で勤務する惣代は、三方それぞれに一人いるのが原則となり、また名主と同様に月番制をとった。市制の事務や法令に熟達した惣代は、苗字を名乗り、子息を見習として置き、世襲するようになった(105頁表18)。

岡方惣会所の平面図を見ると、惣代詰所の隣室に筆者詰所もあり、見習もしくは筆者がいたと考えられる。そのほか小使部屋もあり、ここに一人小使がいたようである。

### 租税の変化

租税にかかわる賦課は、藩領時代の課目が原則的に継承される。兵庫津の場合賦課は、地子方と地方との二本立てになっており、幕府領になってからもその形は変わらず、いずれも代官が管轄した。

地子方は町方にかかわる地子と諸営業に関する賦課である。地子は大坂では免除されていたが、兵庫では幕府領になってからも、藩領初期の石高が本高として継承され、新しく町屋となった分は新田屋敷として加えられている(表60)。

諸営業に関する賦課では、藩領期から引き継いだものに、水主米・訴訟銀・傍示銀・他国船囲敷地銀・左官冥加・鍛冶屋冥加・廻船渡海船運上などが(表61)、幕府領になってから新しく加えられたものに、船大工・同家業場・糶屋・畳屋・旅籠屋などへの冥加銀や輪木銭(船焼きの明かりが

表 60 兵庫津地子方の貢租 (文久3年(1864))

区 分	高	諸引残高	取 米
本 高	石 1,012.2	石 999.81	石 499.905(免5)
新 田 敷	323.592	321.828	325.427(免10)
見 取			0.769
伝馬宿入用	0.8		
六尺給米	1.162		
蔵前入用	銀200.12		

資料:「兵庫岡方文書」

第二節 兵庫津と商業

のほか地子方・地方ともに、幕府領で共通の高掛り三役が課された(表62)。幕府領になってから、特に新しく株仲間の結成が進められ、大坂町奉行所へ冥加銀を上納するようになった業種には、諸問屋・殺物仲買・干鰯仲買・湯屋・茶屋・定芝居などがあり、なかには諸問屋のように納付

影響する漁業への補償金で、藩領期は漁民に徴収が認められていたが、幕府領になってからはその半額を上納させた)などがある。その課目は明和八年さらに人乗船・茶船・魚買船などにも広げられた。

表 61 兵庫津地子方の運上・冥加金 (文久3年)

種 目	運 上
(藩領期から継続の分)	石
1 水主米	米 93.5 匁
2 訴訟銀	銀 2,370
3 傍示銀	// 645
4 材木置場冥加	// 20
5 他所船作事敷地銀	// 50
6 他国船囲敷地銀	// 525
7 瓦師冥加	// 81
8 左官冥加	// 315
9 鍛冶屋冥加	// 118.5
10 水車大工冥加	// 108
11 廻船	// 358.92
12 渡海船	// 2,388.72
13 納薪銀(木柴代)	// 42.28
(幕府領期より新規の分)	
① 船大工家業場	// 96.5
② 糶屋14軒	// 31.5
③ 畳屋10軒	// 150
④ 旅籠屋51軒商人宿67軒	// 118
⑤ 輪木銭	// 21.25
⑥ 船大工	// 1,335
△ 人乗船	// 1,344
△ 小宿茶船	// 2,087.8
△ 煮売茶船	// 857.33
△ 休茶船	// 1.5
△ 魚買船	// 126
△ 通船	// 96.24
△ 小廻船	// 542.4
☆ 西出町働場冥加	// 44.12
☆ 紺屋27軒	// 55.3
☆ 漁師働場冥加(網繕ほか)	// 41.7
☆ 漁師道具納屋地代	// 21.3
☆ 醬油造冥加	// 212.9
☆ 瀬取運上	// 40.58
☆ 油樽屋冥加	// 108
☆ 輪竹職冥加	// 19.6
☆ 線香屋冥加	// 27
☆ 網打職冥加	// 58.5

(注)この他に家根葺役銀18匁(藩領期よりあってその後消滅)、生貝船運上(明和8年新設、その後消滅)があった。

□: 幕府領初期新規の分  
△: 明和8年より新規の分  
☆: 天明8年以降新規の分

資料: 『兵庫岡方文書』、『神戸市史』資料2

銀高の多いものもあった(表63)。

表 62 兵庫津地方の貢租(嘉永4年(1851))

区 分	高	納 高
本 高	石 2,626.3	米 1,665.68
新 田	348.131	米 210.31
見 取		米 0.4
水車運上		銀 104.7
六尺給米		米 0.155
蔵前入用		銀 370.17
伝馬宿入用		米 1.481

(注) 史料記載本高新田取米合計 1,875石99  
史料記載納米合計 1,878石026

資料:「兵庫岡方文書」

表 63 兵庫津株仲間冥加金(天明7年(1787))

種 目	冥 加 金	備 考
諸問屋121軒	銀18貫400匁	明和8年株免許
穀物仲買125軒	// 860	//
干鰯仲買70軒	// 860	明和9年株免許
干魚塩魚仲買70軒	// 215	//
生鮑仲買23軒	// 129	//
たばこ仲買73軒	// 258	安永2年株免許
素麵屋25軒	// 150	安永4年株免許
焚湯仲間33軒	// 473	安永元年株免許
茶屋株15軒	金 30両	明和7年株免許兵庫駅馬持納
定芝居1軒	銀 430匁	明和8年株免許算所村衆納
米市場仲買30軒	// 1貫419	明和9年株免許

(注) 大坂町奉行所へ上納分  
資料:『神戸市史』資料2

3 兵庫津商業の展開

株仲間の 老中田沼意次のもとで進められていた株仲間結成への動きは、仲間に営業の独占を与えて、運成立 上金や冥加金の増収をはかろうとするもので、幕府領に編入された兵庫では、その動きが次第に顕著になっていった。

まず明和七年（一七七〇）兵庫駅所への助成目的で茶屋株一五軒、翌年定芝居株一軒が許可されたが、他所他領の者と競合する業種の場合はその認可が遅れ、同九年諸問屋株一二一軒が、さらに同年穀物仲買・干鰯仲買・干魚塩魚仲買・生鰯仲買・米市場仲買・焚湯仲間がそれぞれ許可され、安永二年（一七七三）にはたばこ仲買、同四年には素麵屋が許可されている。

しかし株仲間の認可にはかなりの紆余曲折があった。諸問屋の場合は、明和六年の幕府領編入後直ちに株仲間を出願しているが、翌年六月に江戸の沢田屋弥七、大坂の檜木屋源兵衛・河内屋六左衛門の三人が兵庫問屋一二〇軒の株を、上納する冥加銀を多くして出願したので、同八年十二月株は沢田屋側に許可されてしまった。この三人は翌九年六月兵庫西出町において、江戸屋孫太郎という名義で、諸問屋を差配するとし、一二〇軒から名義貸料として銀三六〇貫目を徴収しようとした。

そこで兵庫の諸問屋側は結束してこれに抵抗し、大坂町奉行所へも出訴したが、町奉行は双方合意して問屋株を請けるようにという立場をとったので、兵庫側は納得せず、ついに瓜屋長左衛門の仲介で直接交渉し、

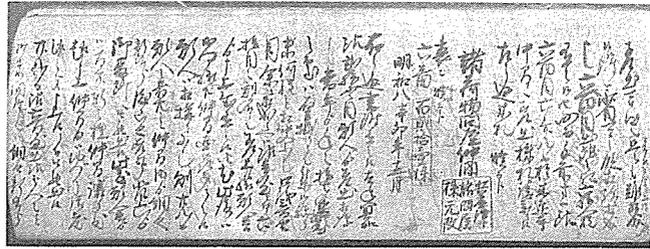


写真 73 諸問屋株の記事（「万控之留帳」）

問屋株を銀七〇貫目で買い取ることに決した。諸問屋仲間は申し合わせて、一人前銀六〇〇目ずつ出すこと、一時に出銀できない者は月賦で出し、出銀が済めば株札を渡すこととした。銀六〇〇目を直ちに届けた問屋は六〇人余で、その他の者の株の購入資金は、富裕な問屋が立て替えて払ったと考えられる。

穀物仲買の場合も明和六年八月に株の免許を出願したが、直ちには認可されなかった。そこで十月再び願書を出し、大坂への送り状のある貨物を取引しない、米買付の契約金として実額の三分の一だけ支払って蔵元から受け取った米切手を他へより高く転売するような不実な商売や、投機的な米の空売買などはない、その他大坂米市場の障害となるような行為を慎しむなどを誓約書として提出し、銀二〇枚の冥加銀を毎年十二月に上納する条件で株仲間の認可を得ようとした。ところが同月鍋屋九兵衛ら二三人も、従来穀物商であるという理由で別に株の免許を取ろうとし、その他の者の申請もあつたりしてなかなか認可されるに至らなかった。同八年十二月になってようやく認可され、大坂町奉行に穀物仲買名前書と仲間規約とを差し出している。

この仲間規約の内容は、(1)幕府指図外の城米は一切取り扱わない、(2)出所のまぎらわしい穀物は売買しない、(3)問屋・舟宿に現物の無い穀物は売買しない、(4)風難で濡れた穀物をみだりに売買しない、(5)穀物は幕府公定の京升ではかって売買する、という制限の厳しいものである。



写真 74 干鯛仲買寄進の灯籠 (薬仙寺)

町奉行も、願の趣旨に背いたり、慣例でも見逃し難い弊害のある時、さらに大坂への貨物を引き取ったり大坂側の障害となる際は、吟味の上廃業処分か処罰するとし、翌年から毎年銀二〇枚を十一月中に必ず上納するよう命じた。大坂町奉行が大坂への商品集中をいかに重視していたかがわかる。穀物仲買は、穀物を仕入れてこれを他地方に売ることを営業としていたが、精米小売も行っていたので、津中ではこの株仲間外の白米小売は厳重な制裁を受けた。

干鯛仲買は、早く仲間を結成し、享保期以後は古組と新組の二組あって、対立も生じていた。まず明和六年八月古組三五人が、毎年一〇枚冥加銀を納入するとして株仲間を出願した。次いで新組一九人も出願したので、大坂町奉行所では同業者にも諮問した結果、両組が合併することを勧めた。こうして両組五四人は一組となり、同年十月あらためて、銀一五枚の冥加銀を上納するとして出願した。しかし奉行所は冥加銀の増額を再三迫り、長い折衝のすえついに明和八年十二月、冥加銀は初年度に限り銀二〇枚とするが以後は一五枚とすることで、ようやく株仲間が認可された。とはいえ翌年正月の干鯛屋仲間定書に連署した仲買は五人であり、冥加銀の割り当て分を出銀できなかった者の存在を推測させる。それでも以後安永七年にやっと五八軒となり、天明八年(一七八八)には七〇軒と増加している。

米市場仲買株の場合は、明和九年大坂・兵庫両地

の者の出願で、三〇軒が許可され、大坂堂島米市場と同様に兵庫でも佐比江で米市が立てられ、その取引は次第に盛んになっていった。これは大坂側商人が参加しているので、認可は早かったと考えられる。

こうして株仲間が認められると、冥加銀を上納しなければならなかったが、冥加銀は定額の場合もあったし、諸問屋のように変動する場合もあった。兵庫諸問屋仲間の冥加銀は、取引口銭高によって定められる方式で、口銭高合計銀三〇〇貫匁までは一七貫九三五匁、それ以上ある時は口銭一貫匁につき銀六〇〇匁を増す定めであった。

このため取引高を記した仕切帳を、奉行所で点検するため、仲間の代表が大坂へ出張・滞在しなければならぬ。当然滞在費用がかさむのみならず、口銭の実態を奉行所側に把握されるというのも不都合であった。そこで安永三年二月諸問屋仲間は、滞在費用を口実に、口銭額の多少にかかわらず冥加銀は定額の一八貫匁とすることを出願した。奉行所はこの額の引上げを命じて再三却下し、ようやく翌年八月銀一八貫四〇〇匁の定納とすることで決着した。

この交渉中に作られた「口銭高書上目録」によると、安永二年十二月一日から同三年五月末日までの半年決算による問屋口銭の合計額は、銀一三三貫七四七匁四分三厘であった。この時間屋株一二一軒のうち、二四軒は休業している休株であったから、これは残る九七軒分の口銭総額ということになる。この半年決算の問屋口銭総額を倍増し、仮に一年分二六七貫四九四匁八分六厘とすれば、三〇〇貫匁には満たないので、冥加銀は一七貫九三五匁となり、定納として一八貫四〇〇匁としたのは問屋側に不利であったといえる。

加えるにこの時期なお営業不振な問屋も多く、ついに安永九年十二月には冥加銀の上納が困難になり、諸

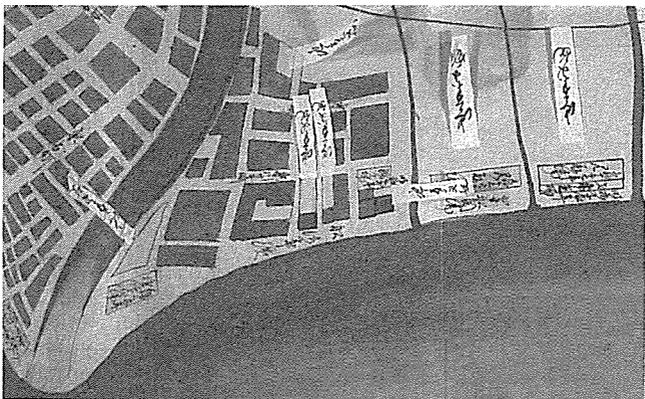


写真 75 北国船囲い場(兵庫津絵図部分)  
東出町浜に船作事場・北国船囲場・材木置場がみえる。

問屋仲間は、幕府に対し、南鐐銀二〇〇〇両を借用しこれを運用してその利息で上納銀額の不足を補うことを願い出た。借用条件は、北風荘右衛門らの所持する家屋土蔵など九カ所を抵当とし、金二五両につき一月五朱つまり年利一五%の利息を支払うというものであった。

北風家の こうした状況から経営を次第に拡大してきたのが

台頭

北風家である。安永三年五月末日までの半年決算

で、諸問屋各家の口銭額をみれば、貝屋仁右衛門の六貫一六七匁余を最高とし、五貫匁台は三人、四貫匁台は四人、三貫匁台は六人、二貫匁台は四人、一貫匁台は二五人、一貫匁に満たない者は五四人も存在していて、問屋でも経営の苦しい者が多かった。

このなかで、先の半年決算で口銭額が三貫匁余しかなかった北風荘右衛門は、安永年間先祖の残した埋蔵金を掘り出し、安永二年に浜の家、安永五年に浜の蔵を購入して営業拡大を図っている。また不振の親類にもその依頼を受けて安永二年に銀六四貫匁を貸し与え、親しい者二八軒にも助勢銀一一四貫六三匁余を貸している。

また、北国・西国はもちろん各寄港地ごとに有利な積荷の売

買を行いなから巡航して、遠隔地間の価格差に基づく利益を得るといふいわゆる買積船の経営にも、北風荘右衛門は積極的で、初期はいづみ屋弥兵衛その他と共同出資をして泰久丸などの廻船を購入し、買積船経営に乗り出している。天明二年にはトウクラゲのような食品を江戸へ廻送して販売したようである。寛政八年（二七九六）には自己所有の廻船二艘を店に貸し、その貸賃として個人会計に四貫匁の収入を得ている。こうした副業で得た利益を天明二年の決算時に店方勘定に入れ、繰越欠損を一掃し、以後年々順調に純益を残していった。

兵庫津の廻船はさらに北前船として遠く北海道までも航行して新市場で利益を上げたようであるし、北国船の入津も相次いで商いが行われた。入津した北国船を冬期困って置くための困い場があって、天明八年には一六艘分の困い場浜賃として二四〇匁を上納している。

天明七年の 天明二年から七年までは飢饉・凶作が続いた。このため全国的に一揆や都市の打ちこわしが打ちこわし 広がった。天明二年五月から七月の長雨で、西摂地方では米価が一石当り銀一三〇匁にも高

騰し、この年の年貢の軽減をめぐって十二月には農民が強訴を企てようとする動きもあり、翌天明三年十月には摂津西成郡数カ村の農民が不穏な行動を見せ、さらに天明四年には摂津川辺郡小浜・生瀬・川面村など九カ町村の者が、米価上昇で利益を得た米商人などを打ちこわしている。

天明七年は三月から雨天が続ぎ、近畿・中国・九州で洪水が起こった。当然凶作が予想され米価も上昇した。危機を感じた兵庫の三方名主は、月番惣会所で四月二十九日から窮迫人に対する救済抛金の協議を始めた。神戸村の俵屋孫兵衛はすばやくこの事態に応じて、白米一升六〇文の安値で販売したので、兵庫の搦米

## 第二節 兵庫津と商業



写真 76 施行も行われた七宮神社  
(若林秀岳画)

屋は支障を唱えたが、兵庫勤番所はこれを抑えた。大坂では五月十一日に天満伊勢町で打ちこわしが始まり、周辺にも波及していった。

兵庫勤番所では五月十三日名主藤左衛門を呼び出し、米を一升銀一匁で安売するよう協議したが、打ちこわしはその日の夕方から始まった。そして深夜までの間に、北中町米屋十兵衛、小物屋町平野屋半右衛門、木場町岡本屋伊左衛門、同町瓜屋嘉兵衛、木戸町和泉屋弥兵衛、同町和泉屋伊兵衛の六軒の米屋がこわされている。

勤番与力は直ちに被害者とその家主とを岡方惣会所に出頭させ、被害状況を調査し、十五日には大坂町奉行所から加番として与力二人、同心四人の来援を得ている。以後岡方惣会所を休憩所として勤番同心は津中を巡回し、加番与力と同心は内密に巡回して、警備と打ちこわし参加者の逮捕にあたった。逮捕者は十六日から、十七、二十一、二十二日の四日間に計一八人が大坂東町奉行所へ護送された。内訳は宮内町五人、北宮内町・切戸町・東柳原町・和田崎町・算所村各二人、東出町・出在家町・門口町各一人である。米一升銀一匁の安売りは十三日から十八日まで続けられ、十九日には七宮神社境内で粥が施行され、二十日には諸問屋が出した義捐米二五俵が町々へ分配された。こうした間に内々で米を江戸へ廻送した北宮内町北屋久左衛門が、手鎖・町内預けの処

分を受けている。二十一日には義捐銀一〇貫匁と粥施行の残り白米を加えて、宮内町多葉粉屋半七方で、一人一合ずつ二千人に施行する旨が触れ出された。この頃から市中はようやく平靜化し、二十六日には打ちこわしを受けた後、板囲いをして商売が禁止されていた六軒の米屋も、窮民に「飯米を与える」というので赦免された。

六月一日には津中各穀物仲買、米小売商人に対し、安売りの際に押買いをした者の有無が調べられたが、大坂へ出頭中の二人を除いた六一人の業者は、三方名主にその事実はないと返答している。同時に問屋・穀物仲買に対する穀物調査も行われた。問屋分は、廻船荷主から預り分と問屋の購入分を合わせて、総計米二七六四俵（うち二五二俵は江戸廻米用）、大豆二七八〇俵、小豆九九〇俵、小麦二十五俵であり、穀物仲買分は総計七八二四俵で、そのうち三五三四俵は仲買所持分で津中へ搗売米として小売するもの、二九五〇俵が御影屋平兵衛船積荷物（越後三島米・筑前秋月米・越後高田米）、一三四〇俵も他所預り米である。六月二日北風荘右衛門が購入した米は豊前米（一石当り一七一匁・加賀米（一六三匁・高田米（二六五匁・長府米（二七一匁・庄内米（一五一匁）とやはり高値であった。

また六月十二日には日雇の賃銭が調査されている。蔵出しや船積みで米穀を運搬する日雇は一石につき銭十二文、俵別掛け改めの日雇は一石につき五文、浜から本船へ積入れの小回しをする賃は一石八文である。この調査は社会不安のもとでの都市賃労働者の生活実態を把握しようとするためであったろう。

### 第三節 村落社会の動向

#### 1 村落構造の変動

板宿村での村  
方争論の発端

寛文（元禄期（一七世紀後半）以降の、綿作を中心とする商業的農業の発展が、撰播村々の村落構造を変質させていったことは、容易に推察できる。しかし史料制約から、市域の村々の中で、近世初期から中期に至るまでの階層構成を一貫して追跡し得ないため、村落構造の変動を具体的に明らかにすることができない。ただ、やや断片的ながら、御影村では寛文（安永期）に上位高持層の新旧交代がみられたこと、また、明石郡中村や八部郡山田の坂本村では、同時期の階層構成の変遷に、上位高持層の減少と中農層の増大という傾向がうかがえることなどは指摘できる（表64）。これは旧来から庄屋など村役を独占してきた名家の没落、新しい有力農民の進出、そして村政に対する中農層の役割増大といった村内状況に結びつくとみることができよう。

こうした状況を背景に、ここでは享保（明和期）に起こった、二件の村方騒動を取り上げること、この時期、村落の中で進行していた変動の質を探ってみたい。

表 64 近世前・中期の階層構成

A 中村(明石郡)					
持高		宝永3年(1706)		宝暦5年(1755)	
石	石	戸	%	戸	%
30以上				2	3.6
20	～ 30	5	12.5		
15	～ 20	4	10.0	2	3.6
10	～ 15	6	15.0	7	12.5
5	～ 10	7	17.5	12	21.4
3	～ 5	3	7.5	11	19.6
3未満		15	37.5	22	39.3
合計		40	100.0	56	100.0

B 坂本村(八部郡山田)					
持高		延宝8年(1680)		享保12年(1727)	
石	石	戸	%	戸	%
10以上		3	9.1	1	2.7
5	～ 10	6	18.2	9	24.3
3	～ 5	7	21.2	8	21.6
3未満		17	51.5	19	51.4
合計		33	100.0	37	100.0

(注) 無高は含まない。坂本村延宝8年の無高は9戸、その他は不詳。

資料:「藤田家文書」,「田中家文書」

代官所より、この年の年貢勘定を済ました上で再度願い出るよう命じられ、今回十二月の訴えとなったものである。

訴状によれば、庄左衛門を次期庄屋として望んでいる者はすでに三三名に達し、板宿村本家百姓五十余軒の過半を占めている。にもかかわらず残る二〇軒ほどの家が甚右衛門方につき、庄左衛門を奢り者だとして、その庄屋役就任を妨害しているというのである。庄左衛門家、甚右衛門家は、貞享三年(一六八六)当時でも、それぞれ五人、二人の下人を抱えており、一八世紀後半の村内持高をみても、庄左衛門が二八石、甚右衛門が二〇石ほどを保有していて、相変わらず両家とも五人を超える下人を抱えている。このことから、両家と

享保十一年(一七二六)十二月、八部郡板宿村の百姓三三名が連印の上、次期庄屋を、先の庄屋であった庄左衛門にかえてほしい旨、代官所に願ひ出た。当時の庄屋甚右衛門は、老衰のために歩くことさえも困難な状態で、到底庄屋役を勤めることができないという理由である。同様の趣旨の願ひ出は、それ以前にも度々なされてきたが、

もに、一貫して村を代表するような上層農民であったことが知られる。享保期の板宿村では、村を代表するような、この二人の上層農民を中心に村内が、いわば庄左衛門派と、これに反対する甚右衛門派の二派に分かれて対立していたわけである。

しかしこの対立は、上層農民間の単なる主導権争いであったと片づけるわけにはいかない。実は両者の対立は、十年以上前にも、井堰料特権をめぐる訴訟として争われるという、根深い背景をもっていたからである。

争論の背景とな

板宿村内には、古くから「一之井」と呼ばれる古い井堰があり、板宿村だけではなく、

った井手料米

隣村の駒ケ林の田畑をも潤してきた。そのため、板宿村から分水を受けている駒ケ林村

は、毎年「井手料米」として米一斗六升を板宿村に支払ってきた。この井手料米は四等分され、庄左衛門家をはじめとする四家がそれぞれ四升ずつ請け取るのが、古来からの仕来りであった。

庄左衛門は、訴状の中で自らの家を「下之庄の名士」であり、「根本」の百姓であるといっており、事実、同家は代々庄屋役を勤め、一時は尼崎藩大庄屋も兼任したことがある、文字通りの名家である。井手料米が古来より、庄左衛門家を含む四家に渡されてきたのは、これらの家がともに、庄左衛門家に類した中世末以来の草分けの根本百姓であったことに由来していたと考えられる。

ところで、この四家のうち二家は、かなり古い時期に断絶となったため、この二家の分八升は、それ以降村中のものとされ、残る庄左衛門家、重右衛門家だけが、その後も四升ずつの井手料米を請け取って来た。しかし、宝永三年（一七〇六）、ついに庄左衛門家も身上不勝手のために、庄屋役を退かざるを得なくなった。



写真 77 板宿村 絵図 (部分)

この時、新たに庄屋として登場してきたのが甚右衛門であった。彼は、宝永七年庄左衛門がすでに庄屋役を退いていることを理由に、四升の井手料米を庄左衛門に渡すことを拒み、井手料米は残らず村中へ取ることとした。これに対して、正徳二年（一七二二）、庄左衛門が従来通り井手料米を請け取りたいと訴え出したのが、訴訟の発端であった。

いうまでもなく、庄左衛門家が争ったのは、四升の米そのものではなかった。訴訟の過程で同家が主張したのは、井手料米が庄屋役に付随したのではなく、根本百姓の代々の家督であるという点であり、根本百姓の家の筋目を立て、古来の作法や儀式を守ろうということであった。これに対し、古来の特権を筋目の家督として主張し、自らを根本百姓に由来する名士であるとして誇る庄左衛門を奢り者として指弾し、井手料米は村のものであり、残らず村中へ取めるべきであるとして対決したが、新庄屋の甚右衛門であった。この訴訟は、翌正徳三年「井手料米は先規の通り」とする裁許が申し渡されたことで、庄左衛門側の勝訴となって落着いた。しかし、この訴訟の過程で顕わになった、特権の根本百姓と非特権の上層農から出た新庄屋との対立が、その後も村中を二分する形で続き、この享保期の庄屋跡役をめぐる対立につながっていったといえよう。

表 65 明和2年(1765)板宿村の階層構成

持高	家数	%
石 20 ~ 石 30	軒 3	4.9
15 ~ 20	4	6.6
10 ~ 15	7	11.4
5 ~ 10	24	39.3
3 ~ 5	4	6.6
3 未 満	15	24.6
無 高	4	6.6
合 計	61	100.0

資料：「武井報效会文書」

板宿村における正徳・享保期の騒動は、中世末以来の特権の根本百姓の衰退が背景となっていたことは確かである。四家のうち二家がすでに断絶となり、庄左衛門家も宝永年間に身上不勝手を理由にいったんは庄屋役を退いており、残る重右衛門家も訴訟過程にまったく関与していなかった。その意味で、この騒動は、衰退しつつあった中世末以来の根本百姓の特権を否定しようとしたものであったと言える。しかし一方で、この騒動は惣百姓がそれぞれ二派に分かれて対立しており、後に見る白川村の座席争論のように、村役人対一般百姓という明確な構図を示していない。その理由をどう考えたらよいのだろうか。

表65は、明和二年(一七六五)の板宿村の階層構成である。一見して明らかのように、三〇石を超える高持農民がおらず、無高層もまた四人と相対的に少ない。逆に、五〜一〇石層を中心に、五石以上層が全体の六割近くを占め、中上層農民の比率が高い点に特徴がある。

この階層構成に示された中上層農民の層の厚さが、かりに四十数年前の享保期板宿村の姿でもあったとするならば、享保期の騒動は、こうした中上層農民が一つの階層的利害のために結集するのではなく、旧来の特権や作法の存続如何を軸に、中上層農民がむしろ対立し分裂していたということになるのではなからうか。旧来の特権をめぐる村方騒動は、次にみる明和期の白川村座席争論では、さらに徹底した対決となる。

**明和期白川村の座席争論**  
白川村には、中世以来、荘園制下の下級荘官(有力名主)に由来する五番頭家が存在し、近世

に入ってから、この五番頭家が年番で庄屋役を勤め、残る四人は年寄役を勤めるという体制が続いていた。しかし、五番頭家のうち、一軒は一七世紀半ば頃に退転し、宝暦六年（一七五六）には、甚五兵衛家が身上不如意から分散（破産）となり、田畑・居宅までも債権者に引き渡してしまったため、庄屋役を退き逼塞の身分となった。争いの発端は、こうして没落した甚五兵衛家が、なお番頭家の格式と席次を固守しようとするのに対して、村方一統が、座席その他何ごとも平百姓並にすべきであるとして対峙したことにある。

白川村では、従来、番頭家が年令順に上座にすわるという仕来りであった。そこで、両者の対立に困惑した当時の庄屋佐左衛門は、この仕来りを一応前提とした上で、甚五兵衛家は庄屋・年寄の次に着座するようにはどうかと提案する。当時庄屋・年寄役を勤めている者たち自身も番頭家である以上、番頭家の家格を守りぬく意向であった。

しかし、村方一統は、甚五兵衛家もはや村役人を勤めていないこと、そのみならず、分散となった甚五兵衛家の家役・足役・氏神火灯費用などは村入用をもって、村方一統で負担していることなどを理由に、庄屋案に激しく反発した。

しかもその間、農民たちは、産土神大歳神社拜殿に集まり、一味徒党の連判をもって、庄屋方から触れた寄合をボイコットするなど、結束した行動をとっており、解決の見通しが得られない。そこで次に、庄屋佐左衛門は、村方の農民を二三人ずつ随時呼び出し、庄屋の提示した線に沿って内済するよう根回しをした上で、その翌日、本家格の村方百姓らを一堂に集め、再度内済を承諾するよう説得にかかった。

この説得により、一五人の百姓は、庄屋に委任することを了承して退出するが、残る一三人は、庄屋のい



写真 78 白川村の村社大歳神社

かなる説得にも頭として応じなかった。そのため明和二年、ついに甚五兵衛は、この一三人のうち四～五人を召し出して、番頭家の座席と往古からの格式を守るよう仰せ付けてほしいと訴え出たわけである。

この訴訟は、途中、隣村車村の庄屋で下之庄十番頭家の一人でもある和左衛門の扱いとなる。その結果、最終的にどのように結着したのかは明らかではないが、和左衛門の「取と曖あ目め論ろん見み」によれば、村方諸懸り諸勤めなど何ごとも一軒役を勤めることを条件に、甚五兵衛家を番頭家の末席に着かせることを提言しており、曖人も番頭家の格式を守る方向で内済を図ったことがわかる。

しかし、この争論で何よりも注目されるのは、相手方返答書の中に示されている、次のような村方百姓らの主張である。すなわち、彼らはまず、番頭家については一切知らないことつばねた上で、第一に、今後村方で誰が庄屋・年寄役を勤めないとも限らないのであるから、村役人勤役中は上座、無役になったら平百姓並にすべきであり、第二に、村方一統として、公儀法度を庄屋から申し付けられれば守るが、番頭家からの指図には承服しかねる、と極めて明快な論理を展開する。つまり、庄屋役は番頭家によって独占されるべきものではなく、誰でも勤め得る役儀であると見なし、座席も、番頭家ゆえに上座なのではなく、村役人在職中ゆえに上座でしかるべきであるという論理である。ここには、庄屋・年寄を、公儀支配の末端に連なる一つの村政機構と

見なし、この機構に付随する権限以外は、一切の権威も特権も認めないとする「村役人観」ともいうべきものが見てとれる。そして恐らくは、こうした村役人観を前提としてこそ、天保期にこの村で村役人入札制が展開していくことも可能であったと思われる。

この白川村の座席争論は、中世以来の根本百姓の特権を否定していこうとした点で、前項にみた正徳期の井堰料特権をめぐる、板宿村の争論と極めて類似した面がある。しかし、板宿村争論からすでに五〇年を経て起こった白川村の争論の場合、前述した如く、番頭家・村役人対一般農民という明瞭な構図の下で争われている点で、板宿村の場合と異なっている。そのちがいは、直接的には、板宿村の庄左衛門家が経済的にも社会的にも村内有力者としての地位を保っていたのに対して、白川村の甚五兵衛家の方は、田畑・居宅までも失って急激に没落し、村入用にさえ依存していたという点にあらう。そして、この甚五兵衛家の軌跡がそのまま、一八世紀中葉の経済変動の激しさを物語っているともいえよう。

## 2 村落社会の展開

国訴のは

これまで村落内部の変化を見てきたが、村落社会の外に向けての展開をつぎに見てみよう。農

じまり

業生産の発展は、それぞれの地域にかなった作物の生産を促し、とくに綿や菜種といった交換

性の強い商品作物の生産が各地に普及した。神戸市域を含む西摂地方では、後に詳しく触れるように、綿よりも灯油の原料である菜種の生産が著しかった。灯油は生活必需品で、とくに江戸をはじめ都市では大量に



写真 79 宝暦10年菟原郡5カ村より菜種売方につき伺控(部分)

消費され、その価格動向の市民生活に及ぼす影響も大きく、幕府は油や菜種について強力な管理・統制を実施した。そのため生産者である農民はその販路をめぐって何度となく訴願を試み、後には「国訴」と呼ばれる数カ国規模の大訴願運動にまで発展している。

菜種をめぐる訴願としては、宝暦十年(一七六〇)一月の摂津菟原郡七カ村のものが、早い事例である。これは前年に出された幕府の法令が、摂津兵庫・西宮、紀伊、中国筋、四国筋、西国筋で絞られた油の江戸直接積出しを禁じ、菜種も合わせてすべて大坂へ積み出すよう命じたことに端を発している。

この幕府令は寛保三年(一七四三)に引き続き、灯油価格が高騰して市民が難儀しているのでその打開策として、最大の灯油市場であった大坂への菜種の集中を図ったものであるが、この頃すでに兵庫・西宮近在の灘目地方では絞り油業が広範に展開し、周辺農村では生産した菜種を灘目の油屋に売り払うという流通関係も成立していたので、宝暦九年の法令はそれを禁じたものと受け取られた。事実中野村ほか六カ村の訴願は、大坂に船で積み出せるほど菜種の生産量は多くもないので、これまでのように「所々売り払い」ができるようにと願い出ている。あわせて、この収穫した菜種を売り払うことによって、米作用

肥料の手当てをしていると、裏作である菜種生産の事情を述べ、訴願の認可を求めているが、幕府の容れるところとならず、翌二月、「たとえどれだけ少額であっても、種物（菜種と綿実）は大坂三〇軒の種物問屋以外に売買することは認められない」として却下されている。

幕府の灯油政策はさらに徹底され、明和三年（一七六六）三月には「どこの国であっても、自作の原料で手絞りの場合はその油を大坂に出し、それ以外はたとえ一村のうちでも他から買い受けて絞ることを禁止する。宝暦九年の触れ通り菜種・油ともにすべて大坂に積み廻せ」と、先の触れの厳守を布達した。つまりある村の絞油屋は、自作の菜種や綿実以外には、すぐ近くに豊富な原料産地があってもそれを買って絞ることができず、農民は生産した菜種や綿実を、自村を含め近隣にどれだけいい販路があってもそこに売り出すことができないという内容である。大坂以外の在方の油屋を全面的に規制しようというこの法令は、油屋のみならず菜種・綿実を販売する農民にとっても黙認できるものではなく、再び訴願に立ち上がっている。この時訴願に立ち上がったのは武庫郡五五カ村で、同年五月、六月と日付不明の三通の願書が残されている。『尼崎市史』（第五巻）によればその訴願の内容は次のようなものである。

(1)大坂へ菜種を売っては、在方の油屋に売るより安値になる。(2)在方の油屋が禁止されては菜種も売れなく、これではやがて菜種作が減り、灯油の値上がりにつながる。(3)わずか数斗数石の菜種を、めいめいが大坂へ積み送ることは迷惑である。(4)大坂に売るとなると運送費がかかるほか、春のうちに代銀の入手が困難となり、肥料代の不足となる。(5)在方の油屋が禁止されては、油粕も大坂から買うほかなく、それでは自然と買う量も減り不作の原因となる。(6)酒・醬油などは在々で小売りしているのに、油だけ大坂から買入れ

るのは納得できない。

すでにこの頃の西摂農村では、冬作(裏作)は食料用の麦を除くと、大半菜種が作られ、それが水車新田をはじめとする在方の絞油業を支えていたが、そのような状況下では菜種―油―油粕という生産の各行程を通じて、それぞれの流通関係ができていた。それ故在方の油屋を対象とする明和三年令に、農民は敏感に反応したのである。

この時八部郡でも農民がなんらかの行動を起こしていたようで、同年九月、北野・中宮・二ツ茶屋・宇治野・花熊・神戸の六カ村は、同令につき二度参会した折の経費七〇匁七分を各村に割り掛け徴収している。その時の帳簿は表題に「菜種地売り致すまじき旨仰せ付けられ候に付」と記しているが、明和三年令に対する農民の受け止め方がよく示されている。

このような農民の訴願や在方の油屋の抗議に対し、幕府は新たな対策を講じ、同七年摂津・河内・和泉の絞り油屋の株仲間加入が認められ、その結果農民の「地売り」も回復されることになった。

「明和の仕法」

後の菜種訴願

しかしこの「明和の仕法」と呼ばれる新体制によって、在方の絞油屋はそれまでと異なり、大坂油問屋の傘下に入るとともに、在地における種物の購入独占権を得ることになった。その結果菜種作農民との間に、新たな問題が生ずることとなった。

安永六年(一七七七)の兵庫・川辺両郡村々による訴願は、絞油屋以外への菜種の販売を求め、とくに干鰯屋・肥屋などに、取り入れ前の菜種を引き当てに肥料代銀を借り受けることができるよう求めている。いいかえれば前貸銀・仕入銀の形での菜種販売を要求し、そのためにも油屋以外への販売を求めているのである。

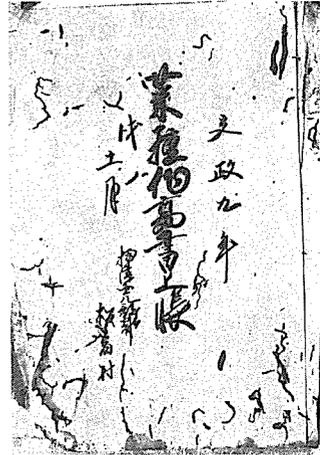


写真 80 板宿村「菜種作高書上帳」(表紙)

るわけにはいかぬという理由で却下されている。

しかし農民たちはその後も執拗に、先の要求を繰り返して訴願し、その規模や組織にも広がりが見えてくるようになる。

寛政九年(一七九七)四月、幕府は依然として改善されない油価格の高騰に対し、さらに菜種の道売り・道買い・隠し絞りを禁ずるとともに、毎年の菜種作付けと販売先の報告を村々に求め、その励行を図った。このことはただちに西撰の菜種作農民にも影響をあたえ、同年から十年にかけて相次いで訴願が起きている。訴願を起こした村々は、これまでの武庫・川辺・豊島郡に加えて、島上・島下・八部の諸郡の名もみえ、西撰から北撰への広がりが見える。

この時の訴願の内容は大きく二つに分けることができる。一つは「干鰯屋売り引き当て借銀許可」つまり、従来のように収穫した菜種を引き当てに干鰯屋から肥料代銀を借り受けられるようにしてもらいたいこと、

裏作として菜種を作り、その収穫を当て込んで表作の肥料の手当てをする農民にとって、それが一番好ましい販売形態であった。しかるに絞油屋に菜種購入の独占が認められることによって、その販売形態が妨げられ、「売り先が手狭になった」と農民たちは判断したのである。この時の訴願には両郡あわせて一二三カ村が連合しているが、「種物売買は五畿内一同の主旨」であるから変え

二つは村が組合で売り子を雇い、絞油屋に販売できるようにしたいということであった。前者はこれまでと同様の要求であるが、十年六月の八部郡三カ村の訴状ではさらに詳しく、次のように述べている。

絞油屋が公認されるまでは、油屋をはじめとする商人が農民の庭先に菜種の買い付けにきて、お互いに競り合うため良い値段がついていた。ところが油屋だけに販売先が限られてからは、菜種を収穫後油屋に持ち込むほかに、そこでも色々品定めして値踏みされ、農民は稲作肥料の仕込みのためやむなく安値で売ってしまう。このようにして油屋のほかは、菜種を引き当てにして夫食や種々の賄いを貸し付けてくれる商人もいないため、たいへん困窮しているので、これまで通り種物は最寄りの商人に自由に売れるようにしてほしい、というのである。

一方売り子の新設要求は、菜種の収穫時に売り子を村々が共同して日雇いで雇い、彼らに販売を委託することで、農民自らが出かける手間を省き、あわせてその販路を拡張しようとするものであろうと思われる。

この要求は豊島郡でまず提起され、その後武庫・川辺郡、さらに河内古市郡でも提起されているが、同郡の場合売り子は一五村にたいし一八人であるから、西摂でも売り子は一村に一二人くらいとみてよいだろう。またこの場合にも古市郡村々の訴願に際し、豊島郡の訴状が参考にされるなど、菜種の販路拡張を求める訴願は、摂津から河内にかけて広がりつつあった。そしてこれらの経験と蓄積のうちに文化二年（一八〇五）、文政六、七年（一八二三、二四）に、摂津・河内二国の村々を巻き込んだ広範な訴願が姿を現わす。

村々を巡る　このような商品作物の販売をめぐる村々が、連合して訴願しているとき、一風変わった願書人々　が菟原郡二三カ村から大坂町奉行所に提出されている。それは天明三年（一七八三）十二月のこ

とで、勸化が多過ぎるのでなんとかしてほしいという訴願である。勸化とは全国の寺社が、再建費や運営費などを集めるために各国を勧進して廻ることで、民衆はそれに喜捨して、なにかの金銭や物品を施した。このうち幕府が公認して行う勸化を御免勸化といい、寺社が公認を得ることなく各々勝手に行う勸化と區別された。

この時の願書では、(1)御免勸化は領主の用聞に村からまとめて渡し、そこから寺社の勸化所に差し出すようにし、(2)それ以外の勸化や宮家・寺社の名目を借りた薬の売り広めなどは禁止してほしい、という二点を求めている。いちいち応対するのは農業のさしつかえになるほか、勸化の中に不法にも合力銀(寄付)を強要するものがあるからというのが、その理由である。

それではこの頃どれくらい村を廻る人々がいたのか、みてみよう。

表66は北野村ほか一〇カ村からなる中灘組が、組として応対した廻在者へ一年

表 67 中灘組月別の廻在者への応対 (寛政12年)

月	口数	金額 (銭)
12	12	1,650 <sup>文</sup>
1	19	1,963
2~3	15	921
4	20	1,215
5	15	1,958
6	21	1,504
小計	102 * 120	9,211 * 9,765
7	17	905
8	13	804
9	25	1,614
10	28	2,703
11	18	1,160
12	11	658
小計	112	7,844
合計	214 * 234	17,055 * 17,003

(注) \*は史料記載。ほかに7匁5分の銀がある。

資料：神戸大学所蔵文書

表 66 中灘組の廻在者への応対

年次	口数	金額 (銀)	年番村
寛政 6	59	92.49 <sup>匁</sup>	奥平野
7	29	(37.62)	石井
8	89	200.69	鳥原
9	68	204.93	平野
10	212	296.61	荒田
11	160	332.31	北野
12	234	206.20	花熊

(注) ①寛政6年は、5年12月18日から6年12月20日までで、各年とも前年12月から始まる。

②7年のみ銭で書かれているが換算した。

③金額には合力銀のほか、年番村の立て替えに対する利子分と勤め料20匁が含まれている。

資料：神戸大学所蔵文書

第三節 村落社会の動向

表 68 村を巡る人々(寛政12年10月)

日	人 物	銭	日	人 物	銭
3	名古屋浪人 1人	24 <sup>文</sup>	16	奈良旅人 1人	30 <sup>文</sup>
4	近国帯刀浪人 1人	20		近国浪人 1人	50
5	大坂座頭・手引(計 2人)	100	17	同	30
	丹波穴太寺勸化 1人	100	19	浪人 2人(昼飯とも)	150
6	近国浪人 1人	100	23	堺六斎坊 2人	100
7	江戸旅僧 1人	35		旅僧 1人	50
	王子八幡宮神主 1人	120	25	近国浪人 1人	30
8	安芸浪人 1人	50	26	京都知足山常德寺勸化 1人	64
9	江戸下り浪人 1人	40	27	多賀奥の院僧 1人	50
	浪人 1人(昼飯とも)	75	28	大坂座頭・手引(計 2人)	100
10	旅人 2人	60		江戸浪人 1人	30
12	旅僧 2人	40	29	京都天満宮役人 1人	30
	同	30		浪人 1人(昼飯とも)	75
14	尾張禰宜 1人	60		旅人 1人(昼飯とも)	75

資料：神戸大学所蔵文書

間に支払った金額とその口数である。年によって不同であるが、平均して月に一〇口程度となっている。しかし実際には、月によって訪問者の数は大きく異なる(表67)。寛政十二年の例では、六月と九、十月が多く、いずれも農繁期にあたり農民たちの主張を裏付ける数値となっている。半期ごとの集計があり、それによると六月までで一〇二口、人数にして一七三人余、年間を通じると二一四口、三三三人である。またこの年でもっとも多い十月を例に取ってみると(表68)、実にさまざまに人々が村を訪れていることがわかる。

まず浪人がいる。帯刀しているが、なかにはまげも結わず総髪のものもいたようだ。ついで旅人と旅僧がいる。西国巡礼か修験者たちであろうか。目の不自由な座頭は大坂から手引き人を伴って来ている。そして問題の勸化が二件ある。いずれも幕府の許可を得ていないものである。それぞれに

は大概二〇〜三〇文といった金額が支払われているが、昼飯が入ると七〇文前後になる。なかには宿泊料を請求するものもいて、その時は一人一〇〇文となっている。無心されると、村ではだいたい出しているようだ。また多賀奥の院の場合のように、最初一村分のつもりで三〇文もらい、他村に廻ったところ灘組一一人村分だとわかると、翌日増額してくれとやって来て、五〇文となっている事例もある。いずれにしても農民の側に見れば、農繁期にこのように頻繁にやって来る廻在者への対応には、困惑したことであろう。

## 第四節 農業と在方産業の展開

### 1 市域農業の様相

北部諸村の 近世中期、市域の農業にはその立地条件の差異などから栽培作物にもかなりの地域差がうかがえる。そうした点から考えれば、米作農業を主とする北部諸村、綿・菜種をはじめ各種の

商品作物の目立つ六甲南麓の村々、西部の米麦作に重点をおく明石郡の河川流域諸村と、綿・タバコなどを含む畑作物中心の印南野台地上の新田村々などに大別される。

市域の北部農村は、六甲・丹生を主とする山間部とその北部に広がる河川流域に立地し、全般的に米を中心とする主穀農業型で、その他の商品作物は概して少なかったが、村によっては野菜や菜種が栽培される場合もあった。

この地域のうち例えば西小部村寛保三年（一七四三）の明細帳では、田三〇町二反七畝余、畑一三町五畝余、田のうち二毛作の可能な部分には、裏作として麦が栽培されたとみられるが、その割合は上々田の全部と上田の一部合計七町三反五畝余で二四％にしかすぎない。畑は「片作」とあって、野菜を主とし、「山中畑に

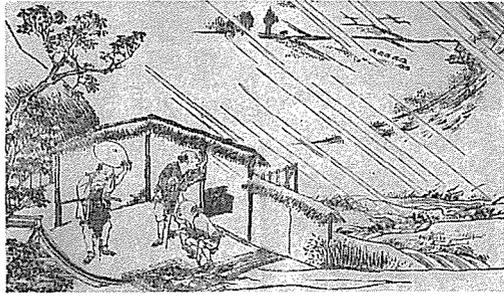


写真 81 原野村栗花落の井付近(『撰津名所図会』)

て御座候故猪鹿猿喰い荒らし、大麦小麦大豆別して綿一切蒔入れ申さず候」と説明している。稲作中心であることがわかる。

この二毛作可能な田の割合は、延享元年(一七四四)の上津上村(有馬郡)の場合でみると、田地二二町六反余のうち五町二反余で約二三%しかなく、中村(八部郡山田)でも三三%程度で、田位のうえからも上々田・上田に限られ、それだけ田地裏作としての麦類ほかの比重の低さを示している。畑作物は野菜類をはじめ、村によってはソバなども作られた。

主要作物の稲は、前記西小部村では、「白川」など早稲が六〇%、「順礼」など中稲が三〇%、「をたか」など晩稲が一〇%とあり、同地域の中村でも、山方のため晩稲はあまり作らないとしている。もっともこの地域は小河川の流域で、田の立地条件にもかなりの差があり、逆に早稲を避ける所もあった。いずれにしても主作は米で、酒米にも用いられた。

また気候のうえからも、山間部の村では畑が片作であったり、「当村ひえ申す村にて御座候に付き、地はばより稲叢多く御座候」として稲の播種量が多い村もあった。例えば寛保三年の西小部村では反当たりにして一斗一斗二升、また寛保元年の中村にいたっては、一斗三升一斗五升という多さであったが、延享元年上津上村のように平均一反に叢種六七升という村もあった。

もちろん近世の代表的な商品作物とされる綿も皆無というのではなく、延享元年の上津上村や安永期の坂

本村などの記録のように、木綿作が行われていたことは明瞭であるが、その坂本村の木綿作が、田地全体の二%にも満たない規模であったことなどからすると、これらはむしろ自給用の域を脱していないと推定される。

こうしてみると、市域北部の村々では、近世中期においてもいまだ各種の商品作物が広く展開する形にならず、商品として販売し得るものは、米が主流であったと思われる。

六甲南麓村々

六甲南麓村々は、温暖な沖積地に立地し、近世中期以後酒造業・絞油業などの諸産業も発の綿・菜種作 展し、市域では主穀以外の商品作物を栽培する代表的な商業的農業地域であったといえる。

まずこの地域村々の作物からみてみよう。

例えば正徳元年（一七一）河原村では田方に稲・大麦・小麦・麦安、畑方には菜・大根・綿がそれぞれ作付けされ、延享四年の稗田村では田方で稲・綿少々、畑方では藍・ササゲ・ナス・大根・タバコ・綿が生産されている。また明和六年（一七六九）横屋村では稲・菜種・麦・大豆・綿が、同年の御影村では稲・菜種・大豆・麦安・小麦が栽培されている。天明六年（一七八六）北野村でも米・麦のほかに木綿・菜種・アワ・キビ・菜・大根が作付けされていることから、その地域的特徴をうかがうことができるであろう。

このように主穀以外に、野菜をはじめ、繊維原料の綿（実は油の原料）、灯油原料である菜種、染料の原料としての藍、さらにタバコなども作られており、多種類の作物栽培が展開されていた。これらのうち田では米のほか麦・菜種を主として作付けし、田方綿作はほとんどみられず、綿作の主流は畑作にあった。しかも畑では綿だけでなく、菜・大根などの野菜類から大豆・タバコ・藍などまで各種の作物が栽培された。

表 69 菟原郡郡家村の畑作物

作付地の小字	寛保 3 年(1743)	延享 5 年(1748)	寛延 2 年(1749)	宝暦 3 年 (1753)	宝暦 5 年 (1755)
家の後	イモ, チンヤ, ゴボウ	チンヤ, 三月大 根, イモ	三月大根, チン ヤ, イモ	アワ	角大豆
家の西	綿	夏大豆	トウキビ	} 角大豆, タバコ	} チンヤ, ゴボウ, アワ
西かいち北	エンドウ, 角大 豆	アワ, トウキビ	夏大豆		
西かいち中	ゴマ	夏大豆	アワ		
西かいち南	ゴマ	ナス, 角大豆	夏大豆, 大豆		
藤久保	夏大豆	夏大豆	小豆	小豆	角大豆, トウキビ
たか屋敷	夏大豆	角大豆	タバコ	夏大豆	夏大豆
河のき□町	ゴマ, 角大豆		角大豆	小豆	
かうの本	タバコ	夏大豆	ゴマ	夏大豆	ゴマ
十四町	綿	綿	綿		
尻谷	綿	綿	綿		
寺の前	夏大豆	綿	綿	綿	綿
荒野新開	綿	綿	綿	綿	綿
寺の前田の南	タバコ				
砂畑		タバコ		ゴマ	綿
同上町		ゴマ		小豆	タバコ
尻谷下町		ナス, 小豆	イモ		
寺の前町直し		小豆	小豆	夏大豆	小豆
□宮二町				夏大豆	夏大豆

資料：神戸市立博物館所蔵文書

この状況を郡家村の畑作物によって少し詳しくみてみよう。表69は春期同村の畑に作付けされた夏作物の一覧表である。小字名荒野新開・寺の前・尻谷・十四町などの畑地では木綿が連年作付けされているのに対し、字家の後・家の西・西かいち北などのように連年異なった作物を作っている畑もある。なかでも木綿・大豆・小豆などと同じ作物が複数の字地で栽培されており、村としての代表的な作物であるとともに換金性の強い商品作物であることをうかがわせている。そして、こうした商品作物の販売によって、農民は干

鰯・干粕などの肥料を確保していたという。

とくに油原料である菜種は、村によって生産量にかなりの差があるが、その売却には「諸商人村々へ立ち入り菜種庭買にて値段高下を争い買ひ呉れ」といった状況の場合もあり、六甲南麓に発達した水車利用の絞り油業を背景に、この地域の代表的な作物の一つとなっていた。

こうした活発な商品流通を基盤にして、多様な商品作物の栽培と、それを支える干鰯など購入肥料の多投という形で、商業的農業が進展していた。

また、兵庫に近い奥平野村ではすでに元禄期に米のほか綿・タバコ・大根といった商品性の高い換金作物の生産が行われていたが、明和八年には、上記の農作物に加えて、小麦・大豆・ソバ・菜種・ウリ・ナス・芋なども作られている。特に野菜の作付けが多くなったのが目立つ。これは都市向けの野菜栽培とみられる。同じ傾向が荒田村にもあり、天明二年の記録では米・麦類のほかに綿・大豆・ソバ・菜種・ウリ・ナス・サゲが作付けされている。

#### 西部諸村の米

明石郡の福田川・伊川・櫛谷川・明石川の流域村々では、河川背後の山谷に造成した溜池とタバコ作 と河川の用水で、流域平地を灌漑し、いずれの村も水田の比率が高い。奥畑村では宝永元

年（一七〇四）、耕地のうち田は八七・七%、中村では宝暦十年（一七六〇）同八四・四%を占めている。もちろん温暖で米を主作とするが、中村では米のほか小麦・麦安・大豆・綿などが記録にみえ、裏作での麦栽培の普及が想定される。米は灘目酒造業の勃興以後、酒米としての需要が高く、時期は下るが天保八年（一八三七）御影村酒造買入米一万二二〇石余のうち、明石産米が五三・九%を占めているほどである。米は最



写真 82 野中清水付近  
 (『播磨名所巡覧図会』)

この名物也」とあり、タバコが特産品としてあげられる。明石藩の奨励によって始められたと伝承されており、後に「赤坂葉」と地名を冠して呼ばれた。この地域の商品作物としては、綿・タバコ・大豆などがあげられよう。

## 2 栽培技術の進歩

**新農具の普及** 地域の近世農村では、単婚家族を核とするいわゆる小農経営が基本となっていたが、この時期、その生産を支える栽培技術の上で大きな変化がみられた。第一は新農具の普及であり、第二は効率の良い購入肥料への比重が増大したことであり、第三は作物の種類とくに稲の品種や商品作物への関心が高まったことである。

も代表的な商品作物でもあった。

一方、明石郡西部の台地上の新田村々は、地形上水利に恵まれず、溜池灌漑によっているが、全体に畑作を主としている。享保十九年(一七三四)野中下村では、耕地二八町六反七畝余のうち畑が八七・八%を占め、田はわずかであった。畑では、麦類のほか大豆・綿・ソバなどが作付けされている。

同じ新田村の赤坂村では、享保期の「明石記」に「当村タバ

第四節 農業と在方産業の展開

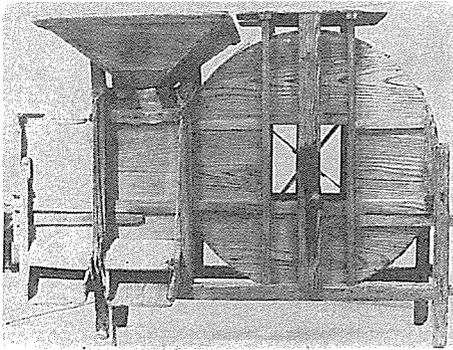


写真 83 唐 箕

表 70 分家三左衛門の譲受け道具

道 具	数量	道 具	数量
鍬	2	た ら い大小	2
唐 鍬	1	手たら い	1
鍬	1	手 お け	1
からすき	1	水 お け大小	4
へつきうす	1	食 ひ つ大小	5
にない	1	ひ お け	1
たよぎ	2	荷 椀	20人前
なきた	1	荷 皿	20人前
のこぎり	1	坪 平 敷	25人前
牛おけ	1	うすべり	8
ゆりわおけ	1	大 坪	1
		しょうゆ樽大小	2

(注) このほか数量の記入されていない道具に、とうす、とうみ、荷くら、小くら、坪釜、平口、五升鍋、三升鍋、老升鍋、くわんす等がある。

資料：「藤田家文書」

元禄十年（一六九七）に刊行された『農業全書』によると、従来牛耕に使用されていた短床の犁が、長床の犁に代わったことを載せ、また享保ころには刃の先が二本・三本・四本などに分かれた備中鍬が、畿内農村一般に急速に普及していった。こうした耕耘用具の普及は、これまで

元禄から享保にかけての時期は、井原西鶴の『日本永代蔵』に描かれた、新しい農具を發明使用して大分限者になったという物語に示されているように、畿内の農村では、唐箕・千石とおし・千歯こきなどの新しい農具が使われるようになっていた。特に千歯こきは、従来のこき箸によって行われていた脱穀能率を、一挙に一〇倍に高めたといわれている。これらは以後近世を通じて使用され、まさにこの時期は新農具出現、農業技術発達の画期的な時期であった。

以上に深く耕すことを可能とし、生産力を引き上げる要因ともなった。特に備中鍬が小家族の自家労働力を基本とする小農経営に普及したことは、例えば荒起こしなどの作業を促し、経営の自立を広く可能にするこ  
とにつながったとされている。

ここで地域の農家が所有していた農具の例をみてみよう。例えば白川村の長左衛門が、享保十四年（二七二九）八月分家三左衛門に分け与えた道具の控によると、表70のように鍬二丁、唐鍬一丁、つきうす一つ、とううす、とうみ（唐箕）、からすき一丁、へら一丁、たご二荷などの農具と牛一匹が記載されている。当時牛を所有する農家は、全体の五〇〜七五％程度であったから、これらは近世中期に一個の自立した農業経営を行うために必要な基本的農具であったとみることができる。

#### 干鰯・しめ

#### 粕の使用

従来肥料としては厩肥・堆肥・刈り敷きなどが使用されていたが、自家の厩・堆肥には限度があり、生産力を維持し、商品作物を栽培するには、購入肥料が必要であった。近世では購入肥料の最も代表的な例は干鰯であり、後には鰯粕も加わり、酒・油のしめ粕なども使用された。市域諸村では、兵庫津が人口約二万の都市であったため、その下肥は早くから周辺農村で使用されていてこれを除くと、干鰯などが一般に使用されるのは近世中期からとみられる。

#### 野菜など多角的農業が進展していた兵庫・神戸周辺の村、

例えば正徳二年（一七二二）の東尻池村では兵庫からの下肥や

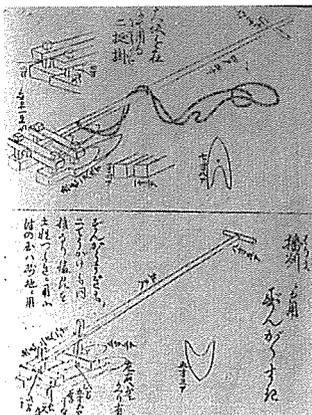


写真 84 からすき  
（『農具便利論』）

干鰯が使用され、これは寛政期の記録でも同様である。また明和五年（一七六八）の西代・大手・東須磨・駒ケ林の諸村や天明二年（一七八二）の荒田村でも同様で、下肥・干鰯が施用されている。

一方菜種・綿ほか商業的農業が活発であった六甲南麓諸村、例えば宝永八年（一七一二）の河原村では干鰯・干粕が使われ、延享四年（一七四七）の稗田村では干鰯・油粕・酒粕が、さらに明和六年の御影村では干粕・干鰯・油粕がそれぞれ使用されている。また同年の横屋村では田方に干鰯・干粕・油粕・醬油粕が使用され、畑方ではもっぱら干鰯・油粕が施されている。この地域は酒造業・水車絞油業の勃興してきた所で、その副産物である酒粕・油粕が併用されているのが特徴的である。

また米作を主とする北部諸村、例えば寛保三年（一七四三）の西小部村では田方に干鰯、畑方に柴草刈り敷き、元文六年（一七四一）の中村では田畑とも下肥・草刈り敷きであったものが、宝暦二年（一七五二）にはとも干鰯・草刈り敷きと変化している。上大沢村でも寛延三年（一七五〇）灘干鰯買仕切の記事がみえ、この時期広く購入肥料が普及していった。

西部の諸村でもこうした干鰯の使用は同様で、明石の干鰯屋を通じて購入したとみられる。

**多様な稲の品** 主穀作物である稲の品種への関心も、この時期に高まってくる。それは多収穫かつ米質良

**種と播種量** 好の高価格品種を選別し、維持することであった。

各地の領主は、中期以後明細帳に作付け品種を記入させてその実情を把握しようとしており、尼崎藩では元禄十六年、従来からの禁止品種「やげんじ・ござれもち」のほかに、新たに大唐米など赤米の作付けも禁じている。これはもちろん年貢として収納する米の品質保持を意図したものであろう。

それでは実際に作付けされた品種をみてみよう(表71)。天明六年の北野村では、とそんど・小みの・すがの三種、明和五年の板宿村では、白川早稲・巡礼・坊主・石山・びくにんの五種で、いずれも少ない。これに対して天明二年の荒田村では、北国・しら川・鳥羽・ひげ・小みの・伊勢みやげ・相の山・黒ほったい・そばねこほか一〇種に及んでいる。平均六・七品種という多さである。

このうち北国・とそんどの両種は複数の村でみられ、かつ東尻池村では北国を五〇年以上後の記録でも確認できることからすれば、比較的広い範囲で、しかも長期にわたって栽培されていた代表種といえるであろう。そして、こうした基本品種を除くと、その他の多くの品種は取り換えながら作付けされていたと考えられる。これはより多くの収穫を目指して、異なった品種を次々に試みたものである。「珍しき稲御座候えは植え申し候」という駒ヶ林村の説明も、まさに生産力の向上に対する当時の農民の深さを端的に示したものといえる。この品種の多さと更新の激しさこそ、多収穫品種を積極的に選別していこうとする技術水準の現れでもあった。

北野 (天明6)	東尻池 (寛政11)
とそんどの 小みがた	国らせみ黒餅 たくわつせ 北ふいい白いかよひ

新しい農具や購入肥料によって、当然生産量が増大したと推量されるが、市域ではそれを示す直接の史料が乏しい。ただ間接的には例えば、各村での開墾などによる新田の増加や、稲の反当播種量などから類推することができる。

元禄ノ享保期の村石高をみると、かなりの数の村で、少ない場合は二、三石から多い村では数十石、時には一〇〇

第四節 農業と在方産業の展開

表 71 八部郡南部諸村の稲品種

村名 区分	西代 (明和5)	駒ヶ林 (明和6)	荒田 (天明2)	東尻池 (享保2)	板宿 (明和5)	花熊 (明和6)	花熊 (寛政11)
早稲	順礼 ふたくら	順礼 北 国	北 国 し ら 川 鳥 羽	北 国 十 光	白川早稲 順礼主山 坊石びくに	とそん あがた ニの山人 相くばり すこみ川 今 かんじ餅	とそん いづみ かんじ餅 いせ餅 * *
中稲	ひげ小 みのと ししか	ひげ小 み江の 戸糲	ひげ小 み伊の 勢みや 相の山	七	二		
晩稲	ひく九 善九郎 ひろしま	*	黒ほつ たいそ ばねこ *	ねご ろ小丸 おとも せいげ んろく			

(注) \*は名称不明分を示す。

資料：「宗国家文書」, 「武井報効会文書」, 神戸大学所蔵文書ほか

石を超える場合まで、新田の開かれている例がみられる。その多くは元禄十年中村(明石郡)の新開田畑名寄帳にみられるように、「すみや下畑一畝一步、同下畑二七步、同下田一畝、岸崎下田二〇歩しめて五畝一八歩高二斗九升七合安兵衛」といった形のもので、個々の農民が三〇坪前後の小規模な開墾に励んで集積していった結果であることがうかがえる。

さて反当播種量は、効率の高い購入肥料の投下との関係が深い。一般に肥料の多投は、苗の成育を促進し分けつを旺盛にするから、肥沃な田ほど少ない苗で収穫を確保することができることになる。近世中期以後購入肥料多投型の栽培では、収穫量を増加させるため、意識的に播種量が減らされた。

表72は市域各村の反当播種量をまとめたもので、先の観点からみると、一斗を超える場合は、なお肥料に旧来からの刈敷きを一部に使用している村であり、購入肥料によるとみられる村々は、八升程度から少ない場合は六升台にと

表 72 各村の籾反当播種量 (単位: 升)

村名	年代	上々田	上田	中田	下田
西小部	寛保3		10	10	12
	元文6		13	14	15
中々	宝曆2		13	14	15
	延享1		6~7	6~7	6~7
上津上	宝曆8	8	8.5	8.5	9
	明和5		8	9	10
西板代	明和5		7	~	9
	明和6		6	6.5	7
奥平野	明和8		8	8.5	9
	天明2		8	8.5	9
北野*	天明6		6	~	8
	明和5		8	8	8
駒ヶ須	明和5			7~8	
	明和6			6~8	
岩屋	明和6			6~7	
	明和6			6~7	

(注) \* 早稲の場合

資料: 「内田家文書」, 「山田家文書」, 「武井報致会文書」, 「宗国家文書」, 神戸大学所蔵文書, 神戸市立博物館所蔵文書ほか

どまっている。

また実際の収穫高を反映しているとみられる小作入付米高を、検地の時の石盛と比較してみると、播種量の少ない村ほど入付米高が多くなっている傾向がうかがえる。これも反当収穫高の増大を間接的ながら示していると考えられる。

### 3 社会的分業の進展

#### 農間余業の展開

近世前期から零細高持層は存在していたが、この時期では持高五石以下層は、少ない村で三〇%程度、五〇%を超える場合も珍しいものではなかった。こうした小規模高持農民にとって、

農間余業は生計維持上にも欠くことのできないものであった。また近世中期灘目村々のように、商業的農業が展開し、農民層の分解も進んだ地域では、商業をはじめ酒造業や水車業などの在方産業が勃興し、それに

第四節 農業と在方産業の展開

表 73 各村の農間余業

郡名	村名	余業の種類	
		男	女
有馬	塩生野	柴刈	苧麻, 木綿織
	唐櫃	山木柴稼, 駄賃稼	山木柴稼
菟原	横屋	薪刈	木綿糸紡
	御影	春冬水主稼, 酒屋稼, 日傭稼	奉公, 賃綿紡
	岩屋	他国へ酒造稼, 縄俵	木綿稼
	味泥	山稼, 縄俵	木綿稼, 山稼, 縄俵
	稗田	酒屋奉公	奉公, 木綿稼
	大石	酒屋稼, 石商売, 船乗, 浜漁	木綿稼
八部	北野	酒造稼	木綿稼
	荒田	薪取, 縄ない, 下肥取	木綿織, 苧織
	奥平野	下肥取, 山柴草刈	木綿織, 雑菜つみ
	西尻池	下肥取, 薪柴刈	樽巻苧, 干鯛俵苧織
	西代	下肥取, わら細工	苧織
	駒ヶ林	草履. わらじ, 漁稼, 酒屋稼	木綿賃織
	東須磨	縄, わらじ, 苧, 下肥取	木綿賃織
	西須磨	縄, わらじ, 漁稼	木綿賃織, 島木綿
	白川	草履, わらじ	木綿織
	西小部	木柴売	木柴刈

資料: 「大利家文書」, 「上唐櫃林産農業協同組合文書」, 「内田家文書」ほか

伴って新しい余業の機会も増加して、社会的分業は一段と深まった。まず村明細帳などに記載されている農民の作間稼ぎから概観してみよう(表73)。

燃料用の柴木や苧・縄などの藁製品は、自給用としても必要であったが、兵庫津など都市や灘目での需要もあって、多くの村でみられた余業である。藁製品では、草履・わらじは男性の、苧・俵などは主に女性の作業としてあげられている。柴薪の採取には入会山が利用され、重要な稼ぎの一つであった。

酒造業への出稼ぎも多い。酒造業は灘一帯の代表的な工業で、他地方からもいわゆる杜氏が流入したが、地元でも重要な働き場であった。

海辺で漁業の行われている村では漁稼ぎが、また渡海船など海運業の存する村では船乗りなど船稼

ぎも、余業としてあげられている。石商売は六甲山地から採った石の売買を手がけたものであろう。女性の稼ぎとして雑菜つみとあるのは、春の山菜を採集して兵庫へ売りに出たことをさしている。

駄賃稼ぎは、主に自家用の牛などを利用する賃運送をさすものとみられる。上谷上村・熊内村などでは、兵庫駅に口銭を納めて、駄賃稼ぎを行っていたし、唐櫃村の場合は六甲越えの稼ぎであったろう。

女性のもっとも代表的な余業としてあげられているのは、木綿紡ぎ・木綿織り・木綿稼ぎである。市域農村では田方綿作のような本格的な商品作物栽培はむしろ少ないが、紡ぎ・織布などの道具は多くの農家が所有しており、家内作業で自給品のほか賃稼ぎも行われたのであろう。

村の職人 さて表74は花熊村の農外産業従事戸数を示したものである。農閑期が利用できる酒屋稼ぎは最

・商人 も多く、村内の中堅の高持農民をも含んで、農外産業従事者の七〇％を超えており、同村にとって是最も重要な賃労働であることを示している。一方、村内上位高持層の酒造業・水車業の二戸は、まず雇用者を有する農村工業経営者とみてよいであろうし、その他の紺屋・麴屋・金物商売などは小規模自営業で、農業がむしろ副業とも考えられる。

これら在农村の諸職業という観点から拾ってみると(表75)、例えば比較的多い熊内村では天明七年(一七八七)の明細帳に酒造業・樽屋・素麺屋・水車業(油・米搗き)・水車大工・家大工・屋根葺き・鍛冶屋・紺屋などがみえ、少ない村では山寄りの白川村での柚木挽があげられる。天王谷川沿いに位置する奥平野村や六甲谷川沿いの篠原村の水車業などは、その村の立地条件によっていると考えられる。その他塩・タバコ・紙など日用品を売る商人や左官、まれに医師などを含めて、中期以降はかなりの村に何らかの農業外職種が存在

第四節 農業と在方産業の展開

表 74 花熊村の農外産業従事戸数(明和4年(1767)) (単位: 戸)

持高階層	総数	酒造業	水車稼	紺屋	綿打	麴屋	金物売	輪替	酒屋稼
15石以上	1	1	1						
10~15	0								
5~10	8								2
3~5	28								5
1~3	26					3		1	10
1石未満	13			1	1		1		4
無高	2								2
総数	78	1	1	1	1	3	1	1	23

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

表 75 各村の農外産業

村名	内 容	備考
奥平野	鍛冶屋 1人 水車 2輛	医師 1人 明和8年
白川	柚木挽 1人	
篠原	石稼ぎ	米搗水車 6輛 天明7年
熊内	水車大工 1人 紺屋 1人 酒屋 1人 樽屋 1人 油水車 4輛	鍛冶屋 1人 素麵屋 4人 家大工 1人 屋根葺き 1人 米搗水車 5輛 天明7年
河原	酒造 2人 左官 1人	酒樽屋 1人 水車業 1人 天明7年
東尻池	酒造 2人 商人(塩タバコ, 紙墨, 干鰯むしろ) 3人 桶結(兵庫樽屋勤) 2人	大工 1人 寛政1年

資料: 「大利家文書」ほか

していたといえる。

こうした在方産業の進展は、市域における農業の商品生産化や、新規工業の勃興など、全国的規模で展開

してゆく商品経済を基盤にしていたといえる。地元産の菜種や米を原料とする地場産業製品の灯油や酒が江戸へ送られ、その原料作物

表 76 御影村(西組・東組)の職業構成(明和6年(1769))

職 業			西組	東組	職 業			西組	東組	職 業			西組	東組
酒造屋	16人	18人	肴屋	3人	4人	絹屋	1人							
酒樽屋	25	14	干鰯屋	2	3	屋根	1							
紺屋	2	3	鍛冶屋	2	5									
米屋	6	10	薪仲屋	2	3	米搗車	2	2	2	2	2	2	2	
質屋	4	7	左傘提灯屋	2	2									
古手屋	1	2	焼酎屋	1	2	廻寄廻船	20	20	20	20	20	20	20	
古銅古道具屋		2	菓菜種屋	1	2	石積船	35	35	35	35	35	35	35	
船大工	1	11	八種屋	1	1	三石積船	13	13	13	13	13	13	13	
家大工	2		醫百油屋	2	1	三石積小船	4	4	4	4	4	4	4	
瓦工	1		醬うどん屋	1	1	網渡り	1	1	1	1	1	1	1	
木挽職	2	5	小間物屋	1	7									
壘屋		2	牛博勞		1									
塗師屋		2	廻船洗濯宿	17	12									
材木屋	5													
材木問屋	1	1												

資料:「御影村文書」(神戸大学文学部)

の肥料として関東から干鰯が送られてくるといふ経済環境を前提としてはじめて、個々の農民や商人・職人の働きが位置付けられる。

御影村・鰻浜 近世中期以降、酒造業が著村の職業分化 しく成長した御影村や魚崎村では、村内の職業分化は一段と進んでいた。例えば御影村の場合でみると、まず土地所有の上からは明和六年に無高層がすでに四〇%を超えていて、残る高持のうちでも一反以下の層が同村西組で、元禄八年(一六九五)六二%、安永八年(一七七九)では八〇%を占めており、階層の分化もすでに著しかった。当然脱農業化も深まって、同年の明細帳では三〇%を超える農業外職種が記録されている(表76)。

このうち中心になるのが、三四軒の造り酒屋である。これに焼酎屋三軒、酒樽屋三九軒、薪仲買五軒と米搗き水車四輛などの関連部門

第四節 農業と在方産業の展開

表 77 脇浜村の職業構成(天明6年(1786)と推定)  
(単位:軒)

素麵屋	4
醬油屋	2
酒造家	2
樽鍛冶	2
左官	1
紺屋	2
材木屋	1
問屋	4
肥料商人	4
中継ぎ商人	5
穀物小売商人	5
質屋	2
古道具屋	2
小漁師	10
小廻し船持	11
小渡海船持	8
小ちよき船持	1
廻船持	1
合計	69

高548石028

戸数255軒 { 高持204軒  
                  無高40軒  
                  借屋11軒  
人数1,035人 { 男505人  
                  女530人

資料:「大利家文書」

が付属している。一方大型廻船四艘をはじめ小船・石船なども多くみられ、これに対応して船大工一二人、廻船宿二九軒があつて海上運輸を支えている。戸数は七二〇戸、人口は二八七〇人を数え、周辺農村と関係の深い干鯛屋から材木屋・八百屋・肴屋・うどん屋・小問物屋までの諸商人、家大工・木挽・左官・塗師・鍛冶などの諸職人を擁するいわば在方の町という状況を示している。

脇浜村の場合は(表77)、全二五五軒のうち、漁業一〇軒、船持二〇軒(廻船一、小渡海船・猪牙船八、小廻し船一)、問屋四軒、肥料商四軒、中継ぎ商五軒、醬油屋二軒、造り酒屋二軒、樽屋三軒、材木屋一軒、鍛冶屋二軒、素麵屋四軒のほか、穀物小売・質屋・古道具屋など六九軒が農業外の職業を持っている。ここには現れていないが、造り酒屋・樽屋・水車業などでは当然賃労働者を雇用しているわけで、商品経済に立脚した社会的分業の深まりを明瞭にみることができる。

またこうした商業活動のなから成長してきたいわゆる在方商人は、農村での商品生産の進展に応じて各地区でもみられたが、特に灘目近在の商人については、早くも延宝期に兵庫津問屋の注目するところとなり、兵庫では領主尼崎藩に、灘目近在も含めて問屋営業は兵庫津内の一三六軒だけに許可されるよう出願してい

る。兵庫側は新興在方商人の活動を抑え、従来の權益を確保しようとしたのである。

また宝暦四年（一七五四）には、六甲山地北部の有馬郡本庄村・上津下村と灘目東明村の在方商人らが連携して、米・干鰯などの新規運送通路を開き、貨運送の特権を持つ駅所が出訴する事件も起こっており、その積極的な活動がうかがえる。

#### 4 水車業の勃興

西摂における 神戸市域南部、六甲山地の南麓地帯では、近世中期以後水車による絞油・製粉・精米等が水車業の萌芽 盛んに行われていたことが知られている。これらの水車の建設はいつごろから始まったの

であろうか。享保九年（一七二四）の野寄・岡本両村分水論の取替一札によれば、両村分水石の南方に「野寄村水車一輛」のあったことが記されている。また同じく享保七年の文書に、これらの野寄村水車は二〇年前より何の差障りもなく経営してきたとある。このようなことから野寄村の水車は、元禄末期ごろに創建されたことがわかる。

また宝永八年（一七一二）の河原村（灘区）の「明細帳」には、「水車式輛同 壱輛この冥加銀二一匁五分 但し村中支配」とみえ、さらに原田村においても、正徳三年（一七一三）に畑地の中に幅三尺の水車道のあったことが確認できる。このように、六甲山南麓の河川を利用した水車の建設は、元禄末年ごろから始まっていたことが知られる。そして、この地方に享保年間には水車を業とする新田村落が開発され、大坂市中の絞油業者を

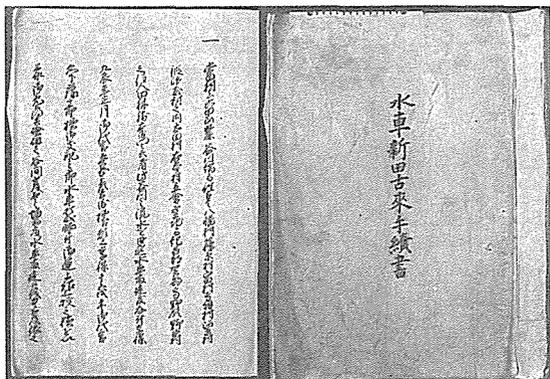


写真 85 「水車新田古来手続書」(表紙)

圧迫するほどに、水車による絞油地帯として隆盛するのである。

**水車新田の開発** 西摂灘日地帯における水車業の発達を象徴するものの一つとして、水車業のみを生業とする新田村の開発がある。場所は、都賀川の上流六甲川の流域(灘区)であった。この水車新田の成立

の状況について、大利家に伝わる天保末年作成の「水車新田古来手続書」によってみてみよう。

最初に水車新田の開発を願い出たのは、紀州羽賀郡高野領野中村の田林勝右衛門という人物で、享保九年(一七二四)一月に代官平岡彦兵衛に願い出、さらに、同十五年に代官久下藤十郎に水車一二輛で運上銀三枚を上納する旨を願い出て、許可を受けた。場所は、八幡村・篠原村・山田村・高羽村・河原村・太田村(鍛冶屋村之内)の六カ村立会の空地であった。田林は、許可を受けたものの、地形が峻険な谷間であったため、開発を断念した。その後、同十六年に八部郡東尻池村の利左衛門が譲り受け、開発を続けたが、これも成功せず、同二十年閏三月二日に大利五右衛門が、銀六百匁で譲り受けた。五右衛門は代官久下藤十郎に運上銀を五枚に増額し、その旨を届け出て、開発に成功し、同年に水車新田という名前で新しく村立てが行われ、水車稼業を専門とする新田村が成立したのである。

水車新田の水車の数量・運上銀の変遷を示すと、表78のようにな

表 78 水車新田における水車  
数・運上銀の変遷

年 代	油 稼 水 車		
	運上銀高 匁	水車数 輛	1輛当た り運上銀 匁
享保20(1735)	215	5	43
元文 4(1739)	215	8	26.875
寛保 1(1741)	645	8	80.625
〃 2(1742)	645	9	71.666
延享 3(1746)	645	10	64.5
寛延 1(1748)	752.5	12	62.708
〃 3(1750)	806.25	14	57.589
宝暦 2(1752)	901	15	60.066
〃 4(1754)	1,062.25	18	59.013
〃 9(1759)	1,290	18	67.894
〃 10(1760)	1,333	19	70.157
〃 11(1761)	2,021	19	106.368
〃 13(1763)	3,010	19	158.421
明和 7(1770)	4,300	19	226.315
安永 2(1773)	4,343	19	228.578
〃 4(1775)	4,386	20	219.3
天明 3(1783)	5,502.38	25	220.095

資料：「大利家文書」

る。当初一二輛（実際の稼働は一〜二輛だったという）の許可を得ていたが、寛延元年（一七四八）以後新規取り建ての許可も得て、水車数は享保二十年に五輛、元文四年（一七三九）に八年（一七四六）一〇輛、以下宝暦十年（一七六〇）までに一九輛が取り建てられている。さらに安永四年（一七七五）一輛、天明三年（一七八三）に

五輛の新規水車が加わり、合計二五輛に増加した。運上銀も宝暦四年以後、毎年のように増加し、天明三年には宝暦四年の約五倍に増額されている。この運上銀の増額は、後述するように、水車新田における絞油業の隆盛を物語っている。

水車新田における絞油業の隆盛  
まず、水車による絞り油の作業工程・効率等について、天保七年（一八三二）に刊行された大蔵永常の『製油録』によってみてみよう。絞油の作業工程を簡単に示すと、菜種を

炒ってさます↓胴搗きにかけて粉とする（綿実は白で粉にする）↓こしきに入れて蒸す↓袋に入れて上に石を置き、貫を通して圧力をかけて油を絞る、の四工程で構成される。水車の動力を使うのは、胴搗きで菜種を粉

第四節 農業と在方産業の展開

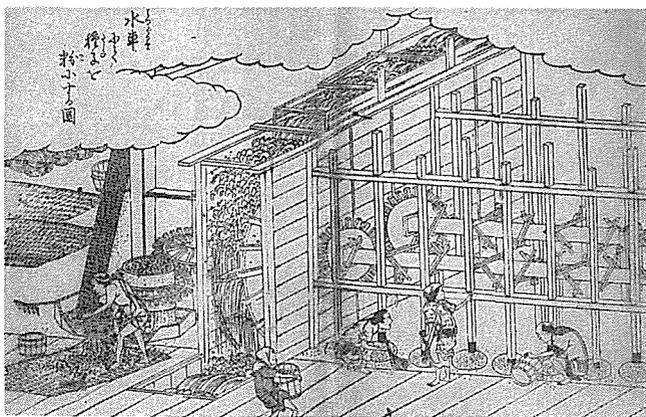


写真 86 水車利用の絞油業（『製油録』）

にする作業の時である。この工程は人力による場合は一日に二石、水車では一日に三石六斗と記されており、一・八倍の作業効率であった。この高い作業効率で、従来の大坂市中の人力による絞り油業者を圧迫するようになる。

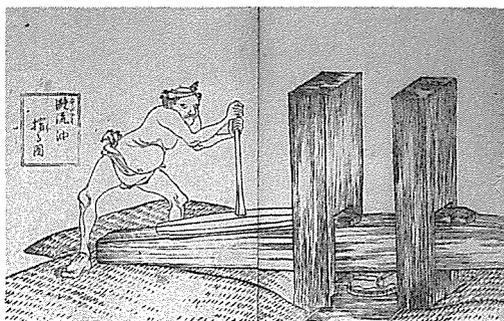


写真 87 灘地方の油しめ器（『製油録』）

このようにして、菜種から絞った油は「水油」、綿実から絞った油は「白油」と呼ばれ、両油を混合して灯油として販売されていた。この灯油の使用によって、当時の人々は夜なべ仕事や読書を行うことが可能になった。

水車新田の発達の状況を示す事件として、元文四年に水車新田の南方の河原村・鍛冶屋村・森村の三カ村から、水車新田の荷物の通行が水利の妨げになるとして、大坂町奉行所に訴えるという事件があった。しかし、この訴えは寛保元年に

しりぞけられて、水車新田の荷物の通行が認められている。

また、水車新田や西撰灘目地帯の絞油業の隆盛が、大坂市中の絞油業者を圧迫するようになり、幕府は寛保三年（一七四三）に統制することになる。当時、油は夜間の照明用として、日常生活の必需品だったので、幕府は油の流通量・価格について他の物価以上に神経質になっていたのである。寛保二年には大坂市中の絞油業者一四五軒のうち三〇軒が減少してしまっていたという。幕府としては、その所在地の江戸市場に流通する油の大半を大坂からの移入に頼っており、江戸市場における油の供給、価格の安定のために、大坂市場における油の生産を確保する必要に迫られていた。このために、この寛保三年令が発布された。

**寛保三年令と水車** 幕府は、寛保三年一月十五日に大坂市中の業者に対し、**新田村の江戸訴願** 種・綿実・油の買占めを禁止し、油値段の引下げを求める

とともに、(1)自国消費以外の絞り草を、大坂に積み登らせること、(2)今年より三カ年間、大坂以外から江戸への油の直積を禁止することを令した。これによって、西撰の水車による絞り油業者は、他国産の原料の買入れや油の江戸への移出ができなくなった。この結果、水車新田はじめ西撰の絞油業者は原料の確保に苦勞することになる。

特に耕作地のない水車新田にとっては死活問題であった。宝暦四年から同八年までの水車新田における絞油量(稼動水車一八輛)を示すと、表79のようになる。水油については、宝暦五年に前年の約半分の生産量となり、同六年以後は全く

表 79 水車新田における絞油量

年 代	水		油	
	樽	石	樽	石
宝暦 4	9,289	3,622.71	5,051	1,969.89
〃 5	4,016	1,566.24	4,719	1,840.41
〃 6	—	—	2,380	928.2
〃 7	—	—	2,390	935.1
〃 8	—	—	2,385	930.15

資料：「大利家文書」

絞油されていない。白油についても、宝暦六年に前年の約半分の生産量となっている。このため、宝暦六年に水車新田の五右衛門が、この窮状を打開すべく、江戸で愁訴を行った。この結果、水車新田は宝暦九年に大坂へ廻着した菜種一四〇万石のうち五千石、綿実は一〇万貫目のうち一〇万貫目の割合で、他国産の絞り油原料を購入することができるようになり、買入れのため大坂に出会所を設置した。しかし、これによって水車新田は、大坂の間屋を通じて原料を買い入れることになり、大坂市中の間屋への従属を余儀なくされるのである。

**明和七年の油** 宝暦十年一月十五日に幕府は、大坂市中において菜種間屋二〇人と綿実間屋一〇人を指定

**仕法の改正**

し、この三〇人に大坂に積み登ってきた菜種・綿実を売り払うように命じた。さらに、明和三年（一七六六）三月十五日に幕府は、寛保三年・宝暦九年の触書の趣旨を固く守るとともに、手作りの絞り草以外、たとえ一村の内であっても、他から絞り草を買い入れて、絞油することを禁止した。水車新田は、前述の宝暦九年の特権を維持していたが、西撰の菜種作農民や水車絞り油業者に深刻な状況をもたらしたのである。しかし、幕府にとっては、統制外の西撰の絞油地帯の生産を無視することはできず、油の生産量を確保するためには、この西撰の絞油業を利用せざるをえなかった。幕府は、大坂の株仲間の下株として、これらの西撰の絞油業者を把握し、油の確保を目指すことになる。

明和七年九月二日に幕府は、油仕法を改正し、大坂のほかにも摂津・河内・和泉の国々において油稼株を認めること、摂津国菟原・八部・武庫郡の水車油稼ぎについては、綿実は大坂以外のどこから買い入れてもよく、菜種は上記三郡の内にて買い入れること、また水車新田については、綿実は同様に大坂以外の地の

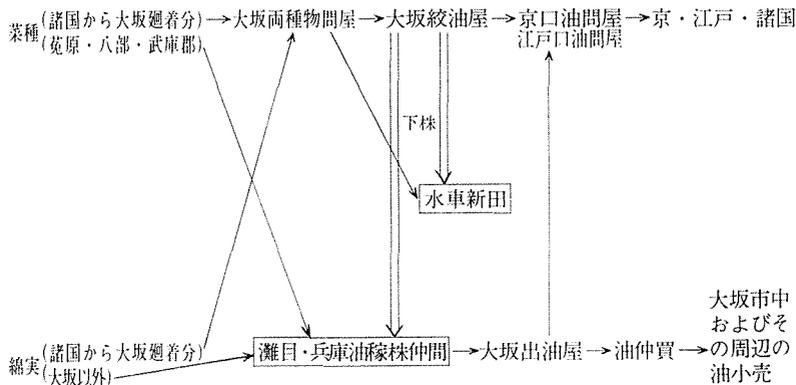


図 21 西撰における明和7年の油仕法による種物・油の流通機構  
(新保 博『封建的小農民の分解過程』)

域から買い入れてもよかったが、菜種については大坂廻着高のうち一万五千石を割り当てることなどを令した(図21参照)。これによって、西撰では水車新田(二〇株)、灘目・兵庫油稼株(六一株)が大坂の株仲間の下株として設定されたのである。特に水車新田では絞油原料のうち、菜種については完全に大坂に依存することになり、周辺農村との関係が遮断された形となったことが注目される。なお『西宮市史』によると、この時に西宮を中心とした人力油稼株も設定されていた。

また、幕府は同年九月に大坂の絞油業者に対し、仲間

表 80 水車新田への綿実廻着高

年 代	綿実廻着高
安永 9 (1780)	1,342,029.400
天明 1 (1781)	1,446,315.900
〃 2	829,987.890
〃 3	749,670.100
〃 4	621,448.770
〃 5	825,498.510
〃 6	727,296.340
〃 7	782,474.760
〃 8	752,124.330
寛政 1 (1789)	986,751.750

(注) 天明2年までは20輛、同3年以後は25輛。  
資料: 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』

の規約を決めさせているが、その史料によれば、菜種・綿実両問屋四五軒、菜種綿実問屋一〇軒、油問屋一軒、出油屋一三軒の業者が記されている。

その後、幕府は、安永六年（一七七七）六月に大坂の両種物問屋の出店五軒を兵庫に設置することとし、あわせて口銭（取扱手数料）を定めている。その口銭は、綿実代銀百匁につき二匁宛で、この問屋出店以外の船宿等に廻着された分については、問屋出店立会の上で売却させ、船宿の口銭の半分一匁を世話料として徴収することになった。このことは、兵庫や灘目地方の船宿で綿実が売買されていたこと、大坂への廻着量を減少させている一因として、大坂の種物問屋が、種物の入手を譲歩し、その口銭を得ようとしていたことを物語っている。

しかし、表80に示した水車新田における綿実の廻着高にみられるように、天明二年以後綿実の廻着高は激減していることが知られる。このため、幕府は寛政期以後油の流通に関して、再び対応策を迫られることになる。

#### 油水車と米

ここで、水車新田以外の灘目・兵庫における水車絞油業についてみてみよう。前述のように

#### 搗き水車

元禄末年ごろから西摂灘目地方では、六甲山南麓の各河川において水車の建設が始まっている。そして、明和七年の段階で六一株の油稼水車が認められていた。その実動の水車数について、少し時代が下るが、天明八年の「御巡見様御通行御用之留帳」によってみると、表81のようになる。この史料は、尼崎藩領を中心にして作成されており、記載に精粗があり、必ずしも全地域について同じ基準で作成されたものではないが、ある程度各村の状況を示していると考えられる。菟原郡のうちでは、油稼水車は野寄村・

住吉村・芦屋村(芦屋市)に、米搗き水車は岡本村・野寄村・住吉村に数多く存在し、住吉村・野寄村では油稼・米搗き水車の両方が稼動し、特に住吉村では水車新田を上まわる水車が存在していた。また岡本村では、油水車はなく、米搗き水車が一〇輛あった。これらの地域は、いわゆる灘五郷のうちの御影・魚崎の酒造地に近く、酒米の精米が水車によって行われていたことを物語っている。

水車新田は表にはないが、この頃から米搗き水車がみられるようになっていく。天明六年にはじめて五輛(運上銀一輛当たり平均九・九匁が、寛政元年(二七八九)に二輛(同一〇・〇匁)、文化七年(二八一〇)に一輛(同一〇・〇匁)、天保十二年(一八四二)に三輛(同八・七匁)が取り建てられ、同十四年に四輛が増え、合計一五輛となっている。水車新田における油稼水車の衰退に伴って、米搗き水車が増加してきていることがわかる。

表 81 天明 8 年 (1788) の水車数  
(単位: 輛)

村名	油稼水車	米搗き水車	合計
田邊		5	5
横屋	2	4	6
岡本		10	10
野寄	7	8	15
住吉	29	7	36
家影		3	3
屋御			2
石平			1
野高			5
羽八			6
幡森			2
石大			2
泥味			1
毛五	*1		1
田原			2
本坂			1
合計	38(39)	37	99

(注) \* 宝暦13年  
資料: 山下幸子「天明八年御巡見様御通行御用之留帳」(『地域史研究』1-2・3), 『西灘村史』

## 第五節 酒造業の展開

### 1 幕府酒造政策の転換

酒造制限から 元禄十年（一六九七）の元禄調高を基準に、翌年より宝永五年（一七〇八）までは毎年五分の

勝手造りへ 一造りという厳しい減醸令が連発された。しかしその間、隠造・過造の密造がその反動と

して横行し、幕府は酒造取締りに四苦八苦する状況であった。しかも酒価の五割におよぶ酒運上の賦課も、この間の酒価の高騰によって造石高が伸びず、結果的には宝永六年の運上収入はわずか六千兩、幕府財政収入の1%にも満たない状態に立ちいたった。当時幕政を担当していた新井白石は、このような運上政策は酒価の高騰を引き起こすだけと判断して、同年六月ついに酒運上の廃止に踏み切った。さらに正徳六年（一七一〇）には、元禄調高の三分の一造りを発令し、元禄以来の長い間にわたる減醸令は緩和されることになった。

さらに享保期になって米価の低落が続くと、幕府はそれを防止する措置として宝暦四年（一七五四）には元禄調高までは勝手造りとする新令を布達した。これは先の正徳六年の酒造統制緩和を一段と推進するもので、



写真 88 酒造 洗米図 (『日本山海名産図会』)

明らかに幕府自らが酒造奨励の積極策を打ち出したものとして注目される。

太宰春台が『経済録』のなかで、「壬寅(享保七年)の秋から米はとみに下落し、その後少し高くなったがまた大きく下落し、結局ここ七、八年の間に、昔の高かった時分の五分の二の価となる」と述べているような形で、米価変動が従来のように単なる一時的な豊凶によるものではなく、恒常的な低米価現象として慢性化してゆくと、幕府にとって事態はいよいよ深刻化していった。

この米価低落の原因は、要するに全国経済の拠点としての大坂堂島への廻着米量の増大にあったとみられ、そのことは、正徳四年の大坂廻着米高一二万三千石が、享保十七年(一七三三)一二四万三千石にまで増大し、このとき米価が一石につき銀二〇匁台にまで暴落している事実からも明らかであろう。このような米の流通事情の変化は、太宰春台が「士人ノ困窮尤モ甚シ」と警告しているように、米をもって市場で換金し生活を支えてきた幕藩領主経済に対し、深刻な打撃を与えたのである。

そこで幕府は米価引上げ策を積極的に推進していった。具体的には買上米の奨励、廻米制限、町人買米令などの諸政策が打ち出された。こうして最終的には諸国払い米に対して米価の法定価格を公定する政策まで

とられた。これらの積極的な米価引上げ策と並行して、酒造業のもつ米価調節機能に期待し、その有力な手段として酒造石奨励策が打ち出された。それは元禄株改め以来の幕府の酒造政策を、根本的に転換してゆくものであった。

すでに享保十六年には、酒屋に対し酒造米を多く買い取るように布達し、同時にその資金に不足している酒屋には、新米を貸与するという恩典まで与え、全面的に酒造業奨励への姿勢を示していた。そしてその行きつくところが、前述の宝暦四年の「元禄調高まで勝手造り」令である。さらにこの布達には、休酒屋に対しても営業の再開は自由であるという但し書まで付けられていた。ここに酒造体制は元禄調高を中心とした酒造株体制から、新たに自由競争体制へと突入していったのである。

**元禄江戸積** このような幕府の酒造政策の転換は明らかに従来からの在々酒造業禁止という「祖法」をも体制の動揺 否定することであり、これを機に従来都市に集中していた酒造株が、在方へも売買譲渡されていった。こうして公然と農村を中心にして新規の酒造業者が出現することになった。

つまり酒造株体制から概観すると、従来よりの酒造仲間にとっては、一度公認された元禄調高による酒造特権が廃棄されたことを意味し、以後在方を含めた新規酒造家をまじえて、都市酒造業と在方酒造業との間で競争契機が導入されることを意味した。

この在方酒造仲間の、新規江戸積酒造体制への参入という事態が近世前期の酒造株仲間体制に与えた影響は大きく、伊丹、池田、西宮、兵庫、尼崎などの上方江戸積銘醸地といえども、その例外ではなかった。大坂・尼崎と兵庫の間に大きく広がる灘目といわれた農村地域で、この時期新たに江戸積酒造業の台頭発展が

みられたのである。

享保九年の下

り酒銘醸地

元禄十年の元禄調高の株改め時においては、上方からの江戸入津樽数は六四万樽で、その江戸積銘醸地は、伊丹、池田、大坂、尼崎、兵庫、西宮に、川辺郡・島上郡・有馬郡に散在する地域と、それに泉州堺を加えた、摂泉両国にまたがっていたが、このいわば元禄期の江戸積酒造体制には灘目・今津の在方酒造業はまだ含まれていなかった。

ところがそれより二七年後の享保九年に、

江戸下り酒問屋が調査した当時の下り酒主産地および酒造家数は、表82に示した通りで、すでに今津・灘目の台頭が明瞭に読みとれるのである。これによれば大坂（北組・南組）四五九人、同天満一三五人を筆頭に、北在（三田・武庫・鴻池を含む）九五五人、西宮八二人、伊丹五四人、尼崎四一人、兵庫四〇人、池田二七人、伝法二三人、堺四人で、いずれも城下町・宿場町・在郷町で、兵庫も港町としての性格上、四〇軒もの江戸積酒造家を有しており、これらは従来からの江戸積主産地でない

表 82 享保9年(1724)江戸積酒産地および酒屋数

灘 目		古規組 従前の銘醸地		そ の 他	
地 名	酒屋数	地 名	酒屋数	地 名	酒屋数
今津	29人	大坂	459人	尾張	72人
御影	10	天満	135	美濃	65
魚崎	4	西北	82	三河	57
森	4	北伊	78	河播	6
神戸	4	伊尼	54		3
脇浜	1	崎庫	41		
青木	1	池田	40		
鳴尾	1	兵田	27		
本庄	1	池法	23		
		伝三	12		
		堺	4		
		武庫	4		
		鴻池	1		
合計	55	合計	960	合計	203

資料：神戸税務監督局編『灘酒沿革誌』

お中心的地位を占めている。

しかしそれに対し、今津二九人と、灘目二六人（うち御影は一〇人）を合わせた五五人はここに始めて名前を連ねている酒造家である点が注目される。以上摂津の合計一〇一五人がのちの江戸積撰泉十二郷の酒造家であり、それに尾張・美濃・三河の東海三国（いわゆる中国酒の産地）に河内・播磨を加えて一二一八人が、当時の江戸積酒造家総数であった。数の上では大坂・西宮・北在などが多いが、極上酒を造る酒屋としてはこの調査報告に下り酒屋総数のうち三三人しかあげていない。それは伊丹一五人、池田一人、北在三人、鴻池・西宮・魚崎村各一人ずつなどとなっている。やはり伊丹・池田に極上酒の酒屋が多い。灘目・今津の場合もようやく下り酒銘醸地に名を連ねたばかりで、その初期の状況がうかがえる。

このようにして、いわば元禄期に確立した近世前期の江戸積酒造仲間Ⅱ古規組に対して、新規組Ⅱ灘目・今津酒造仲間の台頭発展がみられた。その転期が享保期であり、しかも元禄酒造株体制では禁止されていた在々酒造業として、新たに西摂沿岸の灘目・今津の農村を基盤に展開してくるのである。

## 2 灘酒造業の台頭

### 灘目と灘

灘酒造業の中心を形成した地域は、摂津西部沿岸地帯の「灘目」と呼ばれた地方である。もと五郷

もと「灘」とは、東は武庫川口より西は旧生田川の近傍にいたるまでの、今津村（武庫郡）と菟原・八部両郡にまたがる沿海およそ二四キロメートルばかりの地域の総称である。

表 83 灘三郷(近世)・灘五郷(近代)の地域区分

近 世			近 代	
灘三郷	旧郡名	所 属 村 名	灘五郷	現市区名
今 津	武 庫	今津	今 津	西宮市
上 灘	東組	打出・芦屋・深江・青木・魚崎・住吉	魚 崎	神戸市東灘区
	中組	御影・石屋・東明・八幡	御 影	
	西組	新在家・大石・岩屋・稗田・河原・五毛	西 郷	神戸市灘区
下 灘	八 部	ニツ茶屋・神戸・走水・脇浜		
			西 宮	西宮市

文献のうえでは、「灘」という名称は正徳六年(一七二六)に見え、また「灘目」は寛延三年(一七五〇)の大坂石屋仲間文書のなかに見出され、それは「灘」のうちの菟原・八部兩郡にまたがる地域をさし、「灘辺」という意味であった。

さらに明和九年(一七七二)の「上方酒家十カ所」酒造仲間の酒運上金免除嘆願書のなかでは、この一〇カ所として、まず灘目を菟原郡にある上灘目と八部郡にある下灘目に二分割し、これに大坂三郷、池田、伊丹、尼崎、伝法、今津、西宮と、川辺郡の江戸積銘醸地である加茂村・小池村(のち北在郷に属す)を加えている。

また灘目が江戸積酒造地としての地位を確立した安永五年(一七七六)には、「上灘江戸積酒造家中」「下灘江戸積酒造家中」とも見え、仲間結合のあとをうかがうことができる。こうして安永期には江戸積酒造業が広く灘において定着し、上灘・下灘、今津にも酒造仲間が結成され、それぞれ一郷を形成するまでになって、伊丹・池田・西宮など既成の江戸積酒造仲間に加えているのである。江戸時代には一般に広く「灘」という場合には灘目と今津を含んでおり、「灘目」は上灘と下灘から成り立っていた。こうして、のち摂泉十

二郷の江戸積酒造仲間が結成されたときも、今津郷・上灘郷・下灘郷の灘三郷は、灘酒造業の中核として二郷のなかに数えられている。

ところがさらに下って文政十一年（一八二八）には上灘郷がさらに分裂して、東組（青木・魚崎・住吉の三カ村）・中組（御影・石屋・東明・八幡の四カ村）・西組（新在家・大石の二カ村）の三組（郷）を形成する。その詳細は後述するとして、それは上灘郷があまりにも手広くなって、取締りが行き届かなくなったためで、このこと自体が端的に灘酒造業の拡大発展を物語っている。こうして文政十一年以降、上灘三組と下灘・今津をもつて、近世における「灘五郷」が形成されることになる。

もっとも今日の灘五郷は、今津・魚崎・御影・西郷に西宮郷を加えた五郷である。上灘東・中・西の三組がそれぞれ魚崎・御影・西郷になり、下灘が脱落して西宮が加わっていることになる。これは同業組合法に基づいて結成された明治十九年（一八八六）の「撰津灘酒造業組合」以来の名称であって、近世においては、灘目農村が代官所支配であったのに対し、西宮は町方として町奉行所支配であったことによる（表83）。

#### 灘御影村

近世後期に江戸積酒造業が展開してゆく西撰灘目農村は、前述のように近世中期すでに商業的の状況 農業も活発に営まれ、農民の階層分化や社会的分業も進み、商品生産の発達したいわば先進的な地域であった。そうした典型的な村として御影村をとりあげ、そこでの酒造業の起りをみてみよう。

御影村は近世前期、東組は大和小泉藩領、西組は尼崎藩領に属していたが、明和六年にはともに幕府領に編入されている。東組は村高二六三石余（二三町三七畝二二歩）・戸数三三六戸・人口一三五九人、西組は同三四六石余（二七町六反一六歩）・三八四戸・一五一一人で、一般にいう一人一年米一石消費を基準にして考え

表 84 御影村(西組) 1町歩以上土地所有者の変遷

順位	年代	寛文4年 (1664)	貞享2年 (1685)	元禄8年 (1695)	安永8年 (1779)
1位		理兵衛 町反畝 2. 3 8	生魚屋治郎太夫 町反畝 5. 1 2	生魚屋治郎太夫 町反畝 5. 3 2	材木屋彦右衛門 町反畝 3. 2 0
2		次兵衛 1. 2 5		安左衛門 2. 9 3	材木屋治兵衛 2. 4 0
3		七郎兵衛 1. 1 4		安兵衛 1. 1 0	材木屋治郎右衛門 2. 2 6
4		生魚屋治郎太夫 1. 0 4			寺井元水 2. 1 5
5					伊勢屋七右衛門 1. 1 6

資料：「御影村文書」(神戸大学文学部)

ると、村高に比し人口が多く、農業のみでは生計が成り立たない様相を示している。

土地所有の上からも寛文四年(一六六四)には、二町三反を最上層に五反以下層が九三%を占め、激しい農民層の階層分化を示し、それ以降も五反以下層はつねに九五%前後を占めている。寛文四年の上位高持層も元禄期を境にしてかなり激しい変動を繰り返しているが、酒造業や材木商などを営む在方商人は主にこの層に属している。

例えば一町歩以上の土地所有者の変遷をみれば(表84)、寛文四年に四位であった生魚屋治郎太夫が、貞享二年(一六八五)には五町一反を持つ村内最大の高持にのしあがり、安永八年にはその分家材木屋三家が上位を占めるようになっていた。一方、寛文四年の理兵衛・次兵衛はこの村の有力本百姓であったが、元禄期を境に没落し、代わって安左衛門が元禄八年(一六九五)には二町九反の高持として上位をしめ、当時は庄屋役を勤め、酒造業も営んでいた。しかしこの安左衛門も安永八年には上位から姿を消し、土地は六反五畝に減少、酒造株も材木屋治兵衛に譲渡している。安永八年に村内五位の伊勢屋七右衛門も、材木屋とならぶ江戸積酒造家として台頭しつつ

あつた一人である。

御影村でのこの寛文く元禄期にかけての高持上層農民の激しい新旧勢力の交代も、商業的農業の展開を通して貨幣経済が進行し、それが農民保有地の集中分散を生み出し、一部の富裕な農民の手に資本が蓄積され、新しい在方商人や地主が輩出されてくるという事情を示しているものとみられる。従つてその反面無高もしくはごくわずかの土地しか保有していない圧倒的多数の農民層が存在し、農業以外の余業、つまり賃労働を必要とする状況が存在していた。こうして新しい産業が生み出される基盤が広がつていたといえる。

明和六年同村の職業構成をみると、酒造業や廻船などの輸送業をはじめ各種の手工業、商業が存在し、農間余業としては酒屋稼ぎ・水主稼ぎ・日傭稼ぎなどがあつて、土地を離れても生活してゆけるまでに、商品経済が広汎に展開している様子がみられ、社会的分業の深化を示している。

御影・魚崎

村の酒造業

さて御影村の酒造業は、明和五年に一五人を数えるまでになつてゐるが、次にその系譜をたどつてみよう。元禄八年ころに村内一位の土地所有者であつた生魚屋治郎太夫の四男甚九郎は元禄五年に分家し、在方商人としてはじめて材木業を営み、材木屋初代治兵衛となり、五男も分家して材木屋彦右衛門を名乗つた。いずれも分家して材木業を商売として独立してゐた在方商人で、後に酒造業を営む。その時期は元禄く享保期で、灘目においても貨幣経済への胎動を示す時期であつた。

なかんずく灘目農村から輩出してくる新興商人たちは、材木業や干鯛商人として手広く商品貨幣流通に加わり、有馬から六甲山を越えて御影村に通ずる脇街道に進出して駅所特権を脅かしたり、廻船を引き受けて問屋同然の類似営業を行つて兵庫津問屋と対立していった。こうした在方商人のなかに材木屋一統があり、

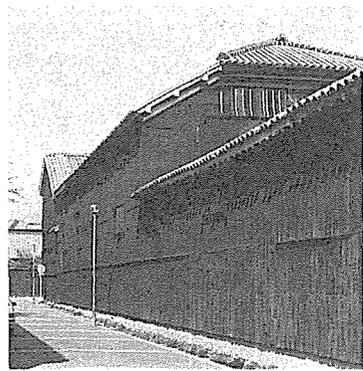


写真 89 酒蔵風景

同じく六甲越え新通路の運送で駅所と争った東明村の柴屋又四郎も、宝暦四年（一七五四）に酒造業を始めた江戸積酒造家の一人で、やはり当時灘目における有力な在方商人であった。

こうして御影村の材木屋治兵衛・同彦右衛門や、東明村の柴屋又四郎など、いずれも灘酒造家の出自は、在方における米・材木・干鰯の売買をはじめ、廻船を持って海運活動にも積極的に進出していった在方商人とその資本蓄積に求められるのである。

御影村の材木屋彦右衛門と治兵衛が材木業に専念し、在方商人として資本蓄積を進めるうちに、享保末期これまでの在々酒造業禁止の幕府祖法が改まり、造石奨励策がとられることになった。これを機に材木屋は江戸積酒造業へ転化していく。まず彦右衛門が元文五年（一七四〇）に酒造業を開始し、その三年後の寛保三年（一七四三）に材木屋治兵衛が酒造業を始めている。彦右衛門はその後絶家するが、治兵衛はさらに宝暦七年還暦を迎えたのを機に、家督を長男治郎右衛門に譲り、自らは末子をつれて分家した。前者が材木屋本家治郎右衛門Ⅱ本嘉納家で、後者は材木屋分家治兵衛Ⅱ白嘉納家となる。以後両家は近世を通じて御影村における代表的な江戸積酒造家として成長し、今日の菊正宗酒造および白鶴酒造につながる系譜を形成する。

なおこの明和六年に届け出された、御影村のうち西組の酒造家一六軒とその酒造米高を表示したのが、表85である。材木屋三家と伊勢屋・雑古屋を中心に、酒造米高の合計は五六五〇石であった。この時の各自の

第五節 酒造業の展開

表 85 明和5年(1768)御影村西組の酒造石高

酒造石高	酒造人	備	考
石 600	彦右衛門	材木屋	
600	栄七		
550	忠三郎		
500	治兵衛	材木屋	
350	十次郎		
350	六兵衛	伊勢屋七右衛門	
350	六三郎	雑古屋	
350	源左衛門		
250	治良右衛門	材木屋	
250	伝六夫	雑古屋、同村安左衛門酒株借り受け	
250	次郎太夫	尼崎・岸田屋孫左衛門酒株借り受け	
100	久四郎	冥加銀2枚にて酒造	
350	利右衛門	同上	
350	伊太夫	同上	
250	弥兵衛	同上	
200	又四郎	同上	
5,650	16人		

資料：「白嘉納家文書」

めの際にもすでに酒造米五八一石余を有する山路十兵衛が突出していた。ただ明和六年当時の諸職業をみれば、酒造家・船持ちなどはみられるものの、御影村ほど社会的分業は進んでいなかった。しかし持高一石以下および無高層が農民全体の七〇八割を占めるといふ階層分化は進んでおり、その意味では漸次酒造業を中核とする資本対賃労働の関係が醸成されつつあったという事情は、御影村の場合と同様であるといえよう。明和六年には酒造業者一七人が存在しているが、ただ近世中期以後この山路十兵衛に代わって

酒造株高は不明であるが、材木屋治兵衛については、元禄十年の改め高は五石である。そして明和六年よりわずか一六年後の天明五年(一七八五)同西組の酒造米高は一万八八四七石に達しており、実に三倍以上の急上昇をとげている。これは明和期の時点では未だ夢想だにできない発展であったことがわかる。御影村よりやや遅れて酒造業の発展をみせる魚崎村は、上灘東組の中心となつてゆくが、元禄十年の株改

伝法・大坂からの出造り酒造家が魚崎村の酒造業の担い手となって成長していったという特徴がみられた。

#### 酒造関連産

#### 業の広がり

一方こうした酒造業の発展には、それを支える樽屋など関連産業が必要で、当然周辺にその部門が広がってゆく。その様子を、天明八年の減醸令に対して灘目村々農民が提出した「酒造増石嘆願書」によってみてみよう。

撰州村々惣名灘目と唱え来り、村高不相応に人多く御座候て、百姓一通りにては渡世仕り難く、身元相応に暮し候者どもは、酒造稼諸商売仕り来り候につき、末々百姓ども作間稼ぎとして、酒造働きその他船手・水車諸商売など、酒造に拘り渡世仕り候

として、具体的にその諸商売・諸稼ぎの内容を列挙している。

(1)酒造働き人、(2)米搗水車稼ぎ人、(3)酒米仲買人、(4)酒樽屋ならびに手間人、(5)酒積入れ廻船および小船諸荷物積入れ人、(6)糠・酒粕・薪の仲買人、(7)一般日雇人、(8)酒袋系木綿稼ぎ人(老女すべて女童の手業)、(9)酒樽巻きならびに筵(老人足弱の手業)、(10)組縄(同上)などである。

以上のように灘目農村では、明和期になると在方商人が成長し、その貨幣資本の蓄積を通して、これを酒造資本に転化させてゆく条件が整い、他方では階層分化を通して生み出された零細農民が、酒造一般働き人や酒造に関連のある諸商売・加工業の働き人として、酒造資本に吸収されていったのである。

これらの関連産業は同一村内に存在するとは限らないが、明和六年の御影村の明細帳でみると、焼酎屋五軒、酒樽屋三九軒、薪仲買五軒と米搗車四輛、大型廻船四艘という酒造業関連部門をあげることができ、また文政十二年魚崎村明細帳では、焼酎屋二二人、酒樽屋八人、輪竹屋一人、廻船持ち一人などがこれ

に当たるであろう。

### 3 江戸積撰泉十二郷の形成

灘目の台頭と大坂・

享保末期における米価の低落に対処して、幕府が在々酒造業禁止から積極政策へ転換

西宮・兵庫の衰退

したこと、および灘目農村において商品貨幣経済が発達し在方商人が成長していたこ

と、この二つの要因が、灘目農村において急速に江戸積酒造業発展の契機をつくりだしていった。

その結果、「元禄調高」によって一度は掌握した近世前期酒造株体制の枠を、幕府自らが破ってゆかざるを得なくなり、近世前期の都市酒造仲間による排他的独占体制が、造石奨励・自由営業という競争契機の導入によって根本的に崩れ去ってゆく事態に直面せざるを得なくなったのである。こうして造石奨励策にのって今津・灘目一円の村々で江戸積酒造業が台頭してくると、大坂や西宮など従来の都市酒造仲間が江戸市場から後退せざるを得なくなり、先進酒造地の停滞ないし衰退が明瞭になっていった。

事実大坂三郷酒造仲間の場合は、かつて七百軒あった由緒ある酒造家のうち天明四年（一七八四）現在稼働している酒造家は四百軒にしかすぎないと、次のように訴えている。

大坂三郷酒造株の義、万治元戌年曾我又左衛門様・松平隼人正様御在勤の筋より、私共へ支配仰せつけられ、石改めなど仕り、株札相渡し来り申し候、右の節は酒造屋およそ七百軒余御座候て商売繁昌仕り候（中略）近來撰州の内在にて水車稼造多く仕り、石数等勝手に仕入れ仕り、当時凡そ七百軒御座候て

(1768) 兵庫津の酒造減石高

町名	酒造家名	酒造減石高	備考
東川崎町	車屋又右衛門	40	宮前町・山屋長左衛門より借り株
宮内町	讚岐屋与右衛門	40	木場町・讚岐屋十右衛門 //
東出町	木挽吉郎右衛門	30	三条村・久兵衛 //
湊町	川口屋半兵衛	30	尼崎・岸田屋弥兵衛 //
西出町	鍋屋九郎兵衛	50	// 西町・船屋伊兵衛 //
逆瀬川町	瓜屋伝兵衛	20	兵庫小物屋町・瓜屋九十郎 //
西出町	樋上屋治郎右衛門	60	// 鍛冶屋町・角屋吉右衛門 //
船大工町	日向屋治郎左衛門	30	// 細辻子町・劍菱屋市郎右衛門 //
小物屋町	升屋庄右衛門	50	// 小広町・岡本屋伊兵衛 //
木戸町	讚岐屋弥兵衛	30	岡方26町へ下付された馬借株 //
逆瀬川町	瓜屋治兵衛	20	// //
西宮内町	八わたや半右衛門	20	// //
小計	12人	420	
小物屋町	瓜屋甚太郎		二ツ茶屋村□屋七郎兵衛方へ貸付
出在家町	岩間屋兵右衛門	休	
宮前町	六軒屋弥兵衛	休	
新在家町	苧屋新左衛門	休	
小物屋町	升屋庄右衛門	休	
小計	5人		

商売繁昌仕り候、右につき大坂酒造屋不景気に罷りなり、年々酒造相減じ、当時四百軒余に罷りなり候につき、浮株凡そ三百軒余御座候

〔大坂三郷総年寄願書〕

要するに摂州在々の二百軒にのぼる灘目酒造業が水車稼ぎの酒造によって繁昌し、そのため七百軒あった大坂の酒造屋が四百軒に減少して不景気になったというのである。

また西宮についても、元禄十年（一六九七）には七九の酒造蔵が存在し、享保九年（一七二四）には八二軒の江戸積

第五節 酒造業の展開

このような稼働蔵数の減少からみて、この明和期は明らかに西宮酒造業にとって変動の時期であったことを示している。

こうした現象は、台頭する灘目酒造業との競争の結果であり、この後退に対して西宮酒造仲間、改めて仲間の団結と利益擁護を確認するため、明和元年に次のような申合せを行っている。それは、(1)西宮酒造株は延宝七年(一六七九)株と元禄十年株の所持者で構成される、(2)無株の酒造と分株とを禁止する、(3)酒造株の醸渡や貸借は酒造行事へ願ひ出て、町役人の承認を受け、そのうえで領主へ届け出て許可を受けてから名義を書き替える、(4)仲間加入に際しては、他所買株・仲間醸り株・借株・他所借株に依りて、加入銀を差し出す、というもので、その本意は「我意一存」の営業を抑え、仲間本来の排他的独占を強調しようとするころにあった。

表 86 明和5年

町名	酒造家名	造高
		石減
北中町	御影屋治兵衛	60
木場町	讚岐屋十右衛門	40
〃	讚岐屋妙光	90
〃	瓜屋長左衛門	40
小物屋町	正直屋弥右衛門	60
小江川町	御影屋平兵衛	90
小中町	正直屋安右衛門	40
〃	岡本屋弥兵衛	50
小広町	岡本屋伊兵衛	50
小磯之出町	酒屋源兵衛	30
〃	川崎屋利左衛門	30
〃	酒屋長兵衛	40
〃	瓜屋久兵衛	40
鍛冶屋町	阿わ屋長兵衛	40
東出町	坂本屋甚兵衛	50
関屋町	生木屋七郎右衛門	45
小物屋町	正直屋八三左衛門	50
小磯之出町	酒屋五兵衛	30
東川崎町	わたや長四郎	50
東出町	わたや武兵衛	50
小計	20人	975

資料：神戸市立博物館所蔵文書

酒造家が稼働していた。ところが明和二年(一七六五)には六四蔵に減少し、それでも明和四年までは六〇蔵台を維持していたが、翌明和五年には五九蔵となり、同六年には四四蔵、七年には最低の三三蔵にまで激減しているのである。

しかしこうした仲間の申合せにもかかわらず、宝暦四年（一七五四）の勝手造り令を契機に、明和・安永期には酒造業の停滞と衰退が続き、酒造仲間構成員の交代が激しく繰り返されていったのである。

都市酒造仲間属する兵庫津酒屋仲間においても、享保末期以降からの灘目酒造業の発展の影響は深刻であった。前述の西宮・大坂と同じように、兵庫でも自ら減石の申合せを行い実施している。兵庫津の酒造株高および酒造家数については、享保九年に江戸積酒造家四〇人、享和三年（一八〇三）では株高一万九三七五石・軒数三二人という数字が判明する。そして当面の明和六年作成になる「子年（明和五年）酒造潰石高書上帳」（表86）では、自株所持酒造営業者御影屋治兵衛以下二〇人の減石高は九七五石、借株営業者車屋又右衛門以下一二人の減石高は四二〇石、そして瓜屋甚太郎は他村へ貸出し、岩間屋兵右衛門以下四人は休造者となっている。この時の株高は不明であるが、いずれにしろ明和期の兵庫津酒屋仲間も、減石ないし休造によってその危機的状況に対処している様子を読みとることができる。

**天明期の江** 元禄十年（一六九七）の上方からの江戸入津樽数は六四万樽であったが、そのなかにはまだ今**戸入津樽数** 津・灘目の灘酒造業はふくまれていなかった。享保期以降の灘酒造業の台頭発展の結果を、数量的に確認できるのはようやく天明五年（一七八五）で、新たに江戸積酒造体制のなかに加わった灘酒造業の動向を把握することができる。その江戸入津樽数は七七万余樽、これを地域別に示したのが図22（付表25）である。

まず今津が四万樽、灘目三二万樽で、合計灘三郷では三六万樽となり、全体の四六・五%にも達している。これを当時の経営史料を基礎にして玄米量による造石高に換算すると、約二一万石となる。また摂泉十二郷

のうち、灘三郷をのぞいた上方九郷は約二八万樽で全体の三五・九%を占めているが、なかでも伊丹一万樽、西宮七万樽が突出し、灘とともに主要な下り酒銘醸地であったことがわかる。また兵庫については、その数量は余り多くはなく灘目のなかに含まれている。

その他は尾張・三河の各五万樽と美濃の東海三カ国のいわゆる「中国酒」（江戸と上方との中間地点で醸造された酒という意味で、下り酒のなかにふくまれ、江戸問屋と同じ下り酒問屋で売り扱われた）の銘醸地を主として一三万六千樽、一七・六%を占

めていた。摂泉十二郷や下り酒十一ヶ国制については後に触れるとして、灘三郷が享保期にはじめて江戸積酒造地のなかに名が出てから、わずか半世紀ほどのあいだに、急速に発展してきたことが理解されるであろう。そこでその実態について御影村西組の酒造状況を例にみてみよう。

天明期の御影村酒造業

天明五年の御影村西組における酒造株高と酒造石高を表示したのが、表87である。前掲明和

五年のときには酒造家一六軒・酒造石高五六五〇石であったから、この間わずか一七年のあいだに、八軒・一万八八四七石余となり、酒造人は半減しているが造石高が三倍になるという変化がみられた。そして在方商人として台頭してきた材木屋は江戸積酒造業に専業化していった段階で、屋号を嘉納屋と改め、土地所有の面でも、この村第一の高持として成長し、治兵衛・治郎右衛門・彦右衛門の嘉納屋三軒が

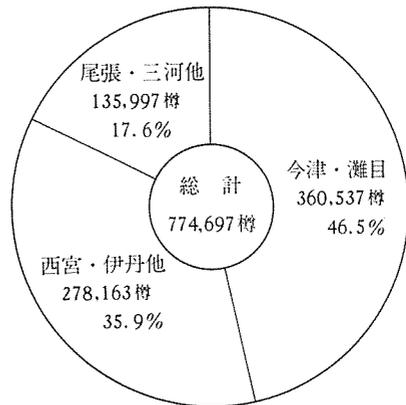


図 22 天明5年(1785)の地域別江戸入津樽数

表 87 天明 5 年(1785)御影村西組の酒造株高と酒造米高

酒 造 家 名	酒造株高	株札数	酒造石高
嘉納屋 彦 右衛門	石 141.5	枚 4	石 5,373
〃 治 兵衛	31.666	4	3,748
〃 治郎右衛門	823.75	4	3,675
雜古屋 六 三郎	13.75	1	1,287
〃 伝 六郎	10	2	1,673
〃 伝 三郎	18.5333	1	1,287
伊勢屋 七 右衛門	105	2	1,764
〃 五 兵衛	5	1	40
合 計	1,149.1993	19	18,847

資料:「御影酒造組合文書」

三つどもえの形で存在し、村内においても抜きん出ている。他方、座古屋三軒は明和・安永期には酒造家・廻船持としての活躍が著しかったが、天明期以降はやがてこの村の酒造家から名前が消えてゆく。かつてこの村の有力な地主であった雜古屋の没落と、新興の在方商人たる嘉納屋の台頭は、灘酒造業の発展による村落内部での新旧勢力の交代の様相を如実に示している。

表 87 でみられるもう一つの顕著な事実は、酒造株高一一四九石でもって、現実には一万八八四七石の酒造(造石高)を行っている点である。このように株高と造石高とに懸隔が生じているのは、元禄十五年の株改めによって設定された元禄調高以来、一度も株改めによる株高と造石高との調整がなされていなかったためであり、またその懸隔が大きいほど、酒造業の発展が急速になされて

きたことを表わしている。ここに天明八年に、元禄調高以来の株改めを実施しなければならない必然性があつたのである。

ただここで注意すべきは、この天明五年の造石高というのは、実は天明八年の株改めに際して、各自酒造家に申告させた造石高であつて、果たして天明五年当時に申告高通りの造石高であつたか否かは確かではない。事実、天明五年当時酒造稼ぎをしていたが、天明八年には休造したために、この表には省かれて名前の

あがっていない酒造家もある。さらに天明五年の造石高は申告高であるため、株改めにつづく天明八年以後のきびしい幕府の酒造制限令を予測して、前もって実際よりは多く申告したという場合も考えられる。

これらの点を考慮したうえで、なおかつこの天明期の株改めの結果をもって御影村における享保期以降の目覚ましい酒造業発展の跡を、はじめて数量的に確認することができる。それはまさに、御影村にかぎらず「摂州在々」酒造家による目覚ましい江戸積酒造業発展の姿であったともいうことができる。

#### 江戸積撰泉十

享保期以降にあらわれた江戸積酒造仲間における顕著な変化の一つは、近世初頭以来の江

#### 二郷の形成

戸積酒造地の衰退ないし変貌であり、他は、新進の新興酒造地の台頭発展であった。しか

しこのような変化は酒造業に限らず、幕藩体制が解体期を迎え、領主的商品経済に対して農民的商品経済がそれを圧倒してゆくような産業部門では往々みられた。これを都市問屋仲間⇨古規組と、在方商人仲間⇨新規組との対立という表現であらわすこともできる。しかし後者の発展が、前者の存立基盤をおびやかす段階にいたれば、それは一応「危機の時期」として自覚されるようになる。その時期が天明・寛政期であったとすることができる。

そしてこの封建的危機に対する領主的対応は、次の二つの仕方になされた。一つは、都市⇨古規組仲間の再編成を通して在方⇨新規組仲間の発展を包摂しようとする動きであり、他の一つは、幕府権力の発動によって上から直接統制を加え掌握しようとする動きである。前者がここで述べる撰泉十二郷酒造仲間の結成であり、後者が次章でふれる天明八年の株改めと寛政改革によって発動される酒造統制の強化策であった。

さて江戸積撰泉十二郷とは、大坂三郷（南組・北組・天満組）・伝法・北在・池田・伊丹・尼崎・西宮・兵庫

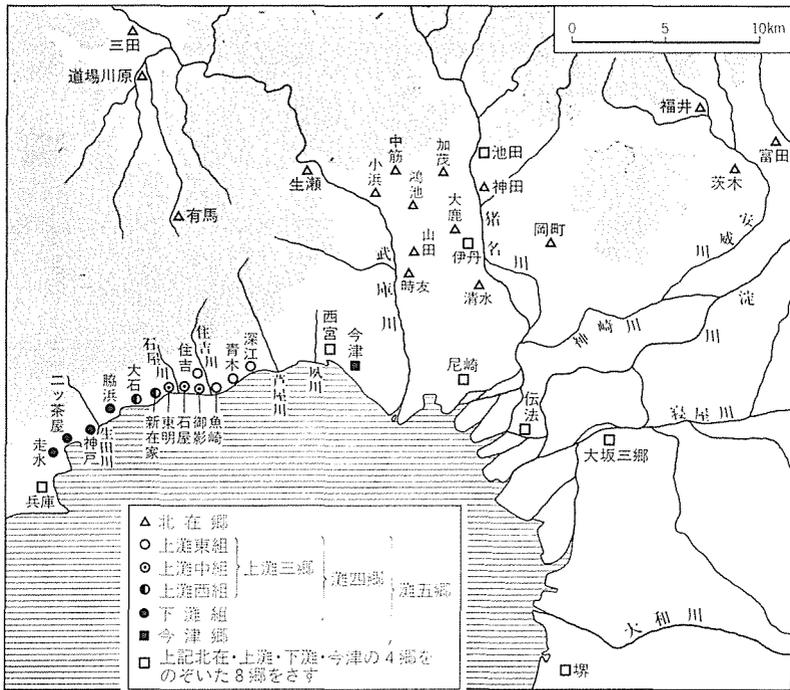


図 23 摂泉十二郷地域図 (原図『伊丹市史』2)

・今津・上灘・下灘・堺の、摂津・和泉二国にまたがる江戸積銘醸地の十二郷をさしている(図23)。

これら十二郷はいずれも地名であるが、ただ一つの例外として北在郷がある。北在郷は『灘酒沿革誌』によれば、摂津北方に散在する小醸地を総称したもので、およそ西宮より北は一〇里、東は六里ばかりの地域をさすと述べている。川辺郡を中心に、島上・豊島・武庫・有馬の四郡に散在する江戸積銘醸地の小地域を包括した名称で、元禄期に名前のあがってくる江戸積銘醸地のうち、鴻池・清水・大鹿・山田・小浜(以上川辺郡)、富田(島上郡)、三田(有馬郡)などが含まれる。天保三年(一八

三三)には、北在組は二二カ村で、酒造家三〇軒、株高二万三六二石余であった。要するに西国街道や有馬への街道筋にある酒造地で、近世初期より江戸積酒造の特権が認められていた鴻池村の山中新右衛門、島上郡富田村の紅粉屋(清水)市郎右衛門、川辺郡加茂村の岩田五郎左衛門、山田村の市右衛門・忠右衛門、小浜村の塗屋半左衛門などがその有力な酒造家であった。

摂泉十二郷のなかで、上灘・下灘・今津のいわゆる灘三郷をのぞいたほか九郷は、いずれも元禄十五年の株改めのときに、すでに江戸積酒造業の主要な銘醸地であり、これら銘醸地の江戸積酒造家によって、近世前期の江戸積酒造株体制が編成されていた。そしてこのなかには、明らかにまだ今津・灘目は含まれておらず、この灘三郷が江戸下り酒主産地のなかに台頭しはじめる時期は享保期以降であった。その意味では、この十二郷の形成は、これら摂津在々に展開した新興酒造地の台頭発展によって江戸積先進地Ⅱ古規組が圧倒されるようになり、改めて元禄体制の立て直しを余儀なくされた時点での酒造家仲間再編成の問題でもあったといえよう。

**摂泉十二郷結成** この十二郷の成立に直接深い関連をもっていると考えられるのが、天明四年大坂三郷総の契機と時期

年寄一三人が提起した酒造冥加金割り替え一件である。その意図するところは、万治年間以来七〇〇軒あった大坂三郷酒造家が、水車精米による「摂津在々」の無株を含む灘目酒造家の繁盛の影響で減少している現在、従来の冥加金負担額を改め、大坂三郷四〇〇軒の酒造家より五〇〇両、摂津在々酒造家よりも五〇〇両、その他在々駄売屋と三郷看板受酒屋六〇〇軒より一五五兩ずつ、合計一一五五兩(銀六九貫余)とし、これを三郷総年寄が徴収して大坂町奉行に納めるといっているのである。

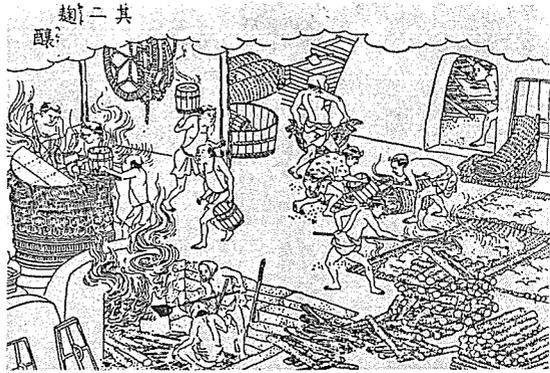


写真 90 酒造 麴醸図 (『日本山海名産図会』)

この提案に対しては、二〇〇軒の灘目在々酒造家ももちろん反対し、三郷総年寄が指摘するような無株による酒造業者は存在しないし、「村々酒造の儀」も許可されており、いまこれら酒造家が大坂三郷総年寄の支配下に入るになれば、酒造家の存続はもとより、ひいては一般百姓の渡世にも差し支えると主張した。幕府もこれを不裁許としたので一件は取り下げられて落着いている。

しかし、この大坂三郷総年寄の意図は、享保期以来の「在々」酒造仲間の発展を大坂三郷で受けとめて、これを元禄体制のなかに包摂し、この不均衡に発展してきた各郷江戸積酒造仲間の利害対立を調整してゆこうという点にもあった。その意味でこの酒造冥加一件は実現されなかったとはいえ、大坂三郷を触頭とする十二郷酒造仲間成立の機が熟していた時点での問題提起であったといえる。

後の万延二年(一八六一)「酒造年寄役差免願書」では、この十二郷酒造仲間の結成を「天明年中」のこととし、また大坂三郷酒造大行事が十二郷触頭となるべき理由を、大坂三郷は主力を江戸積においていないから、江戸積に関しては依怙蝨虱のない中立の立場を保ち得ることにあるとしている。つまり各郷江戸積酒造家の利害対立を調整してゆくための公平な第三者としての中立性を、大坂三郷大行事に期待したのである。ここではとくに、その成立の時期が天明期であった点に注目しておく。

このようにして十二郷酒造仲間の結成以來、大坂三郷酒造大行事が十二郷触頭をつとめ、各郷から選ばれた酒造行事を統轄し、各酒造行事の参会の席上において、江戸積酒造全般に関する諸事項が協議決定されるようになった。その内容は販売についての江戸の下り酒問屋との折衝をはじめ、生産調整や出荷統制、それに運賃の決定の問題から、幕府布達などの伝達にいたるまで、すべて酒造にかかわる諸問題が採り上げられた。そしてなによりも十二郷各酒造仲間の調整という点では、新興江戸積酒造地たる灘三郷を、撰泉十二郷酒造体制の枠のなかでいかに抑えてゆくかが問題となり、灘三郷からいえば、この十二郷体制をいかに切り崩して発展してゆくかが、それ以降の新規在々酒造仲間に課せられた大きな問題となったのである。

## 第六節 近世中期の海運と浦船

### 1 菱垣廻船・樽廻船と積荷協定

江戸十組問屋の

近世前期に上方・江戸間の海上輸送が頻繁化してくるにつれて、船頭・水主が輸送中

成立と菱垣廻船

に積荷をかすめたり、故意に船を沈没させて荷物を抜き取ったり、また難船の際廻船問

屋が残り荷物の入札を行って処理するときにごまかしたりするなど、不正行為が横行した。その結果、荷主側の被る損害も大きかった。それというのも、荷主である江戸の問屋は廻船問屋に個別に交渉して、積荷を依頼するだけであり、その結果積荷の集荷から廻船の調達・仕建業務、さらに廻船の難船処理にいたるまで、すべての権限が一切この廻船問屋に任されていたためである。

そこで、廻船問屋をはじめ船頭・水主の不正や弊風を一掃するために、荷主たる江戸問屋商人であった大坂屋伊兵衛が中心となって、元禄七年（一六九四）に江戸十組問屋を結成した。十組問屋とは塗物店組・内店組・通町組・表店組・薬種店組・河岸組・綿店組・紙店組・釘店組・酒店組の一〇組の問屋仲間からなっていた。主として江戸の日本橋辺・本町筋・通町筋に店を構え、各店の取扱い商品は、上方から海上輸送され

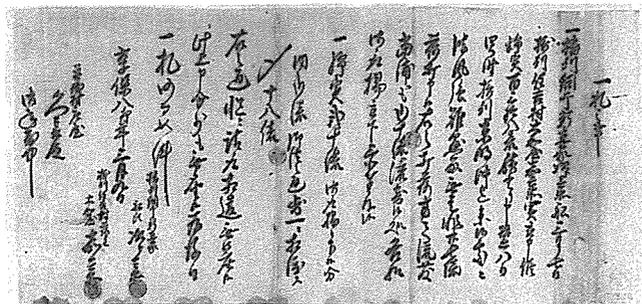


写真 91 船頭次郎兵衛難船置手形 (部分)

てくる主要な下り商品、つまり綿花・線綿・油・酒・紙・銅・鉄・畳表・蕨・薬種・塗物・小間物などであった。

この十組問屋仲間では各組に行司(世話人)をおき、この行司が交代で大行司を勤めた。この大行司の監督のもとに、難船の場合には仲間の代表を派遣して海難調査を行い、難船荷物の処理には共同海損(損害を荷主と船主とが共同で負担する)の原則を確立していった。また十組問屋全体には四人の極印元を定め、その極印元のもとで新造菱垣廻船の船名を確認したり、船足(積載量の制限を示す喫水線)や船具に検査すみの極印を打ち、また廻船が江戸へ入津してきたときには、この極印を点検し、海難処理の際には分散勘定の処理などにあたった。

こうして江戸十組問屋が特に海上輸送と廻船に関心をもつにいたった背景は、それまで江戸問屋のなかで主流を占めていた荷受問屋(生産地の荷主と注文主との間を仲介し、その仲介料として口銭を受け取る問屋)に替わって、新たに仕入れ問屋(自己資本と裁量で商品を生産地で仕入れ、仲買・小売へ売りさばく問屋)が勢力を得るようになってきたという。元禄期江戸商法の転換期に当たっていたことである。この十組問屋もほとんどが仕入れ問屋であって、自己資本で買入れた商品が、船頭・水主の不正や廻船問屋の横暴によって、輸送途上の損害をもちに負わされないように、仲間として極印元の点

検を実施し、難船調査を行うなど自らその防衛手段をとったのである。また一方で、廻船の新造や修復にも力を注いで事故の防止に努めるとともに、積極的に廻船の調達確保にも援助を与えた。この十組問屋仕建の廻船が菱垣廻船であり、その意味で十組問屋結成による江戸問屋連合とは、海上輸送の円滑化をはかるための手段であったということができるのである。

**享保期における商品輸送** 一八世紀には上方・江戸間の商品流通、商品輸送が頻発してくるとともに、両地間を往來する廻船の活動も活発化していった。とくに大坂が全国的集散市場としての地位を確立

した享保期には、北は松前から、南は薩摩・琉球にいたるまで、大坂の市場圏は広がっていた。なかでも近畿以西からは木綿・練綿・古手・畳表など、加工度の高い商品類が含まれており、海産物や薪炭・鉱産物は多く西南諸国から出荷されていた。こうしていったん大坂に集まった商品のかかなりの部分が再び江戸へ移出されていったのである。

享保九年（一七二四）から同十五年まで、大坂より江戸に積み送られた商品数量を表示したのが、表88である。これは享保改革の過程で、幕府が江戸における物価統制のために一一品の生活必需品の入津高を調査したもので、一一品のうち練綿・木綿・油・酒・醬油の五品は七カ年を通じて大量に大坂から積み送られており、米・炭・魚油・塩の四品は、年によって激しい差があり、薪・味噌はまったく大坂からは入津していないことがわかる。

さらにこれら大坂からの入津高が、江戸総入津高のなかで占める割合を示したのが、表89である。まず大坂よりの入津高が多いのは、練綿・油・醬油の三品で、ついで木綿・酒の順となっている。練綿については

第六節 近世中期の海運と浦船

表 88 大坂より江戸への商品別入津高

年 代	繰綿	木綿	油	酒	醬油	米	炭	魚油	塩
享保 9(1724)	103,530	10,471	73,651	265,395	112,196	13,278	251	296	6,780
10	69,012	8,180	62,802	236,066	136,247	450	30	22	—
11	98,119	12,171	69,172	177,687	101,457	3	764	—	248
12	134,381	20,179	49,744	211,443	131,817	3,870	1,053	77	400
13	78,696	13,926	57,301	189,828	158,088	37,201	565	—	—
14	102,398	12,893	48,639	221,846	153,469	74,946	300	—	—
15	84,025	13,947	77,022	235,997	162,411	4,780	168	23	2,400

(注) 「江戸入津十一品」のうち、薪・味噌については数量の記載がないので省略。  
資料: 『大阪市史』1

表 89 享保11年江戸入荷量に占める  
大坂よりの割合

商 品	江戸入津高 (A)	大坂よりの 入津高(B)	$\frac{B}{A} \times 100$
繰綿	82,019	98,119	119.6%
木綿	36,135	12,171	33.7
油	90,811	69,172	76.2
酒	795,856	177,687	22.3
醬油	132,829	101,457	76.4
米	861,893	3	0.0
炭	809,790	764	0.1
魚油	50,501	—	—
塩	1,670,880	—	—
薪	18,209,687	—	—
味噌	2,898	—	—

資料: 大石慎三郎 『日本近世社会の市場構造』

調査対象の相違からか、総入津高よりも大坂からの入津高の方が多くなっている。また酒は入津高が約八〇万樽で、元禄十年の六四万樽よりかなり増加しているが、大坂からの入津高比率はわずかに二二%と極端に少ないことが注目される。この点は当時の江戸積酒造地の中心が伊丹・池田・西宮であり、それに加えて灘三郷が新興酒造地として新たに台頭しつつあったことからその積出し港も、掲出の大坂(安治川)

だけにとどまらず、伝法・西宮・兵庫などに分散していたための数字と考えられる。その点では下り酒は、木綿その他の商品とは異なって、必ずしも大坂への集中度はそれほど高くはなかったといえる。菱垣廻船で種々雑多な江戸積商品が混載されていた状態から、やがて酒荷専用の樽廻船が分離独立してそれぞれ樽廻船問屋の手で廻船仕建がなされていく事情の一端を、この点からもうかがうことができる。

#### 酒店組の十組

菱垣廻船には、十組問屋仲間の手船と仮組の二種類があった。手船の多くは江戸十組仲間

#### 脱退と樽廻船

の共同出資で新造した問屋共有船で、修理も共同出資で行われ、前述元禄七年の江戸十組仲間結成の動機の一つも、この廻船の補強と充実化にあった。そのほか大坂二十四組問屋や九軒の菱垣廻船問屋の所有船も含まれる。

これに対し仮組とは、十組問屋の共有船ではなく、いわば問屋所属の廻船であり、具体的には大坂で調達した廻船にいわゆる「菱垣」（垣立部分につけた菱垣の舷側板）をつけて化粧菱垣廻船としたもので、その多くは瀬戸内・紀伊近辺の廻船を雇船したものであった。いずれにしろこれら一切の廻船は十組問屋の仕入れ荷物を積荷とし、菱垣廻船問屋の差配（管理）のもとに仕建てられた。

ところが享保十五年にいたり、大海難事故が続発したのを機に、これまで十組問屋に属していた酒店組が分離独立し、新たに専用の樽廻船の独立組織化を図ることになった。その理由として次の二点をあげることができる。

第一に、酒は元来「水物」といわれ、腐敗しやすい商品であったから、輸送期間の短縮化が要望されていたことである。ところが菱垣廻船では他の商品との混載であり、しかも下積荷物（酒荷・水油・砂糖・砥石・蠟



写真 92 岩見国浜田外浦船ヶ瀬家「客船帳」(部分)

・糠・瀬戸物・鉄類など)・上積荷物(練綿・昆布・染草・煙草・薬種・絵馬・小間物・櫃物・紙類・糸・木綿類など)の区分があったから、荷役に長い日数(普通で二〇日間ぐらい)を要したのに対し、樽廻船では荷かさも低く、荷役にも手間とらないため(普通で四、五日間ぐらい)、菱垣廻船にくらべると荷役の迅速化を図ることができたのである。

第二には、海損に関する共同負担の問題である。これは十組問屋仲間の重要な役割の一つであったが、その方法は、同一船舶に積み合わせた荷主たちが、積荷価値に応じて損失額を共同負担し、互いに補償し合うというものであった。ところが現実には、海難の際に船足を軽くし、船の安定をはかるために採られた勿荷(はな)の場合も、高波をかぶって商品価値を損じたりする濡荷の場合も、多くは比較的高価な上積荷物で、酒荷の方は損害も受けずに船底に残ることが多かった。それでも共同海損には応じなければならないというところに酒荷主の不満があった。しかも負担は、積荷の損失のほかに海難実地調査や出訴費用も含まれており、これらの出費と煩雑さから脱却するとすれば、それはまったく別途に酒樽専用船を仕建てることである。

もちろんこうした樽廻船実現の背後には、伊丹をはじめとする池田・西宮・伝法の江戸積酒造家の支援があったのであり、また新たに江戸積を目指して台頭してきた灘酒造仲間のバックアップも無視することができないのである。

こうした樽廻船の分離独立のいま一つの理由は、菱垣廻船の積荷と樽廻船の積荷の性格が異なっていたという点である。つまり菱垣廻船の積荷は江戸十組問屋の仕入荷物（注文荷物）であり、樽廻船の酒荷は荷主である酒造家の送り荷物（委託荷物）であったことである。したがって海損によって生ずる損害負担は、菱垣廻船の場合には江戸十組問屋が負わなくてはならなかったのに対し、樽廻船の場合は必然的に荷主側の酒造家が負担しなければならなかった。

その点では、もともと海上での海損に対する共同補償の組織として成立した十組問屋にとって、仕入荷物と送り荷物の混在は、積荷元値段を基準にして損害額を割賦する共同海損の割掛けと徴収にも当然困難を生ずる要因となっていた。その意味では仕入荷物と送り荷物との廻船を別仕建とする菱垣・樽両廻船の共存は、現実的にして合理的な運送形態であったといえる。

#### 海運競争と

#### 積荷協定

享保十五年の酒店組の十組脱退を契機に、酒荷は樽廻船一方積み、その他の諸商品はすべて菱垣廻船一方積みということで、菱垣・樽両廻船の積荷協定がなされた。当時の樽廻船はまた「小早」といわれ、二五〇石内外で、菱垣廻船とくらべるとはるかに小型ではあった。しかし積荷の増大とともに樽廻船も漸次菱垣廻船なみの大型廻船に成長していった。

そして樽廻船は、荷役も迅速で、運賃も低廉であるということから、本来なら菱垣廻船に積み込むべき荒荷（雜貨類）が、樽廻船に洩れ積みされることもみられるようになった。

これに対し菱垣廻船の方では、もともと十組以外の脇荷物は、内店組・通町組の管轄と定められていたが、享保十五年の酒店組の分離独立を契機にして、十組問屋の内部で、酒荷に代わる下積荷物の選定（酒の代わり

に水油・砂糖)が問題となり、さらに菱垣廻船の側では「古方」と「仮船」の二つのグループに分かれることになった。古方とは十組のうちの酒店組をのぞいた塗物店組・内店組・通町組・表店組・薬種店組・綿店組・紙店組・釘店組の八店で、仮船とは河岸組の油問屋が総行事と極印元になって、この油店組付属という形での鉄店組・糠仲間組・堀留組・瀬戸物店・薬種店組・蠟店組・新堀組・乾物店組・住吉組・浜吉組・二番紙店組・三番紙店組の仮船十三組からなっていた。

したがって業種別には古方と仮船とでは重複する場合もあり、同一業者が対立組合を形成するといった相互に平等な関係にあるわけではなかった。そこに十組間屋仲間の閉鎖性があり、仮船十三組に所属することになった業者のなかには、菱垣廻船への積み込みもできず、自由な樽廻船への洩れ積みに依存しなければならぬという事情も生じていたのである。こうして、当初は酒荷以外の荷物は菱垣廻船一方積みとする規約も遵守されていたが、漸次菱垣廻船積荷物からの洩れ積みが年とともに増加してきた。他方樽廻船の方でも余裕があれば余積として菱垣積荷物である上積荷物の雑貨類を低運賃で積み入れるようになり、ここに両廻船による上積荷物の争奪が展開されてゆくこととなった。この傾向は樽廻船が独立してから三〇年後、すなわち宝暦末期(二七六〇)六三)になってさらに激しくなっていた。

そこで両廻船は荷物争奪を一時的にでも休止しようとして、明和七年(二七七〇)に酒問屋と十組間屋中の他の九組(いわゆる「古方」グループ)とのあいだで、七品に限って樽廻船への積み合いを認める協定が結ばれた。この七品とは本来は菱垣積荷物である米・糠・阿波藍玉・灘目素麵・酢・溜り(樽油)・阿波蠟燭であるが、これを菱垣・樽の両積荷物としようえて、酒は樽廻船の一方積み、七品以外の荷物は菱垣廻船一方積み

表 90 安永元年(1772)樽廻船問屋一覧

樽廻船問屋名	所在地
吉田屋喜四郎	大坂南安治川1丁目
小西新右衛門	〃 北安治川1丁目
津国屋勘三郎	〃 〃
鹿嶋屋喜右衛門	〃 〃
毛馬屋彦左衛門	〃 下博勞町
毛馬屋兵五郎	〃 北伝法村
山本屋九右衛門	〃 南伝法村
大和屋大三郎	〃 〃
平内太郎右衛門	西宮
総屋甚左衛門	〃
塩屋九兵衛	〃
村田屋利右衛門	〃
常念長兵衛	〃
藤田伊兵衛	〃

資料:『大阪市史』1

表 91 安永2年(1773)菱垣廻船問屋一覧

菱垣廻船問屋名	所在地
頭屋庄右衛門	大坂権右衛門町
柏屋勘兵衛	〃 本町1丁目
小堀屋庄左衛門	〃 折屋町
桑名屋七之介	〃 天満11丁目
日野屋九兵衛	〃 今橋西詰
富田屋吉兵衛	〃 心斎橋過書町
富田屋吉左衛門	〃 長浜町
大津屋大次郎	〃 瀬戸物町
大津屋吉五郎	〃 伏見堀1丁目

資料:『大阪市史』1

とする積荷協定がなされた。これは菱垣・樽両廻船の海運競争に対する和解策であったともいえよう。

その後もこの明和七年の両積規定は守られず、二年後の安永元年(一七七二)にいたり、田沼政権の株仲間公認政策の一環として、大坂・伝法樽廻船問屋八軒と、西宮樽廻船問屋六軒の江戸積酒荷物廻船問屋株が公認され、その代償として当年に銀二〇枚、翌年よりは銀一五枚の冥加金の永上納が定められた。そのときの樽廻船問屋名は表90に示した通りである。つづいて翌安永二年には表91に示したように、菱垣廻船問屋九軒も株立てされた。これを契機にして改めて両廻船は先の明和七年の七品の両積規定と、酒は樽廻船一方積み、その他は菱垣廻船一方積みとする積荷協定の再確認がなされ、以後この協定が遵守されることが期待された。

のである。当時樽廻船は一〇六艘、菱垣廻船は一六〇艘であった。

安永元年に樽廻船問屋株が公認されたことにより、樽廻船の基礎はようやく固まってきた。そして同四年二月および九月には、廻船問屋と荷主仲間相互のあいだに、一六カ条からなる樽廻船規約が制定された。それが「樽廻船海難私記」（または「江戸積酒樽船法定」とも書く）で、いわば江戸廻酒諸荷物積問屋仲間の規約連名帳である。

この樽廻船海難私記は難船処置の方法に関する私法、すなわち積問屋仲間の規約であって、全文一六カ条のほかには海難に関する追加三カ条を含んでいる。内容は、初めに仲間の廻船は公儀の法度を守るべきことを定め、以下難船手続、振分散、合力など共同海損をはじめとする難船規定を中心としているが、さらに船の元値段、運賃、新造船の艤装のことにまで及んでいる。

このような廻船規約が制定されるに至る背景には江戸積出荷の酒樽数が増大し、江戸積酒造家Ⅱ荷主の仲間組織も体系化されてゆくことが必要となってきたことを示している。この安永期には江戸入津樽数は年間八〇万樽にまで伸び、上方酒造家仲間では競争契機の導入によって経営拡大の傾向に拍車がかけられていった。ここに新興酒造地として今津・灘目が台頭し、その結果これら新規組を包摂して、撰泉二カ国の酒造家荷主を連合し、江戸積撰泉十二郷の酒造仲間が結成される必然性があった。こうして旧来の特権的な江戸積酒造地たる伊丹・池田・西宮・大坂を凌駕して、新規組の灘三郷が台頭発展してゆくところに、菱垣廻船とは別仕建として独立した樽廻船の活躍の舞台が広がっていったのである。それは他面、菱垣廻船の衰微を物語るものでもあった。

## 2 西宮浦積所の特権と灘筋廻船

### 西宮樽廻船

西宮は地理的には大坂と兵庫の中間に位置し、しかも近世前期すでに伊丹・池田とならんで江戸積酒造地として下り酒を送り出していたが、直接西宮から江戸下り酒の積出しを開始するには、大坂・伝法・兵庫よりもなお多少の日時を要した。

### 問屋の成立

元禄期西宮には鴻池三右衛門・平内太郎右衛門の二軒の廻送業者がいて、「岡荷物引請馬借付出並諸荷物からの酒荷物をとりまとめ、伝法船問屋に廻送して船積したり、また馬借継立てを行ったり、さらに伝法船問屋の陸揚げ荷物を、それぞれの荷受先へ送り届けたりする中継運送であった。その意味では、先の兵庫の積問屋と同じように、その地位は大坂・伝法廻船問屋配下の運送業者であった。

兵庫津がこの廻船問屋に従属した地位からついに自立する機会に恵まれなかったのに対し、西宮では元禄期の上江戸積酒造業の発展とともに、やがて江戸積荷物の積出しと廻船建を業務とする酒積問屋の成立をみるにいたるのである。その契機は、前述の鴻池・平内が西宮浦から酒荷物の積出しを計画し、荷主である酒造家の支援を得て、宝永元年（一七〇四）、兵庫の船問屋伝法屋弥右衛門の周旋で紀伊切目浦の廻船を借り受け、強風の難にあいながらも初めて積出しを実現したことである。

ついで江戸酒積問屋が営業を始め、いわゆる積所として発足したのが宝永四年である。積所とは、廻船問

屋のもとで廻船仕建がなされる積問屋としての特権を表す。この時も地元酒造家辰野与三左衛門らの世話で酒荷廻船を仕建てたが、なお積荷不足のため、兵庫の北風六右衛門に依頼して補充し、ようやく出帆できるという状態であった。

やがて西宮では、この鴻池・平内の二人を船肝煎（船支配方）に任命し、直積の積所としての体制を整えた。この西宮浦仕建の江戸直送りの実現は、これまでの大坂・伝法経由に比較して、運送費（小回し賃）を減し、積み替えの手間を省くことができたという利点や、西宮浦自体にも直積仕建浦としての特権をもたらすことになった。

さらにこれによって、従来の積荷区域の申合せ（尼崎より魚崎までは大坂・伝法廻船問屋支配、魚崎より高砂までは兵庫の江戸積問屋である島屋三右衛門・壺屋弥右衛門・北風五郎兵衛支配）も破棄されるにいたった。このことは兵庫津の積問屋、ひいては兵庫津自体にとっても、大坂・伝法に加えて、西宮の廻船仕建差配体制のもとに従属せざるを得なくなっていくという意味で、致命的な打撃であった。

元文元年西宮積

問屋の申合せ

宝永四年に西宮浦が積所としての特権を得、西宮樽廻船問屋の成立をみた二年後の宝永六年には酒運上が廃止され、酒造業は以後実質的には自由競争期に入った。さらに享保末年には米価下落に対処して、幕府は「在々」酒造業禁止の祖法を改めて、在方酒造業を認め、造石奨励策

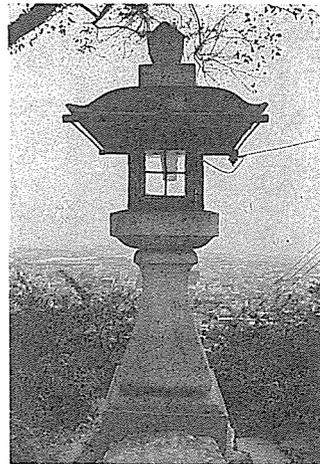


写真 93 保久良神社常夜灯籠 航路標識になったという

を打ち出した。これは灘目・今津の在方商人による江戸積酒造業への專業化に拍車をかけ、同時に灘目・今津の諸浦船持衆の広汎な活躍もみられた。

このような状況のなかで、西宮浦が積所としての特権を確立してゆくためには、西宮酒造家と廻船業者が中心になって、周辺灘筋の魚崎・御影・大石の三カ浦廻船中を包摂し、発展してゆく灘酒造仲間の積荷を西宮で吸収してゆく体制を整えてゆくことが必要であった。

まず享保元年（一七一六）には、尼崎領主の江戸屋敷仕組材木の積み下し御用をつとめ、以後は御用港として、御用米・領主荷物その他参勤交代時の家中諸士の荷物をはじめ、江戸屋敷御用物を積み送るようになった。積所支配の公認とは、このような領主荷物を引き受けて領主輸送体制の一環に組み込まれることでもあった。

またこうした御用荷物にとどまらず、西宮が諸荷物積所になってからは、江戸下り酒の出荷もしだいに増加し、御影・大石・魚崎の三カ浦廻船をはじめ、他国廻船までも入り込み、酒・荒荷のほか西国大名の江戸御用米なども積み入れ、西宮浦で送り状をしたため、浦賀番所を通過する江戸向け廻船を仕建てるようになった。

いまここで、西宮を中心にして今津・灘目から兵庫津へかけての廻船数（表92）をみると、二ツ茶屋浦を筆頭に、御影・神戸・西宮がこれに次ぐ廻船を所有していて、西宮浦が積所として公認された背景には、西宮自体の廻船のみならず、こうした周辺の灘目浦々廻船が存在していたことも見落とすことはできないであろう。

第六節 近世中期の海運と浦船

表 92 西宮・灘目・兵庫各浦の廻船・小船数 (単位: 艘)

浦名	年代	享保19(1734)		明和6 (1769)		
		廻 船	渡海船	廻 船	渡海船	小 船
今津		4	5	13	20	
西宮		44	36	17	40	50
深江			6		30	
青木				2		8
魚崎			16	1	15	
呉田				12		
御影		37	8	60	55	10
東明						10
新在 家石		2	2	6	60	
大岩				2		10
脇浜				9		10
神戸		44	29	40	30	
二ツ茶屋		94	6	67	30	
兵庫		9	241	26	372	
合 計		234	349	255	692	98

(注) 享保19年は尼崎藩領の場合のみ。

資料: 『神戸市史』資料2, 神戸大学所蔵文書

しかし、西宮浦仕建のこのような廻船業の発展に伴って、それまで西宮浦を利用していた他浦廻船のほかにも新規廻船が入り交じるようになって、廻船中の申し合わせ規則を破って勝手積みを行う者も現れてきた。そこで、西宮酒屋衆は西宮浦の廻船を保護するために、御影廻船をはじめ他浦の廻船を締め出そうとしたのである。御影地船船頭中はそのことを、すでに享保九年に「私どもは御当地西宮で酒樽江戸積みが始まった時分より勤めてきたのに、近年になって荷物を積ませてくれなくなってきた」と訴えている。

しかし実際は表92で示したように、西宮浦の廻船は明和六年(一七六九)には四四艘より一七艘に激減している反面、御影・今津・呉田(住吉村)・大石の各浦は増加し、灘酒造仲間による廻船支配の勢力が伸びてきているのである。

このような危機に直面して、西宮積問屋一〇軒は元文元年(一七三二)、西宮廻船を保護してゆくための船積規定を定めた。その船積規定の内容は、(1)御法度の荷物は引き受けない、(2)他国

廻船を借り船してはならない、(3)西宮積船に限り差し荷を行い、他船には一切差し荷してはならない、(4)運賃は勝手に上げ下げしてはならない、(5)廻船荷物の手板送り状の名代は、今津の廻船支配人がつとめていたのをやめて、以後手板奥判は西宮船問屋名代が行い、この奥判のない廻船は一切認めない、の五点であった。こうして西宮積問屋は積所の特権を堅持してゆくために、広籠に台頭してきた灘目諸浦の廻船を自らの体制のなかに引き入れようとしたのである。

**新綿番船・新酒番船の起源** 番船とは一番着を目指してスピードを競い合う廻船のレースのことである。この廻船レースの慣行には、新綿番船と新酒番船とがあり、前者は菱垣廻船において、後者は樽廻船に

おいて行われた。両番船は江戸時代の華やかな年中行事として、江戸町民にも親しまれていた。さらにこの番船は、たんに競争本位の興味からだけでなく、毎年その年に初めてできた新綿なり新酒なりが大坂から江戸へ送られると、江戸市場ではそれによってその年の建値相場が立ち、その年の景気を占うという意味で、取引のうえからも問屋仲間のあいだで重要視されてきたのである。

この番船の起源については、「尼ヶ崎大部屋日記之写」元禄十五年（一七〇二）の条に、江戸酒問屋よりの報告として、

廻船の儀式五百石積入れ候船に三百石程積み、水主拾二、三人も乗り候船に拾六、七人も乗り、新綿番船の様に仕り候て参り候様に是また申し越し候

と述べ、また翌十六年には

綿番船九月十八日出舟、廿五日入り、諸色相庭候事

第六節 近世中期の海運と浦船

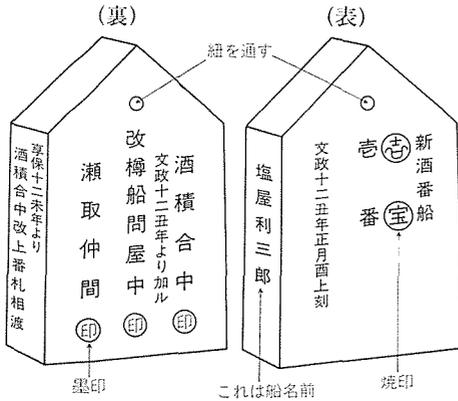


図 24 新酒番船札 (原図『西宮市史』2)

とあって、これからすれば新酒の江戸送りは、このときすでに「新綿番船の様に」番船(競争)仕建で試みたというのである。それは元禄十五年の「御当地(江戸)酒払底、以てのほか高値」の状況下で、新酒を早送りしようとした経緯とみられ、新酒番船のものではないにしても、新綿番船の方はすでに制度として定着していたことを証明している。新綿番船は元禄十五年以前、つまりおそらく江戸十組問屋が結成された元禄七年を上限として制度化されていたものと考えられる。

また新酒番船については、文政十二年(一八二九)十二月の「新酒番船の覚書」に図示されている「新酒番船一番札」(図24)の側面に「享保十二年より」と注記されており、この覚書の文中でも「享保十二ヨリ相

始まり候よし」と述べている。この史料からは、新酒番船は享保十二年に始まったとする考え方が有力となる。

もっとも正徳五年(一七二五)の文書に「毎年只今時分は綿番船の積合にて酒下り」とあるので、当初は新酒も菱垣廻船の新綿番船に積み込まれていたと考えられる。そして樽廻船が分離独立する三年前つまり享保十二年には酒荷専用の新酒番船仕建が試みられていたことがわかるので、新酒番船は一般にその濫觴を元禄十五年とするものの、それが慣行となっていたのは享保十二年とするのが妥当であろう。そして、享保十五年に酒店組が十組問屋仲間から分離独立し、新たに酒荷専用の樽廻船が出現すると同時

表 93 新酒番船一覽

出帆	江戸着	仕建船数		順位		
		西宮	大坂	1	2	3
年 月 日	月 日	艘	艘			
寛保 3 (1743) 9. 5						
明和 3 (1766) 9. 21						
安永 8 (1779) 9. 27						
天明 5 (1785) 10. 14	10. 19	3	4	藤田六三郎	総屋六五郎	千足甚藏
〃 8 (1788) 12. 9	12. 12	3	4			
寛政 1 (1789) 11. 6	11. 10	3	4	大和屋三十郎	総屋十次郎	吉田弥三郎 藤田甚六
〃 2 (1790) 11. 19	11. 25	2	3	小西松太夫	塩屋徳兵衛	常念市兵衛
〃 3 (1791) 10. 22	11. 2	3	3	村田栄藏	千足富五郎	津国屋三次郎
〃 4 (1792) 10. 13	10. 16	3	5	藤田藤藏	村田三五郎	塩屋松太郎
〃 5 (1793) 11. 6	11. 13	2		中屋市之助		
〃 6 (1794) 11. 18	閏11. 5			小西吉藏	津国屋吉十郎	大和屋嘉平次

資料:「四井屋久兵衛覚之事」ほか

に、新酒番船も樽廻船をもって行われるようになったと考えられる。

こうして菱垣廻船の新綿番船と並んで樽廻船の新酒番船は、江戸における下り酒の人気上昇とともに、初物を愛好する江戸庶民のあいだに歓迎されるようになって、盛大な年中行事として慣行化されていったのである。もっともこれも、古酒積み切りの区切り後、華々しく新酒を送り込んで、新たに端境期の後の相場を有利に導いてゆこうとする商慣行から生じたものと思われる。

**新酒番船** 西宮では新酒番船を選定するのに「新酒の就航 番船番くじ入れ」といって、西宮六軒の

積問屋から各一艘ずつの廻船がくじで定められた。新酒番船仕建は旧暦九月から十月中旬、十一月下旬まで、大坂と西宮に限られ、大坂積問屋八軒、西宮積問屋六軒よりそれぞれ一艘ずつの割合で、計一四艘を限度とし、これを一番建て(先走りという)、二番建て(後

走り」と二回に分けて出帆することもあった。宝暦五年（一七五五）灘大石浦の松浦太兵衛が勝手に新酒番船を仕建てようとしたが、大坂・西宮廻船仲間の定法によって反対され、実現しなかった。番船仕建はあくまで積所である大坂安治川と西宮浦に限って出帆するのが原則であったからである。

史料的に判明する新酒番船一覧を表示したが、表93である。出帆地はその年の天候その他の状況によって、古例どおり大坂仕建廻船は安治川沖、西宮仕建廻船は西宮浦の両方から出帆する時もあり、両所の船が西宮浦の同じ位置に並んで同時出帆すること（天明五年（一七八五）・寛政四年（二七九二）など）もあった。また、寛政七年は西宮浦一カ所から出帆するという申合せがなされていたが、雨天で北東風が強く、変更して灘浦から直接出帆するということも例外的にあった。文化二年（一八〇五）以降は新酒番船の出帆は西宮浦一カ所から出帆することになったが、これは競争の公正を期するための措置であった。

なお享保期などの初期の新酒は、その年の秋彼岸すぎより仕込まれた「新酒」であったが、灘の寒造りの酒が江戸へ積み送られる「新酒」となっていたから、番船仕建も当初の九、十月より漸次おくれ、幕末期には十二月ないし翌一月に仕建てられるといったような変化もみられた。

**灘筋廻船** 宝暦期は酒造業にとっては勝手造りの自由競争期であり、灘目・今津など灘三郷の江戸積酒造の活動も発展していった。この勢いに乗って、灘筋廻船持は積所としての西宮樽廻船問屋へ付船し

ないで、自浦で勝手積み・勝手仕建てを行い、積問屋同様の業務を営むようになっていった。

宝暦二年はじめて廻船二艘を所持した住吉村の吉田喜平次は、住吉村では船積浦がないため一艘は御影浦廻船に頼み、いま一艘は魚崎浦廻船ということにして荷積みし、従来の廻船仲間定法を破った営業を行った。

これに対して西宮積問屋六軒は、翌年酒造家に対し、「灘表の大身の廻船持衆中」が廻船仕建順番を守らず、勝手に「拔仕建」をしていると、その不法を訴えている。

また、宝暦六年六月には魚崎村の嘉平次が魚崎浦を荷物積所とする新規計画をたて、諸廻船を誘致して廻船仕建をしようと画策した。

このような動きに刺激されて、灘目の酒造家のなかには新規に廻船を持って廻船業を営む者が現れ、西宮廻船仲間の取決めである荷役順番や定運賃を無視して、先番の廻船の荷役が完了しない前に勝手に積み込んだり、先約のある荷物を競い取ったりし、大石・魚崎両浦では自分の手船に自家醸造の酒を積み入れて、千駄余りも酒樽を積み込む廻船まで出てきた。

そこで、西宮廻船支配中（積問屋）と西宮廻船中・御影廻船中は、それぞれ宝暦六年七月に、魚崎浦・大石浦廻船中が従来通りの規定を守るよう、次のような論点を挙げて奉行所へ出訴したのである。

- (1) これまで、大坂から兵庫までの酒荷物と西宮から江戸へ積み下す諸荷物は、西宮積問屋のもとに集められ、廻船も西宮積問屋へ付船されて、着船の先後によって荷物船積の順番を決めて積荷している。
- (2) 新酒番船は大坂・伝法八艘、西宮六艘と定め、出帆日限を取り決め、大坂・西宮両方で同日同刻に双方捺印の切手を渡し出帆している。
- (3) 大石・魚崎両浦廻船は、荷役順番を無視して勝手積みをするので、たびたび相談しても一向に応ぜず、廻船の多くは出帆が遅延され難儀している。
- (4) 大石・魚崎もまだ酒造・廻船がわずかであった時は、申合せ通りに行っていたのだから、今でも守れない

いはずはないのに、自浦の事情がよくなると早速取決めを破って勝手なことをし、多数の廻船に迷惑をかけている。

(5) 廻船運賃は、先年より大坂廻船中が定めた運賃に準ずることになっているが、大石・魚崎はそれに従わず、手船に手酒を積むといつわり、勝手積みを行っている。

西宮積問屋と廻船中との和解 一体このような訴えがなされるのも、西宮浦に船積支配の特権が独占され、灘筋廻船持

のもとでは、廻船が上着してから仕建順番を待って積み荷し出帆できるまでに、五、六〇日もの日数を要したことである。これが、自分の手船に手酒を積み込む手船仕建のときには、たとえ他の積荷にまで手を回して積み込んで、わずか二、三日で出帆できるといふ早さであった。輸送の迅速性が要求される酒荷の場合、これは競争に打ち勝つための重要な要因でもあった。

奉行所では「灘筋廻船は自分仕建に致され候儀は、御上を憚らず、我儘の致し方」であるとしつつも、直接裁決を下さず、双方で解決するよう指示して、大庄屋住吉村井上伊右衛門に下げ渡した。伊右衛門は宝暦八年次のような解決案を示している。

- (1) 前々の仕来り通り、西宮・伝法・大坂三カ所の積所のうちなら廻船の勝手に船仕建をしてもよい。
- (2) しかし酒荷物だけは仕来り通り右三カ所を積所としてみだりな船積みをしてはならない。
- (3) ただし灘筋廻船については、右二カ所に乗り回せないときには、積所でない浦で酒荷物の船積みをしてもよい。

(4) その場合には江戸手板・送り状は西宮から差し出すことにする。

これは双方の申し分を勘案したうえでの妥協案であった。

しかし西宮浦組はこれに納得せず、同年八月に再考を願ひ出た。その論点は、

(1) 先年よりの上納金は西宮浦金一〇両、御影浦金四両、魚崎浦銀三〇匁、大石浦銀五〇匁である。わずかな上納金の浦々の主張で、当浦数十艘の廻船が難儀していることの方が迷惑至極である。

(2) 荷物積所は以前より大坂・伝法・西宮の三カ所と決まっております、毎年この三カ所から番船仕建も行い、浦賀番所へも連絡している、大坂番所でも三カ所の積所以外では御用荷物を積み込ませていない。

(3) 灘筋廻船は先年から積所がなく、西宮浦で積んできた。しかるに他領の大坂や伝法での船積みも認めるのでは御領分への助力も薄くなる。したがって西宮浦で順番を待つて船積みをするようにしてほしい。

(4) 灘浦廻船持は手広く酒造を営んでいるうえ、自分荷物以外に西宮の荷物までも勝手に積んでいるが、当浦廻船持のなかには酒造を営んでいない者もあり甚だ難儀している。

(5) 灘浦廻船は御用も勤めず船数も少なく、上納金もわずかであるのに反し、西宮浦は御用荷物を勤め、上納金も格別に多く差し出し出している。

というのである。

結局争論では西宮・御影両廻船中と西宮支配人中の申し分がとおり、従来通り西宮積所の特権的な地位は保持された。しかしこのことは一面では、西宮が積所としての地位を確保してゆくためには、灘筋廻船持に依存しなければならなかったことを物語っている。享保期以降の江戸積酒造業の発展の結果、積荷の急激

第六節 近世中期の海運と浦船

表 94 摂津浦々の水主役割付状況  
(単位: 人)

浦名	慶長元年	寛永4年
兵庫津	105	17
駒ヶ林浦	18	3
須磨浦	2	
小計	125	
西宮浦	30	} 10
今津浦	28	
鳴尾浦	28	
深江浦	2	} 1
青木浦	5	
魚崎浦	1	} 1
御影浦	7	
東明浦	2	} 2
東大石浦	5	
西大石浦	9	} 2
脇浜浦	16	
神戸浦	2	} 1
二ツ茶屋浦	5	
小計	140	
尼崎	116	* 24
合計	381	61

(注) \* 鳴尾浦との合計。  
資料: 「松尾家文書」

な増加による海上輸送力の増強を、灘筋廻船によって補給しなけりなかつたのである。

3 浦支配と難船処理

浦役と市廻船をもつ灘目の諸浦には、領主支配のもとで各種の負担が課されていた。それには、浦役と地域の村々として水主役の負担や諸国廻船の海難救助、漁業運上等があつた。

水主役とは、幕府や藩の人や荷物の海上輸送に際し課せられるものである。慶長二年(一五九七)の豊臣秀吉の朝鮮出兵に際し、同元年十一月十七日に御公儀水主役が、摂津の浦々に課せられた(表94)。この表に示された水主役が基準となつて、江戸時代にも御公儀水主役が課せられたのである。

寛永四年(一六二七)二月十六日付で、老中から大坂に係留中の七〇挺立・五〇挺立の船各一艘を相模三浦まで廻送するために、水主役が課せられている。水主役の総数が約六分の一になっている

表 95 天保9年(1838)の浦役負担村々

村名	村高	家数	人数	水主米高	浦役	浦高	魚漁銀	船揚場 運上
	石	軒	人	匁	人	石	匁	匁
西須磨村	488.4			49				
兵庫津	2,972.519	4,797	19,795	93.5石				
二ツ茶屋村	92.825	524	1,808	9.756	5		免除	16.42
神戸村	540.643	698	2,624	2.927	2		免除	46.2
脇浜村	565.341	230	852		16		32.7	
大石村	198.24	222	922	13.171			214.1	
新在家村	112.408	174	832		5		54	
東明村	171.299	168	780	3.415	2	100	51.6	
御影村	266.5699	454	1,754				23.7	
	354.317	450	1,757	6.342			23.9	
魚崎村	224.978	223	908	2.44	1	29.85	223.3	
東青木村	170.656	109	472	4.397	3		154.95	
深江村	621.737			2.927		70	215.65	

資料：「天保九年巡見使通行御用の留」(一) (『地域史研究』16—1・2)

ので、各浦の負担も同じ率で減じられている。そのため須磨浦・魚崎浦・東明浦は、この時には水主役が課せられていない。次に、尼崎藩領(青山氏)時代の浦役の状況を見てみよう。尼崎藩では、これらの浦を尼崎組・西宮組・兵庫組の三組に編成し、支配を行っていた。寛文三年(一六六三)十月六日の「浦方定証文写」によれば、寛永二十一年十月二十六日に三カ浦立会の上で舟水主役が定められていたが、この取決めでの精算が繰り延べになり、正保四年(一六四七)から寛文元年までの一五カ年の勘定を済ました上で、改めて三カ浦で約定を行った。これによると、浦々の負担は、(1)藩主の参勤交代および上洛のとき、伏見までの御用、(2)異国人の来朝・帰朝のとき、(3)藩主の御用、長崎そのほか国々よりの荷物・銀子、上使並びに公儀役人の御用、(4)京・大坂の御城普請御用等であった。

例えば、(1)の時は尼崎役(三〇艘・三〇人)、西宮役(四五艘・四五人)、兵庫役(一五艘・一五人)の合計九〇艘

・九〇人の水主を出すことになっている。そして、各々の負担の割合を超過した場合には、水主一人に付き一日に一匁五分、同様に、一〇〇石の船は八分、三〇〇石の船は一匁六分、五〇〇石までの船は二匁四分の割合で精算し、各浦々の負担を平均化するように取り決められていた。

なお、少し時代は下るが、天保九年（一八三八）の巡見使の通行の時の記録によって、市内の村々の水主米高・浦役・浦高等を示すと、表95のようになる。二ツ茶屋村・神戸村では、魚漁銀の賦課が停止され、その代わりに、船揚場（造船場）運上が課せられている。この二カ村では、漁業が行われなくなり、造船業へ転化していったことが知られる。

#### 魚崎・横屋

寛文十二年三月十四日に魚崎村の市右衛門が、横屋村の浜先、東浜に家作りのために石をす村浜境争論 えたところ、横屋村から妨害を受けた。このため、東浜は魚崎村の支配地であるとして、横

屋村を訴えた。その訴状では、(1)昔から魚崎村が役儀を負担していたこと、(2)先年より魚崎村の墓所があること、(3)浦役を負担していることなどを魚崎村が主張した。この裁許が八月四日に下り、魚崎村の主張はしりぞけられ、東浜の喜齋新田は横屋村の支配するところとなった。

しかし、この裁許は、従来魚崎村の支配していた東青木村西境から御影村東境までの一九町の浦のうち、横屋村の浜先の四町五七間について横屋村の支配を認めたことになるが、のち享保七年（一七二二）には、この地域も魚崎村が支配することになった。

享保二十年十一月付の魚崎村惣百姓・惣漁師・年寄・庄屋の口上書によれば、喜齋新田の開発主の喜齋は、魚崎村の出身で、碁が上手であったため、時の領主の青山大膳亮幸利の側近として仕えるようになったとい

う。そして、この喜斎が開発が許可された所はもともと魚崎村の明地であったが、喜斎と魚崎村役人との仲が悪かったため、開発した土地を横屋村に編入したという。

しかし、横屋村は浦役を負担していないので、浜先の利用権は浦役を負担している魚崎村にあり、寛文十二年の裁許が特例であったと思われる。つまりこれ以後の文書には、魚崎村の浦支配は、御影村の東境から東青木村の西境までの一九町であることがたびたび記されている。

#### 浦高札と

浦役として水主役を負担するだけでなく、支配浦における難船を救助することも重要な責務で

#### 難船

あった。幕府は、元和七年（一六二一）八月、寛永十三年八月、慶安五年（一六五二）八月、寛文

七年閏二月、延宝八年（一六八〇）九月（再公布）、正徳元年（一七一二）五月（再公布）、正徳二年八月（添高札）と海難救助に関する法令を發布した。この法令には、

一 公儀の船はいうに及ばず、諸廻船共に難風に遭う時は助舟を出し、船破損せざる様に成程精を出すべき事

一 船破損の時、その所近き浦の者精を出し、荷物・船具等取り揚ぐべし、その取り揚げの荷物の内、浮き荷物は二〇分の一、沈み荷物は一〇分の一、但し川船は浮き荷物は三〇分の一、沈み荷物は二〇分の一、取り揚ぐる者に遣すべき事（下略）

とあり、支配浦における難船の救助、その報酬としての分一金の取立てが明文化されているのである。

魚崎村は灘目地方に属している。灘というのは風波が荒く、航海の困難な海のことであり、この灘目地方は強風を防ぐ岬もなく、航海者にとっては難所の一つであった。魚崎村の難船に関する史料から三例につい



写真 94 魚崎村難船浦手形 (部分)

て述べてみよう。

(1) 宝永三年(一七〇六)六月十五日に伊予国長浜浦から直乗船頭弥八郎(水主共四人)が、八端帆の船で伊勢

参りの男女三七人と、大坂上横堀の砥石屋六兵衛方への砥石八〇〇丁を積んで出帆した。二十日に兵庫に

入り、直ちに大坂に向かった。途中、西南風が強吹き難船しそうにな

ったので、積荷の砥石を捨て、魚崎村の沖で停碇していたが、二十一日

にはさらに風が強くなり、やむを得ず、磯へ流れ着かせたため破船した。

それを魚崎浦の人々が、乗客を助け、船具等を取り集めた。翌二十二日

に尼崎藩の役人や大庄屋等が立ち会って、取り集めた船具等を船頭に引

き渡した。

(2) 享保八年三月八日に播州網干新在家の船頭次郎兵衛が、摂津住吉村の

大和屋嘉兵衛方に綿実一三八俵を輸送中、東明沖で波風が強くなり、碇

をおろして流されるのを防ごうとした。さらに破船を防ぐため、積荷の

うち、綿実二七俵を荷打した。そのうちの二〇俵が魚崎村の浜に流れ寄

ったため、魚崎村の人々がその二〇俵を取り揚げた。翌日、船頭次郎兵

衛と荷主の大和屋嘉兵衛が受け取りに来て、綿二〇俵を受け取り、うち

二俵を分一として魚崎村に渡している。

(3) 延享三年(一七四六)十一月一日に備中国勇崎浦の直乗船頭庄八(水主

共三人が、八端帆の船で、松平越後守の大坂廻米二八〇俵と運賃米五俵二斗五升四合を積み出帆した。五日の暮方に御影浦の沖合に達し、碇を下ろし停船していたところ、西風が強くなり、兵庫に戻ろうとしたが、戻ることができず再び碇を入れた。しかし、さらに風が強くなり、運賃米を捨て、廻米の一部も捨て、八日朝に魚崎浦の役人に助けを求めた。魚崎村の人々が、船中に残っていた米や海中に没していた米も拾い揚げた。そして、分一として、船中の分九俵余と拾い揚げた米の分四俵余が魚崎浦に渡された。手続き上では、浦側からは庄屋が海難に遭ったことを証する「浦手形」を船頭に、また船頭からは海難の経緯と、その処置が終わったことを確認した「置手形」を、浦の庄屋に手交することで落着となる。

#### 4 廻船・渡海船と漁船

各浦々の 次に、各々の浦での船の保有状況をみてみよう。天和から貞享年間（一六八〇年代）の成立とみられる「尼崎領内高・家数・人数・船数等覚」によって、各浦の石高・家数・人口・船数を示すと、表96ようになる。灘目地方のうち、脇浜村は船越氏領であるため船数等は不明である。また、魚崎村・東青木村・深江村については船の種類が記載されていないので、三カ村分の数字を記入している。この

船門屋船 通い船	艘	合計
	24	6
	11	11
	62	62
	84	84
	54	54
	142	142
	86	86
	23	23
	842	842
		952
		30
		46
8		2,363

第六節 近世中期の海運と浦船

表 96 天和・貞享ころの尼崎藩領における船数

村名	石高	家数	人口	船数						
				廻船	上荷船	渡海船	天道船	漁船	石船	商船
魚崎村	184	71	483	2	}	6	}	20	}	14
東青木村	161 (78)	53	296							
深江村	597	1□3	714							
西大石村	186	118	670							
御影村	339 (222)	181	990					11	73	
神戸村	503	226	1,293	37		17				
二茶屋村	80	257	1,590	114		28				
駒ヶ林村	408 (200)	194	947						86	
西須磨村	454	119	699						23	
兵庫津	2,770	1,643	15,661	23	297	38			476	
尼崎町	131	1,475	15,113			241	130	581		
今津村	234 (280)	120	599							30
西宮町	1,920	393	2,470			32		6		8
合計				176	297	414	130	1,213	87	38

(注) 石高は、本高と新田高の合計、( )は、他領主の石高、石未満切捨て。  
 兵庫津の石高はほかに、町地子1,012.2石、新家地子150.328石。  
 尼崎町の石高はほかに、町地子600石。  
 漁船は、魚船、網船、出買沖売等の合計。  
 御影村石船の内訳は、100石船1、60石船8、40石船20、20石船44。  
 駒ヶ林村漁船の内訳は、釣船12、出買船3、手操船66、網船5。  
 西須磨村漁船の内訳は、2丁立網船5、1丁立網船6、蜻引船12。  
 尼崎町の漁船のうち9艘は、伏見生(魚)船。  
 魚崎・東青木・深江の3カ村の合計が1艘分少ないので、総合計は2,362艘になる。  
 資料:「尼崎領内高・家数・人数・船数等覚」(『地域史研究』10—3)

表から、兵庫津と尼崎町が輸送用の船・漁船ともに圧倒的に多く保有していたこと、神戸村・二ツ茶屋村では漁船はなく廻船・渡海船の輸送用の船の保有数が多く、特に二ツ茶屋村の一一四艘の廻船の保有は他の浦に比べ断然多い。また神戸村も、兵庫津以上の廻船を保有していた。神戸村・二ツ茶屋村には長距離の輸送に従事していた廻船が多く所有されていたのに対し、兵庫津では上荷船とよばれる小型の輸送船が多かった。このことから、兵庫津の一つの性格として、西廻り航路で運ばれてきた物資が兵庫津で上荷船という小型の輸送船に積み替えられ、大坂方面に輸送されていたことがあげられる。

次に、天明八年（一七八八）の船数をみてみよう（表97）。深江村では、前表に比べ、約三倍の三二艘に増加している。魚崎村は二四艘から五八艘と約二・四倍に、大石村は六二艘から一一七艘と一・九倍に、神戸村は五四艘から六七艘と、兵庫津は八四二艘から一〇〇一艘と微増している。東青木村・御影村はあまり変化は見られなかった。

これらのことから類推すると、神戸市域海岸線は、東から深江村・東青木村・魚崎村・御影村・東明村・脇浜村・二ツ茶屋村・神戸村・兵庫津・駒ヶ林村・西須磨村等の村々によって浦支配が行われていたと考えられる。

#### 魚崎村の

次に、魚崎村における船の種類・数量をみてみると、表98のようになる。この表によると、船

#### 船数

の種類としては、海運関係の石船（二五／三〇石積）・渡海船（二〇／三〇石積）・小廻船（三／一

二石積）・廻船（五〇〇／八〇〇石積）があり、漁業関係では漁船・魚買船・網船等があった。船数は、全体として減少傾向にあった。その中でも漁業関係の船は、文政十二年（一八二九）以後消滅している。それに対し、



表 98 魚崎村における船数の変遷

(単位: 艘)

年 代	石 船 25~30石	渡海船 20~30石	小廻船 3~12石	廻 船 500~800石	漁船 3石	魚買船	猪牙船 10石	網船 20石	合計
宝暦 4	1	21			3	17	1		54
明和 6	2	15			6	6		20	48
〃 8	2	15			5	23	4	1	50
安永 2	2	13	1		5	22		1	48
〃 6		14			2	20		8	44
〃 7		14			1	20		8	43
〃 8		14			1	20		8	43
天明 3		14			1	28		8	51
〃 4		14				28		8	50
〃 6		12				25		8	45
〃 8		12				19		4	35
〃 9		11	4		2				17
寛政 9		11	2						13
〃 12		10	3			2			15
文化 4		10				1	1	4	19
〃 6		12	8		1	3			24
〃 9		12	9		2				23
〃 12	7	5	5		1	3			21
〃 14	10	3	5						18
〃 15	12		5		1				18
文政 2	7	6	5						18
〃 8	7	6	7		1				21
〃 12	7	6	7		1	3			24
天保 2	6	6	6		1				19
〃 5	10	3	5		1				19
〃 8	6	10	1		1				18
〃 14	6	7	5						18
弘化 3	5	5	7						17
〃 5	4	5	8						17
嘉永 3	5	5	7						17
〃 5	5	5	12						22
安政 2	5	4	12						21
〃 4	5	4	11						20
元治 1	4	5	11						20
慶応 3	4	5	8						17

(注) 数字は史料記載通り。

資料: 「魚崎町誌稿本」

石船や小廻船等の小型の輸送船が増加している。これは、後述するように、村内に酒造業や素麺業等が展開してくるにつれて、漁業のような収入の安定しない職から、一定の運賃収入を得られる海運業への転換をはかったためかもしれない。

また、明和九(安永元)年(一七七二)三月に海運関係の諸船に對し、二三枚の鑑札が下付されている。内訳は、廻船一、通船三、渡海船一四、石船二、小廻船一であった(船数は二艘で、鑑札数より二艘少ない)。このうち、石船の二艘は安永五年に渡海船に切り換えた旨の付箋があり、前表に安永

六年以後文化九年(一八二二)まで石船の船数が見えないことと符合している。

次に、明和八年三月の「船御改帳」により、船種・大きさなどをみてみよう。諸船の総数は五〇艘である。その内訳を示すと、廻船は五艘で、八〇〇石積が四艘、六〇〇石積が一艘である。渡海船は三〇石積が一五艘、石船は三〇石積が二艘、網船は三〇石積が二艘、二五石積が二艘の合計四艘、小漁船は三石積が二三艘、通船は一〇石積が一艘である。このように、輸送関係では三〇石積の渡海船が、漁業関係では三石積の小漁船が最も多かったことが知られる。

御影石の流  
通と石船

市域東部地方の産物としては御影石が著名であったが、この御影石は石切場から御影村や魚崎村へ運び、石船によって大坂の石問屋に運送されていた。宝曆九年(一七五九)九月に西宮町・横屋村・魚崎村・野寄村・住吉村の一町四カ村の石場役人が、石場御定の条目を定め、石車に焼印を押



写真 95 兵庫渡海船  
(『和漢船用集』)



写真 96 御影石の運搬  
(『日本山海名産図会』)

ことが知られる。

次に、この時にどのような事柄が協定されたのかみてみよう。

- (1) 普段車で出す石は、柱下居石・屋根石・路次石・飛石・くり石・庭石の分である。
- (2) 一輛に二つ積むくらいの石は、出してもよい。四分六分や七分の大きさの石もよい。しかし大小の石を二つ積み入れて出してはいけない。
- (3) 長さ二尺五寸より三尺まで、幅一尺までの溝石・溝蓋石作で運び込まれたならば、石場役人に届け、その指示を受けること、大石を一切割ってはいけない。
- (4) 茄子割石（なしわり石、二つに大きく割れた石のこと）で運び込まれたならば、石場役人に届けること、茄子割石でも車に一つ積の分は、出してはいけない、人持ちよりも大きな石は一切出してはいけない。

し、仲間外の石車の使用を禁止することを協定している。この史料には、石車が住吉村（二一四輛）・郡家村（九輛）・河原村（二輛）・大石村（二輛）・魚崎村（一輛）・野寄村（三四輛）・芦屋村（四五輛）・西宮町（六輛）・西宮新田越木岩（二輛）に、総数二二五輛あったことが記されている。石車の数の最も多いのは住吉村で、全体の約五割を占めていた。また、住吉川流域だけでなく、芦屋川や夙川流域でも御影石の切出しが行われていた

(5) 手水鉢になる石は、出してはいけない。

(6) 川除や田地の溝になるような石は、出してはいけない。

とあり、車に二つ載せることのできない大きな石や、川除や灌漑用の溝に使う石は、通常の場合出荷せずに、小割の礎石や屋根根石・くり石等だけを出荷するように定められている。

出荷後の石の海上輸送についてみれば、宝暦十二年八月に大坂石船持中より魚崎村役人に対し、石荷物を仲間外に直積しないように申し入れ、それを了承するか否かを返事すること、および木津川口(薩摩屋平八)と安治川口(名田屋藤兵衛)の石船積替支配人の名前を知らせて来ている。明和八年十二月の魚崎村の船持中から同村の船頭中への差入証文によれば、普請石を直売・直着することは禁止されていること、野寄村の四郎兵衛がこの旨に違反したこと、そして今後、普請石の直売・直着はしないことを約定している。

これらのことから当時大坂石船持仲間が大坂廻着の普請石の取扱いについての独占権を持っていたことが知られる。つまり御影石は、住吉村・野寄村から石車で御影村・魚崎村に運ばれ、そこから石船や渡海船によって大坂の木津川口・安治川口に運ばれ、そこで大坂の石船に積み替えられ、大坂市中の石問屋に納入するという、流通ルートが確立していたのである。

**御影・魚崎** 寛政十二年(一八〇〇)十一月十四日に魚崎村の渡海船・小廻船の所有者たちが、住吉村からの廻船争論

の石荷物の一部を御影村から分けてほしい旨を、代官木村周藏に願ひ出ている。この願書によれば、春から秋にかけて野寄村からの石荷物や絞り油・絞り粕を大坂に運び、秋末から冬にかけては当村酒造家の仕込米を大坂・兵庫・播磨辺から運んで渡世してきた。しかし、野寄村からの出荷物が減少し、難

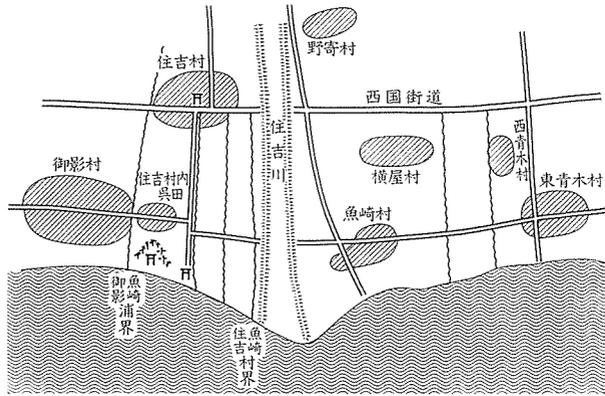


図 25 魚崎村御影村浦境略図

洪している。については、魚崎村が浦支配を行っている住吉村の荷物が全て御影村に行っているが、そのうち毎日五、六艘分だけ魚崎村に回してほしいというのである。

この時、魚崎村はその理由として、

- (1) 住吉村の浦支配を魚崎村がしていること、
  - (2) 従来大坂の石問屋の注文を魚崎村からも受け継ぎ、相対をもつて買入れ、積入れを行ってきたこと、
  - (3) この夏から住吉村の石稼ぎの者と御影村の船持とが申し合わせ、魚崎村から割石を買いにいかけても売ってくれないこと、
  - (4) 御影村が、魚崎村の支配浦である住吉村の浜先を利用していること
- 等をあげている。

この魚崎村の願いに対し、代官は、御影村の者を呼び出して申し聞かせるので待っているようにとのことであった。しかし、その後代官から何の音沙汰もなかったため、再び魚崎村は、享和二年（一八〇二）二月十五日に同様の趣旨で、代官に口上書を提出した。役所の元締池田富右衛門は、この件に関してはすでに御影村の庄屋を呼び出し、その旨を申し聞かせ、御影村船持中からも返答書が差し出されたので、その問題は双方の対談で落着いたものと思っていたが、まだ申し立てを行いた

ければ重ねて願書を提出するようにと指示した。

魚崎村ではあらためて御影村と折衝したが、進展はみられなかった。そこで、享和二年四月十三日に魚崎村の渡海船持と小船持とは、御影村の渡海船持・小船持を相手にして、魚崎村の支配浦である住吉村の浜に出される石材や絞り油・絞り粕などの荷物は、以後当方へ無断で積み出すことのないよう御影村へ命ぜられたいという趣旨の訴状を提出した。魚崎村ではこの根拠として、村方支配浦へ出された荷物は、すべて当該支配村の船持が積み出すというのは、武庫郡鳴尾村より八部郡二ツ茶屋村まで一ニカ浦の申合せであると主張した。

役所はこの時も、両村での対談を指示したが、御影村の石船・小船持惣代からも、住吉村浜出しの諸荷物は、数百年來御影村で積み出して来たもので、先年よりは住吉村の年貢米運送も引き請けており、一ニカ浦仲間の為取替証文もあるとする返答書が出されて、両村の主張は真向から対立した。こうして対談は一向に進捗せず、結局八月初旬には役所での両村対決の審議にもつれこんでいる。

この過程で魚崎村は、住吉村の浜から荷物を積み込んでいたという証拠の提出を命ぜられているが、論争はむしろ住吉村浜の支配はどちらの村かということをめぐる行われ、魚崎村は自村支配であることを強く主張している。

審議の結果は、荷主である住吉村の了簡次第で双方いづれの船で運送してもよいということになったが、魚崎村としては、住吉村と御影村との従來の結びつきの深さから、自村の立場が不利にならないよう考慮して、役所よりこの結果を直接住吉村に申し渡してほしいと主張し、御影村もこれに応じたので、八月二十六

日には住吉村が役所へ召喚された。

このように、荷主である住吉村までまき込んでの訴訟に発展していったが、結局、住吉村と御影村との従来の商慣行を崩すことができず、その後も、文化末年、文政初年と二度にわたって訴訟を繰り返したが、魚崎村の主張は実現しなかった。

## 第七節 交通・通信網の展開

### 1 外国使節の通行

オランダ商館長 兵庫津が、瀬戸内航路の東に位置し、京大坂に近い港としてもっている重要さは、近世一行の兵庫寄港 においてもかわらず、朝鮮使節やオランダ商館長の参府時には、つねにその寄港地にな

っていた。オランダ商館長の参府というのは、毎年(寛政二年(二七九〇)以後四年に一回)献上品を呈して将軍に挨拶するという儀礼的な行事であるが、オランダ側は商館長・書記・医師ら数名を原則にして、それに日本側随員(五〇名程度)が加わるといって一団である。全行程長崎〜江戸間のうち、瀬戸内部分は幕府が用意した船を用い、それ以外は陸行することが多かった。その航海の途次に兵庫へ寄港する。

オランダ側の医師ケンベルが加わっていた元禄四年(一六九二)の参府時には、下関から乗船して兵庫で小型船に乗り換え、大坂に向かっている。ケンベルは兵庫で乗り換えることを「大坂の港は浅く、われわれの乗って来た船では行けないので、前もって荷物を積み込んでおいた四艘の小舟を漕いでいった」と説明している。兵庫港の特質が簡潔に描かれている。帰路も兵庫まで来て乗り換えているが、逆風のため三晩滞船し

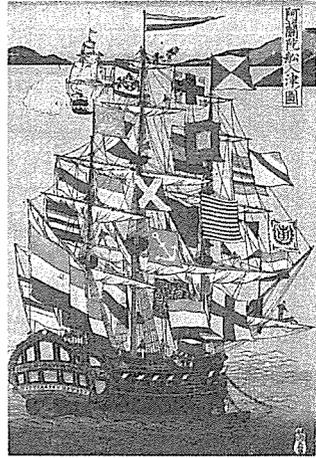


写真 97 オランダ船長崎  
入津図(部分)

てから出航した。

宝曆十四年(一七六四)の参府時は、商館長一行を乗せてきた「阿蘭陀人召船」が、たまたま兵庫港停泊中に、朝鮮使節船の下向予定が重なり、混雑を避けるためその退避問題が起こった。実際には、この時朝鮮使節の下向が予定より遅れたため、支障は生じなかったが、尼崎藩や「阿蘭陀人召船」の船宿を勤めた東出町雑古屋平兵衛がその折衝にあたっている。この船宿がオランダ人の宿泊その他の世話をしたものと思われる。

文政九年(一八二六)のオランダ商館長の参府時には、シーボルトが加わっていた。この一行も瀬戸内は舟行し、往路は室津で上陸、二月三日の夜は兵庫で宿泊、翌四日陸路大坂へ出発している。帰路は五月十日陸路兵庫に到着、十四日まで滞在し、室津から回航されてきた往路と同じ船に同夜乗船、下関へ向かって出航している。

**朝鮮使節** 朝鮮使節の場合は、一行の人数も四百数十名と多く、寄港地・接待所(御馳走場)・宿泊所が設けられる。

定され、案内役として対馬藩主一行が随行するという大掛かりな旅行であった。この使節の来日は、文禄・慶長の朝鮮侵略によって悪化した国交を回復しようとした家康が、対馬藩を仲介役として折衝を重ねた結果、慶長十二年(一六〇七)、朝鮮から回礼刷還使を迎えることになって始まったものである。以後、将軍就任慶賀などの通信使を含めて一二回に及んでいる。もっとも、最後の文化八年(一八一)の使節

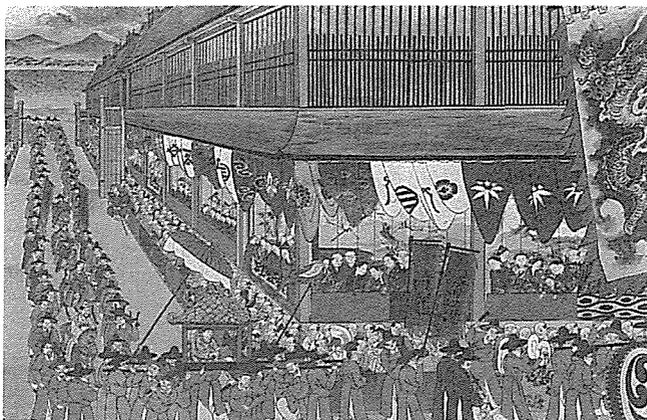


写真 98 朝鮮人來朝図 (江戸部分)

は、対馬で応接を受け、江戸までは行かなかった。

この一回とも、兵庫は寄港・接待地となっていない。慶長十二年・元和三年（一六一七）の二回は兵庫を預かっていた片桐貞隆が接待の任にあたった。慶長の時、使節の一行が上陸した時の様子を、その随員であった慶七松は、「海辺よりゆくに、大道に従い館所に至ること、

ほとんど四、五里ばかり、道路みな洒掃、一点の塵芥なし、左右は市塵にして、観る者道を擁す」（『海槎録』）と書きとめている。二回目の時は、夜に入って風雨が強まったため一行は下船することになったが、予定の館所までは行かず、浜近くの民家に止宿したという。朝鮮側は三回目まで日本側が侵略時に連れ帰った同胞の送還に努めているが、この二回目の時は、帰途に兵庫でも一人を乗船させている。

三回目以後は、兵庫津を領した尼崎藩（五万石）が、幕府から兵庫での接待役を命ぜられた。一〇万石以上の藩は接待をすべて負担したが、それ以下の藩に対しては、幕府はそのうち料理部分だけを肩代わりすることにしたので、兵庫でも代官級二名が賄い役として別に選任され分担している。

使節の寄港・接待地の準備は、時には二年ほど前から始め

られた。地元での準備の内容は、宿舎の割り当てとその修繕、料理人の選定、諸道具の調達、船入りの浚渫、棧橋の設営、番所の増設、接待にあたる肝煎・給仕人の割り当てから、使節船の情報収集のために下関・鞆・牛窓ほかへの飛船の派遣、衝に当たる尼崎藩役人や代官の受入れ、宿舎検分に訪れる藩主・大坂町奉行・対馬藩役人などに対する接待まで、かなりの質量に達する。さらに海上では、使節船の出入港時には、引き船・通船・水船・薪船をはじめ、対馬藩諸役人乗船などが必要で、さきの飛船と合わせると、延べ二四〇艘以上、水主一五〇〇人以上が動員されている。もっとも、この船・水主は武庫・菟原・八部三郡の浦役をもつ村々が負担した。

享保四年（一七一九）の例では、夕暮兵庫に入津した使節側が、その夜「湾岸の板を鋪いたところに出て、楽手たちに鼓笛を奏でさせ、二人の童子を対舞させた」（申維翰『海游録』）ところ、日本側見物人が多数集まったというし、ときには書を乞う者もあり、知人を介して会談を求めて来る者もありで、使節側でも詩作したり、書を与えたりしたという。こうして寄港・接待ということ自体が、日・朝交流の直接の契機となっていた。こうしたことは兵庫に限らず各地でみられ、今に童子の舞などが行事の一環として伝えられているところもある。

宝暦十四年 宝暦十四年の使節の場合は、兵庫に「朝鮮人御用覚日記」「朝鮮通信使来朝帰帆官録」などの朝鮮使節の記録が残っていて、かなり詳細に状況がわかる。この時は、使節一行に先立って、幕府へ

献上される鷹を積載した船が宝暦十三年十二月一日に入港し、翌二日出港、ついで献上馬の船が、同十九日入港し、二十一日に出港している。兵庫では、その間津中の犬は一匹余さず捕えるように指示され、隔離し

たという。

使節の一行は、正使・副使とその介添えの従事官を主とし、以下諸事務をとる上々官(堂上訳官)から医師・護衛・鼓手・童子まで含めて四八〇人に達していた。したがって兵庫での賄い接待も、正使・従事宿は絵屋右近右衛門、副使・上々官宿は網屋新九郎、上判事宿は小豆屋助右衛門、中官宿は肥前屋粘右衛門(いずれも浜本陣)、その他は対馬藩関係者を含めて約五〇軒の民家に分宿のかたちで行われた。とくに正使・副使・従事三使の宿は、畳・障子が張り替えられたという。食器・燭台・手燭・行灯・留塗枕・蒔絵硯箱・碁盤など必要な道具は、津中をはじめ各所から集められ、それぞれの宿へ配分された。上陸のためには、三使の船が接舷できるように、五間に一〇間半の臨時の棧橋が新設されている。

往路は宝暦十四年一月十九日、夜になって使節の船六艘が相次いで到着した。尼崎藩からは病氣の家老に代わって、目付野瀬小左衛門・森嶋弥五左衛門の兩人と兵庫奉行粟津喜兵衛らが関船で、兵庫津からは岡方・北浜・南浜三方の名主右近右衛門・弥兵衛・八左衛門と庄屋武八らが船で、ともに和田崎沖まで出迎え、三使の船は新設の棧橋に接舷した。夜は浜辺の各町で、延べ五八〇余張にのぼる提灯が掲げられた。夜半ころ三使は上陸し、宿舎に入ったが、翌日夜明けには早くも出港している。使節一行の入港中は、防火のため日暮れ以後は火を焚くことが禁止されたので、炊飯などもできなかったという。

帰路の時は、大坂で事件が突発し、出港が大幅に遅れただけでなく、その予定も立たず、兵庫では引き船・通船などの確保のために水主の自分稼ぎを制限していたので、その対策に苦慮している。約一カ月遅れて宝暦十四年五月八日、午後から夜半にかけてようやく入港、一行はその夜は船で過ごし、翌日午後になって一

且上陸した。しかし同夕乗船してから東風が強くなり始め、ついに下船、風は夜に入って吹きつゝのり、兵庫では人足を繰り出して、船体の防護に忙殺された。必要な綱や錨は二ツ茶屋・神戸・御影・魚崎など近辺の各浦からも集めて来てこれにあて、事なきを得ている。その後、風を待って出港したのは、十四日の朝であった。この時、たまたま兵庫の船大工が、阿波・讃岐・播磨の他国船主三人から、工事の都合などで錨や綱を預かっていたのがあって、この危急の際ということで借用した。後にその返礼として、尼崎藩は銀札八匁六分を贈ろうとしたが、三人の船主はいずれも、海上危急の時は相身互いのことであるとして受け取らず、出航していったという。

この寄港・接待のうち、賄いの部分は幕府の負担で、魚介などの調達に入札が行われたが、地元では入札額の引下げが指示されたため希望者がなく、結局大坂の木津屋長兵衛ら三人が請け負った。のち材料を納入した兵庫の商人との間に、代金支払い遅延に対する交渉が続けられている。動員された水主・船の費用は、銀二七三貫余にのほり、尼崎・西宮・兵庫をはじめ、その間にある浦役をもつ村々が負担したが、尼崎藩からは水主扶持米四〇〇石が下付されている。また兵庫で手配した御用人足三三二五人分についても、その扶持米一六石六斗余が下付されているが、当時の米一石の値段およそ銀五三匁で換算してみると、水主扶持米で二一貫二〇〇匁、人足扶持米で八八匁にしかない。

このほか兵庫以外の地方では、菟原・八部郡の幕府領であった三〇余カ村に、幕府から使節へ贈る猪四五匹分が賦課されている。この猪はもちろん六甲山地で捕獲された。たとえば白川村では、宝曆十三年二、三月と九、十月の春秋二回に分けて猪狩りを実施している。数名ないし十数名で一組を編成し、出動延べ回数

は二八回に及び、猪七匹を射止めている。これらの猪肉は近在の皮多に依頼して塩詰め加工したあと、幕府に提出された。

この使節一行の国内通行のため、彦岐勝本から兵庫・大坂までは各寄港地、大坂からは部分的に船を利用したが、江戸までの各宿場合わせて四二カ所において、幕府は三七人の大名を指名してその接待に当たらせた。したがって幕府は、その大名のうち一〇万石以下の場合の賄い料、大坂・京・江戸での宿所の整備と賄い費、それに陸路での輸送人馬の諸費用を償う必要があった。もちろんこれは、使節来朝の「人馬割諸入用 其外御賄方入用」として、市域を含む摂津・播磨など沿道一六カ国の村々に、高一〇〇石につき金三兩一分 永一二五文の割合で賦課された。ただ菟原・八部両郡のように猪やそのほか鶴を負担した村はその半分となっている。

また、市域の幕府領は、大坂での接待を受け持っていた代官の支配下にあったから、大坂での宿泊・接待の所用にも、当時の駒ヶ林・西須磨・白川村の庄屋三人が動員されている。

こうした朝鮮通信使も以後来朝が途切れ、最後の文化二年度は対馬で応接して終わっているが、この御用猪狩りには六甲山地西方に位置する衝原村に後日譚が伝えられている。寛政十二年（一八〇〇）のある日、この村の山中で、実弾による鉄砲の的撃ちが発覚した。「玉込めの鉄砲取り扱い候段、不届きの至り」ということで村民二人が捕らえられ、入牢を命ぜられたという。近世での鉄砲の管理は厳重で、毎年届け出て許可を受けなければならず、それも普通は鳥獣の作物荒らしに備えた「威し鉄砲」としてである。

その時庄屋市兵衛は、この朝鮮使節への御用猪捕獲をとりあげ、当村にはそのため「玉込め御免筒」が認

められており、「御用滞り無く相勤め申し度く存じ詰め、右稽古玉込め鉄砲取り扱ひ候」と弁明したことが効を奏して、結局釈放されることになったというのである。

## 2 交通量の増大と宿駅制の矛盾

荷付牛馬口 六甲山地南麓に水車業が興ると、必然的に原料  
 銭の発端 や製品の輸送が必要となって、貨運送が始めら

れた。兵庫駅所近辺では、鳥原川・天王谷川・再度谷川・生田川などの水流を利用する油紋り・線香粉ひき・精米といった水車業が始まり、鳥原村・石井村・荒田村などの村民のうちで貨運送を行うようになったのがその例である。

ところが、幕府の宿駅制では、駅所に対して人馬の継立てを義務付ける見返りとして、近在での荷物の貨運送に関する特権を付与するというのが建前であったから、これら新興の貨運送業に対して、兵庫駅では、駅所二里半の内は兵庫の「働き場」であると主張して、まず享保十五年（一七三〇）と同十八年に、鳥原村・石井村・荒田村の貨運送を差し止める訴えを大坂町奉

表 99 兵庫駅周辺村の貨運送稼ぎ口銭

村名	初発年と口銭		備考
	年	口銭	
鳥原村	享保18	銀 460 <small>匁</small>	*油車 2 輛 線香車13輛
石井村	〃	460	*油車 4 輛
荒田村	〃	115	*油車 1 輛
奥平野村	宝暦 7	75	米搗き車 3 輛
宇治野村	宝暦 8	43	粉車 1 輛
花熊村	〃	86	粉車 1 輛
熊内村	享保13	2,000	
下谷上村	宝暦 6	50	
上谷上村	宝暦10	30	

(注) \*宝暦 4 年より油車 1 輛85匁に減額。  
 資料：神戸市立博物館所蔵文書、「山田家文書」

行所に提起した。奉行所は宿駅制の建前上から、当然兵庫駅所の主張を認めしたが、この時駅所では、相手村の貨運送を全面的に停止させる方法は採らず、各村と協議のうえ、荷付け牛馬の口銭として一定額を駅所に支払うという条件で、各村の貨運送業を承認することになっている。同様に奥平野村とは享保十五、同十八年、元文五年（一七四〇）と三度の争論を経て宝曆七年（一七五七）に、また宇治野村・花熊村とは相対で宝曆八年に、それぞれ口銭支払いの条件で決着をみているし、さらに熊内村とは一般商売荷物の貨運送についても、享保十三年に同様な口銭支払いの条件で、同村牛馬の貨稼ぎを認めている（表99）。

#### 六甲横越え

#### 荷物運送

六甲山地を挟んで北の三田・有馬と南の灘・兵庫との間でも、米・干鰯などの荷物輸送をめぐって同様な問題が起こった。この通路なら公認駅所を経る往還筋を、例えば兵庫から西宮・生瀬・道場川原というように継ぎ送るか、または兵庫から天王谷越えで谷上・唐櫃を経由して有馬駅へ直送するか二通路がある。兵庫からの干鰯などの肥料は、当然天王谷越えの直送が近く、この通路が用いられた。ところが有馬駅側には継立て馬が常備されていなかったためか、兵庫のほか沿道の下谷上村などでも自村の牛を利用して貨運送を始めたという。当時市域の村では馬はみられず、およそ半分以上の農家で牛を飼っていて、こうした駄賃稼ぎは、村によっては有力な農間余業となった。

兵庫駅ではこれに対し、駅所周辺の「働き場」内にあたるとして、下谷上村と折衝を重ね、結局宝曆六年下谷上村も年間銀五〇匁の口銭を支払うという条件で、有馬郡向け荷物運送の賃稼ぎを継続する約定が双方で取り交わされることになった。しかしこの口銭については、旧山田庄村々から各村自分荷の輸送にまで掛けられるのではないかという危惧が出て、庄中よりの依頼で中村の庄屋藤兵衛がその調査にあたったが、こ

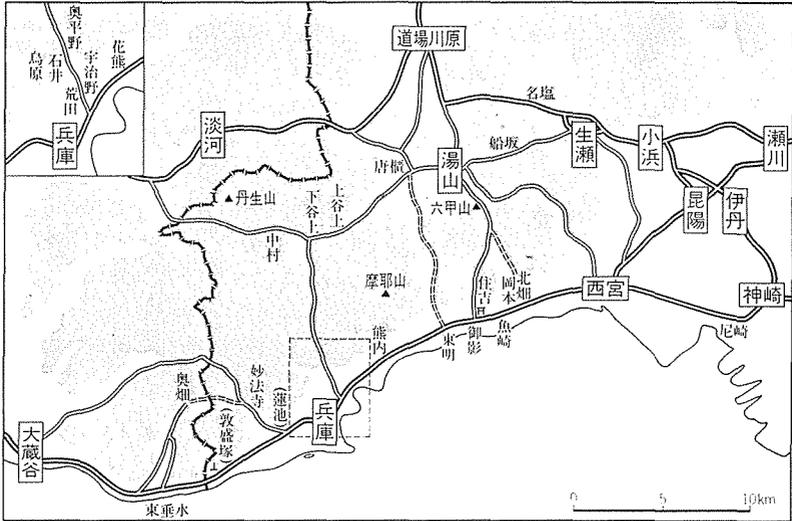


図 26 六甲横越え通路関係図 (□は宿駅)

の点は従来どおりかわりのないことが確認されて、郷中は一応収まっている。

ところが、その後宝暦九年、同じ沿道に位置する上谷上村からこの貨運送稼ぎに加わりたいという要望が出されて、今度は両谷上村の間に争論が起こった。これは、京都代官小堀数馬の指示で取扱人が周旋することになり、ようやく宝暦十年、両谷上村内部のこととして、下谷上村六五%・上谷上村三五%に運送荷をふり分けることで落着いている。むろん上谷上村もその分の口銭を兵庫駅に支払っている。

一方灘目地域からは、直接六甲山地を横断して有馬郡と結ぶ最短通路が注目されるようになった。その一つに菟原郡東明村と有馬郡唐櫃村間を結ぶ六甲横越えの荷物運送が、有馬郡本庄村丈右衛門・同郡上津下村小左衛門・菟原郡東明村柴屋又四郎らによって始められた。この方は、宝暦四年生瀬・小浜・道場川原三駅が、慣例に反する新規稼ぎは往還駅所の妨げになると

して、その差止めを大坂町奉行所に出訴している。この時も奉行所は、駅所の主張を認めたが、三駅所側は新規賃運送者との相対による口銭方式にとらず、賃運送そのものを停止させてしまったという。しかし、この経済的に有利な短距離直通路による賃運送問題は、幕末期にも再び提起されることになる。

#### 兵庫駅への

#### 助郷村付属

参勤交代の実施、商品経済の進展などによって、交通量が増大した主要往還の宿場では、宿場に常備されている人馬数ではその需要に応じきれなくなり、宿駅周辺町村からも人馬を調達するという助郷の制が行われるようになった。助郷制は、宝永元年（一七〇四）五街道沿いの大名に宛てられた宿役人設置の触れが、駅所や助郷村の困窮に対応しようとしたものであったから、その実施はこれより以前、元禄期ころとみられている。

市域の場合は、元禄～正徳期ころまでに駅間通路が確立してきたが、その後もとくに西国往還の交通量が多く、したがって宿駅のうちでも兵庫津の負担が増大し、駅所の維持には困難が生じ始めた。しかし、尼崎藩領の時代は、藩からの手当米や拝借金、酒造株の付与、人馬召集への便宜などの助成があったが、明和六年（一七六九）幕府領に編入されてからは、藩からの補助もなくなり、駅所の維持は急に困難になったという。その困難の原因は、公定賃銭が低く抑えられていたため、実費の方が高くつく地域の駅所では、稼働すればするほど赤字が増えるという構造になっていたことである。兵庫駅の場合も後にみるように実費の方が高く、駅所を預かる岡方所属の地方勘定から毎年米一五石が助成されていたが、交通量増大傾向のもとでは駅所の収支維持には必然的に困難が伴った。

そのため以後幕府は、兵庫駅所からの要請もあって、助郷村を付属せしめたり、利子生み資金枠を設けた

掛り高 (明和8年(1771))

郡名	村名	領主	掛り高率	掛り高	備考
八部郡	夢野	幕府	1	24.762	船役 船
	〃	旗本畠山	0.2	60.297	
	西尻池	幕府	1	294.054	
	〃	旗本鈴木	0.2	96.195	
	東尻池	幕府	1	706.156	
	西代	幕府	1	455.826	
	板宿	幕府	1	542.402	
	大手	幕府	1	306.293	
	大鳥原	幕府	1	112.896	
	石井	幕府	1	189.21	
	荒田	幕府	1	339.453	
	二ツ茶屋	幕府	0.2	43.255	
	駒ケ林	幕府	0.32	194.668	
	池田	旗本蒔田	1	320.194	
	多井畑	旗本蒔田	1	373.449	
	妙法寺	幕府	0.32	121.736	
	御崎	旗本畠山	0.2	19.05	
	今和田新田	幕府	1	58.186	
	原野	旗本伏屋	0.31	117.493	
	〃	幕府	0.5	183.788	
上下谷	幕府	0.5	163.910		
東谷	幕府	0.5	183.105		
中	幕府	0.5	163.605		
東坂	幕府	0.5	151.111		
小本	幕府	0.5	106.602		
藍河	幕府	0.5	70.561		
那	旗本宮崎	0.2	95.128		
			0.2	110.556	

り、茶屋株を付与したりする助成策を実施している。  
 まず助郷村をとりあげてみよう。兵庫駅の場合は、近在の八部郡と住吉川以西の菟原郡内で五〇カ村が指定された。指定されたのは、大名領を除く幕府領・旗本領の村々で、負担率は、村の石高を基礎にしたが一  
 律ではなく、幕府領の村は御影・大石など船役を負担している村および上谷上・下谷上・中・東下など六甲



や馬を差し出すのは本業の農作業に支障をきたすと上願したため、結局代銀納付の形となり、ようやく明和八年から実施されることになった。

この時採用された助郷村への賦課金算定の方法は、原則として実質費用と公定賃銭との差額を、先に指定された村高に應じて賦課するというものであった。すなわち、助郷村から出すべき正人馬は一年に人足二〇〇〇人、馬一二〇匹分と見積もる、この人馬の費用は人足一人二匁・馬一匹七〇〇文かかるから、銀換算で五貫一〇四匁六分となる、これから公定の受取賃銭額合計二貫八九一匁三分七厘を差し引いて、不足額となる二貫二一三匁三分三厘を、助郷村の先の石高に應じて賦課しようというのである(表Ⅲ)。

ちなみに住吉川以東の市域では、幕府領の深江、東青木、西青木、田中、横屋、魚崎の六カ村と尼崎藩領の森、中野、小路、北畑、田辺、岡本、野寄の七カ村が、明和七年同じ条件下にあった西宮駅の助郷村三三カ村のうちに指定されている。西宮駅の場合は各村から実人足を出していたうえ、以後その数が増加していたので、助郷村は安永五年(一七七六)人数の限度を設けるよう奉行所へ出願した。この時はまず実態を調べてからということになって、すぐには結論が出なかった。ようやく安永九年助郷村側は、その調査結果から、駅所である西宮町より助郷村の方が負担の大きかった部分についての賃銭は下げ戻すこと、駅所が受け取ったはずの助郷村人足分の賃銭を支払うこと、今後は実人足ではなく代銭とすることなどをまとめて再出願した。しかし、これもなかなか解決せず、以後出願と折衝が続けられたうえ、天明三年(一七八三)になって結局代銭納は認められず、最初の人数に近い一年間に二八〇〇人という限度を設定する裁許が出されたとどまった。

明石郡村々の場合も、同じ明石藩領下にある大蔵谷駅補助の人足などを負担している。

また、兵庫津では安永三年十二月、さらに代官所に対し駅所維持のための利子生み拝借金の下付を出願した。これは拝借金を資金として運用し、その利息をもって駅所の助成にあてようというものである。こうした仕法は他の駅所でも行われていたので、幕府もこれを容れ、兵庫に対しては一二〇〇両を、岡方惣会所および抱屋敷七カ所を引き当てに出金し、これを代官所が一五%の利息で運用して、利息銀一〇貫八〇〇匁のうち幕府への利息四貫三二〇匁を冥加として差し引き、残り六貫四八〇匁を駅所助成として下付するということになり、安永四年から実施された(表101)。

このほかにも助成策として、大坂町奉行所は明和七年、定芝居株の一部を駅馬の所有者・差配者に、茶屋株(二五軒)を駅馬所有者に免許している。

このようにして駅所の維持が図られたが、稼働すればするほど赤字が増えるという宿駅制の矛盾は、以後も深まるばかりであった。

表 101 兵庫駅助成の貸付利金下付額

年 代	下 付 金 額
安永 4(1775)	銀 6.480 <sup>貫 匁</sup>
文化 14(1817)	(一部減額)
文政 6(1823)	銀 5.40
天保 2(1831)	(一部減額)
〃 13(1842)	停止
〃 14(1843)	} 金 69両, 永109文 8分
嘉永 5(1852)	
〃 6(1853)	金 42両 1分
安政 1(1854)	金 65両
〃 2(1855)	金 38両 3分
〃 3(1856)	金 47両, 永85文 4分
〃 4(1857)	金116両 1分, 永494文 1分
〃 5(1858)	金 64両 2分 3朱, 永219文 8分

資料: 『神戸市史』資料 2

### 3 飛脚問屋の活動

飛脚問屋の 近世の通信方法といえ、いうまでもなく、伝言もしくは書状を直接人に託して相手に伝えるのが普通であった。この伝達者は一般に飛脚とよばれ、それを専門にする業者も現れた。灘直届け

一方村内には、村政上の情報を村民に伝える役割をもつ「あるき」がいた。「あるき」は、村から若干の給付を受け、主に村役人の指示によって、村寄合や行事その他の伝達をうけもっていた。

領主からの触れ書などは、藩領では大庄屋、幕府領その他では組合村を通じて、村継ぎに伝達されることが多い。代官所や奉行所から特定の村あてに出される通知書などはその役所の用途や御用宿などから伝達されることが多かった。もっとも幕府は、出先機関との連絡に宿駅を通ずる「継ぎ飛脚」の制を設け、また一部の大藩では、江戸と領地を結ぶ情報伝達に「大名飛脚」と呼ばれた自前の飛脚をもっていたところもある。

一般民間の通信の場合は、直接人に依頼することも多かったが、専門業者である町飛脚屋も利用された。この町飛脚は近世通信網の特色をよく示している。

町飛脚は、大坂・京・江戸の三都を中心に、江戸時代前期に起こった。初期のころは預かった書状を直接持参して手渡すのが普通であったが、江戸送りの場合などは持参した書状を人通りの多い日本橋辺で筵にひろげて見せ、相手に手渡したという。通信量の多さや重要性から、この三都の飛脚屋は互いに連携して営業

表 102 飛脚仲間一覧

正徳頃	享保元文頃
大坂	江戸
尾張屋長左衛門	大山屋
天満屋長左衛門	坂城屋
尾張屋七兵衛	和泉屋
福田屋久左衛門	和島屋
江戸屋惣五郎	京木屋
多田屋徳右衛門	伏見屋
天満屋吉右衛門	十
京屋佐兵衛	
津田屋十右衛門	
江戸屋茂右衛門	
越前屋又左衛門	
かめや小左衛門	
尾張屋吉兵衛	
灘屋仁兵衛	山田屋
	大三屋
	和河屋

資料：『島屋佐右衛門家声録』、『飛脚仲間総まくり』

町三丁目灘屋仁兵衛」に送られる、灘屋からさらに「伏見堀三丁目はご板橋北角野田屋弥兵衛へ相届け、夫より在所へ飛脚にて着け申し候」という手順であったという。わざわざこうしたことを記録しているのは、当事者にとっても数少ない経験だったためであろう。この江戸の山田屋と大坂の灘屋はいず

するようになり、そのなかから寛文四年（一六六四）以後幕府一部機関の公用使も引き受け、道中馬継ぎの鑑札も受けることになった定飛脚仲間が、その中核として台頭してきた。定飛脚は時期によって仲間に移動があるが、享保前後には江戸で八店、大坂で一三店ほどが仲間を組む、この仲間外にも江戸く大坂間の飛脚屋として、江戸に三店、大坂にも一店あったという（表102）。この定飛脚は幕府公用物・民間委託物をまとめて、毎月三度（江戸は二のつく日に出立）往來したので三度飛脚とも呼ばれ、書状のほかは金銭や荷物も運送した。もちろん三都以外にも、飛脚屋は主要街道に沿って地方へも普及していった。

さて、正徳年間和田山をめぐる争論が江戸で審理されることになったとき、一方の当事者であった東尻池村の江戸出張村役人と地元村との通信には、もちろんこの町飛脚が利用された。その時の江戸からの書状は、まず江戸の飛脚屋「駿河町山田屋八左衛門」まで持参して託している、山田屋からは大坂の「かいや町筋糍

れも当時の定飛脚仲間にはその名がみえず、仲間外の町飛脚屋であった。この時江戸と東尻池村間の書状は、出した日を含めておよそ一日目に届いている。

市域の灘地方が、酒や絞り油の江戸向け産地として発達しはじめると、当然江戸との通信の必要性が高まり、密度も濃くなって、大坂の飛脚問屋では、灘地域への直接配達も行うようになったという。江戸の定飛脚問屋の「島屋佐右衛門家声録」にも、灘向けの金銭直届け、書状直触れについて、

新川小の井五郎兵衛殿・なだ菊屋新右衛門殿御世話にて、配長兵衛直届けをはじめ、金百両五匁づなりしが、大坂や右の届け取り申さざる故、同申（享保十三年）の比より無賃なり、配長兵衛といへるは、なだ酒屋衆初りの比通ひ、其せつ脇浜たゞや久四郎殿・五百崎山路十兵衛殿などの全盛にて、吉田・松浦など段々仕出しにて、（中略）元文の比より此方思ひ付いて、宗二・新左衛門などのなだ礼の初りし比、これこれ喜平二様に手前旦那が礼にまいられたといひしをおぼえたり、全躰あし達者にて、兵庫まで十里の処を配りふれして、日かへりしたりしものなり

とあって、これら酒造業者など得意先へは、享保・元文ころ以後、江戸からの定飛脚便は直接届けられるようになったことがわかる。

一方、この頃早飛脚と称して、速達便を始める者が現れ、元文四年（一七三九）三度飛脚仲間では、これを仲間内に広げて柳屋嘉兵衛に請け負わせ、ついで享和三年（一八〇三）には、早飛脚便を扱う柳屋を仲間持ちの会所として、月に一八度の便を実施することになっている。

第七節 交通・通信網の展開

表 103 江戸・大坂間の飛脚料金  
(文化3年(1806))

便 種 類	品 物	料 金
4日限り仕立	書状1通(300匁まで)	金4両2分
6日限り幸便	書状1通(10匁まで)	銀1匁
10日限り幸便	書状1通(10匁まで)	0.4
並 幸 便	書状1通(10匁まで)	0.2
6日限り幸便	金100両	55
10日限り幸便	金100両	15
並 幸 便	金100両	11
6日限り幸便	荷物1貫目	45
10日限り幸便	荷物1貫目	15
並 幸 便	荷物1貫目	6.5

資料：「柴田家文書」

村に雇い  
た飛脚便  
の馬継ぎに停滞のないようにという道中奉行の触れを街道の各宿場に下している。しかしこの宿継ぎの停滞と、利用者の日時短縮の要望とは以後も長く課題として残った。その後仲間内では、享和三年に仲間定法を定め、ついで文化三年(一八〇六)には、通送の日限・荷重量・料金などの体系を細かく定めた新しい飛脚仕法を実施している(表103)。

この新仕法帳は、その得意先である灘の酒造家にも往々残っている。これによれば、江戸・大坂間のもっとも速い便は四日目に到着するが、いわば特別仕立てなので、料金は荷重三〇〇匁(一二五グラム)まで金四両二分(銀約二八八匁)かかる。当時でも米にしておよそ五石ほどの価格である。もし日限をきらない普通便で送ると、荷重一〇匁(三七・五グラム)まで料金は銀〇・二匁ですむという料金体系になっている。

さて、実際に残されている書状をみてみると、飛脚屋の名印が押されているものと、そうでないものがある。飛脚屋の名印がないものうちには、おそらく家人や知人、雇い人など飛脚屋以外の人に委託したものも含まれているとみられる。商売上の通信は飛脚屋によるものが多く、飛脚屋の付け

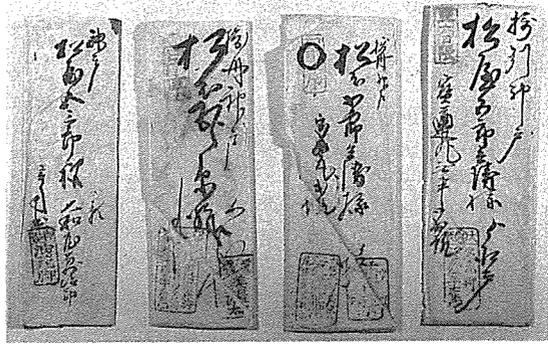


写真 99 神戸村松屋へ届いた書状

た目印もいろいろある。神戸村松屋の例でみてみよう。

松屋は、酒造と廻船業を営む有力商人で、その取引先は、大坂はもちろん江戸にも広がっている。松屋宛書状のうち、江戸からの分には、「早序」とか「正六日限」とかの印を押したものや、「四日限」の赤い押紙が貼付されているものがある。「四日限」は特別仕立ての速達便であり、目印に赤札がつけられる。「六日限」には、特別仕立てと幸便(他の仕立て便に付加する、ついでの便)とがある。「早序」は日限はきめないが、できるだけ速い幸便によるものである。

書状に押印された飛脚屋の名前は、送付を引き受けた飛脚屋にちがいない。たとえば、江戸発信の書状一通に「大坂平野橋東詰 江戸三度飛脚屋 尾張屋吉兵衛」と「堂嶋 車源」の二印の押されているのがある。尾張屋吉兵衛は定飛脚仲間の一人であるから、尾張屋が江戸からの送付を受け持ち、大坂からは地方送りのために、さらにこれを堂嶋の車屋源右衛門を通じて送付したものであろう。江戸からの便で「堂嶋 車源」と印のあるのはこの方法で送付されたものとみられる。大坂発信の書状で「堂嶋 車源」とあるのは、直接車屋源右衛門へ託されたものであろう。また比較的に近距離内の、たとえば御影村発信の書状は、御影村に存在していた油飛脚屋を通じて送られている。

また、明石藩新田組大庄屋須藤家へ届けられた書状のなかには、この「車源」と「明石 松葉屋」両印の

第七節 交通・通信網の展開

表 104 早飛脚(油方米方)ネットワーク (組合継ぎ所)

撰	堂島車屋源右衛門	龍野新在家屋万二郎
	尼崎土佐屋幸助	
津	鳴尾江嶋屋久七	貝塚塩屋作兵衛
	今津小倉屋茂兵衛	岸和田大木屋長兵衛
播	青木灘利出張所	青備岡山倉邊掛谷山道島関
	魚崎名田屋利助	
磨	御影名田屋徳二郎	山前白銀屋新右衛門
	新在戸小嶋屋善兵衛	川米備前屋徳之介
磨	明二石松葉屋長藏	御手洗屋武左衛門
	本庄米屋伊右衛門	
磨	加古川川西屋治右衛門	御手洗屋武左衛門
	三木綿屋治右衛門	
磨	小野東屋藤吉	御手洗屋武左衛門
	加東木綿屋吉弥	
磨	大曾根屋藤五郎	御手洗屋武左衛門
	曾根屋藤五郎	
磨	姫路鉗屋藤忠	御手洗屋武左衛門
	姫路鉗屋藤忠	

資料：「井上家文書」

成していたとみられる。灘地方で水車業を営む岡本村の井上家は、年代は不明であるが、「定飛脚問屋 魚崎 利兵衛」が、得意先に渡したとみられる「金銀手形書状通」が残っている。これには「油方米方 早飛脚」として、前記「堂嶋 車屋源右衛門」をはじめ、堺・岸和田・貝塚・尼崎・西宮・魚崎・御影・神戸・兵庫・明石・加古川・姫路から、岡山・福山・尾道・広島・下関まで飛脚屋の名

押されているものがある。松葉屋が明石でこの書状を中継して配達したものであろう。この「車源」や「御影 油飛脚」「明石 松葉屋」などは明らかに地方的な飛脚屋である。脚の通信網 三都周辺では、こうした地域的な飛脚屋がかなりの数存在している、飛脚屋の通信網を形

表 105 山中組飛脚仲間  
(文政元年(1818))

所在地	飛脚屋名
兵庫魚棚町	熊右衛門
〃 細辻子町	由兵衛
〃 湊町	藤吉兵衛
神戸西之町	安次良
御影西之町	平八助
西宮	幸兵衛
尼崎築地	助儀
明石	
大坂堂島浜三丁目	

資料：「生駒家文書」

限りに夜出朝入便を發送するとしている。もっとも年間を通じて約三〇日の休日がある。

この通信網のなかで、市域には魚崎(なだや利兵衛)・青木(同 出張所)・御影(なだや利助)・新在家(上田屋徳二郎)・神戸(小嶋屋善兵衛)・兵庫(西尾屋武兵衛)の六カ所があげられている。この地域は、灘の酒造・水車(油絞り米搗きほか)などの地元産業や、廻船業・諸問屋など商業活動の盛んなところである、この飛脚網を自ら「油方 米方 早飛脚」と称しているのも、こうした得意先との関係の深さを示しているであろう。飛脚屋と得意先業者との関係という点では、飛脚屋が特別の組を結成して、特定の得意先との連携を強め、営業の安定を図ろうとする例もみられた。たとえば山中組飛脚仲間は、大坂・尼崎・西宮・御影・神戸・兵庫・明石の九軒の飛脚屋が結束して、届け日限の敵守や紛失の際の金銭保証をかかげて得意先と飛脚引請け契約を結んだり、繋がりのある大坂両替商の名簿を配付したりして活動している(表105)。

また兵庫の米市場仲買業者の場合は、営業上の必要から特別の飛脚便を有していた例としてあげられる。

前が列記されており(表104)、「此の外諸方組合次所御座候」と記されているから、このほかにも飛脚屋があったとみえる。もちろん地域によって、飛脚屋の数には密度の差があるにちがいないが、これら地方の飛脚屋が「諸方組合次所」として連携しているとすれば、かなりの通信網を形成していたといえる。このなだや(名田屋・灘屋)利兵衛の発行した案内書には、定飛脚問屋として、一般の諸国向け便を扱い、毎日正九ツ時限りに大坂向け、夜四ツ時

この業者仲間では、兵庫でも米市をたてていたから、全国の米相場の中心である大坂堂島の相場情報を入力するため、特定の者と飛脚契約を結んでいた。寛政九年（一七九七）の例では、摂津西成郡大仁村百姓忠兵衛と上福島村大和屋伝吉との間に、毎日米相場の早飛脚をたててることを契約している。

#### 4 有馬温泉と湯山町の動向

町年寄の 湯山街道の温泉町である湯山町の町政については、不明な部分が多い。建久二年（二一九二）二月に吉野の僧仁西が、有馬温泉を再興した時に、一二人の人達が仁西に従い、有馬温泉の復興に尽力したという。この一二人が、一二の坊舎（北ノ坊（兵衛）・池ノ坊・下大坊・茅ノ坊・横ノ坊・中ノ坊・中蔵

坊・上大坊・角ノ坊・奥ノ坊・二階坊・尼ヶ崎坊）を建てたといわれているが、真偽の程はわからない。この十二人の人たちの子孫が、湯山町の年寄衆として一定の特権を保持していた。例えば、一月二日の湯の入り初めに、十二家所として一定の役割を持っていた。また、近世初期には分家して、二〇坊に増えていたのである。この二〇坊のうち、豊臣時代に善福寺とともに湯山町の代官役を勤めたのが、池ノ坊（余田家）と奥ノ坊（河上家）であった。江戸時代に入っても、余田家・河上家の優位は続き、町年寄役を代々踏襲していたと思われる。宝暦五年（一七五五）に「年寄下役年中覚書」が定められ、湯山町で行われる諸行事の催し方・費用や、この二〇家の人々の役割等について詳細に記されている。これは、後述するように、湯山町にも新興町人が台頭し、旧来の開発町人の特権が次第に侵食されるようになり、その状況を少しでも回復しようとして、二〇

表 106 湯山町の町年寄の変遷

年 代	町 年 寄 名			
貞享 4(1687)	休所	三右衛門	池坊左吉	右衛門
元禄 6(1693)		〃	浦	九兵衛
〃 9(1696)	岸下	又右衛門		〃
〃 15(1702)		〃	下大坊庄	右衛門
宝永 1(1704)		〃	奥 坊 半 六	
享保 6(1721)		〃	川 崎	権兵衛
〃 12(1727)	河内屋	三郎左衛門		〃
〃 15(1730)		〃		池坊 孫右衛門
元文 5(1740)		〃		〃
寛保 2(1742)		〃		〃
〃 3(1743)		〃		〃
延享 3(1746)	岸下	又右衛門	池坊	孫右衛門
〃 4(1747)		〃		〃
寛延 3(1750)		〃		〃
〃 4(1751)		〃		〃
宝暦 3(1753)		〃		奥 坊 半 六
〃 5(1755)		〃		〃
〃 10(1760)		〃		〃

(注) 寛保2年百姓代市郎右衛門、寛保3年百姓代権右衛門、延享3年百姓惣代市郎右衛門、延享4年頭百姓権右衛門、寛延3年惣代市郎右衛門

家の人々が結束を固めようとしたものかもしれない。

湯山町の「年貢皆済目録」によって、貞享四年（一六八七）から宝暦十年までの町年寄の変遷を示すと、表106のようになる。享保十五年（一七三〇）ごろから元文四年（一七三九）まで、町年寄が三人になった以外は、町年寄は二人であった。そして、いずれもが二〇坊の当主であり、開発町人として一定の地位を占めていたことがわかる。また、寛保二年（一七四二）から寛延三年（一七五〇）までの間は、町年寄とともに百姓の代表者一名が、年貢皆済目録に署名

名している。この時期は、幕府によって年貢増徴策が積極的に進められた時期に相当しており、そのためによると考えられよう。また、湯山町は、上ノ町・下谷町・上道町・中ノ町・寺田町・藪之内町・上谷町・札之町・鍛冶町・馬場崎町・天神町・上菩提町・北之町・瓢箪町・大蔵町・筆屋町の一六町から成っていた。

各々の町には年行司一名が置かれ、町年寄の下で湯山町の町政の一端を担っていた。

また、天明八年（一七八八）五月の文書によれば、家数は四八三軒で、人口は一九〇九人、前述の宝永七年（二七一〇）の家数五六〇軒、人口二六三〇人に比し、減少している。

**町入用銀** 享保五年八月六日に、年寄奥坊半六の不正を六カ条にわたって湯山一六カ町の町人・百姓が訴  
**出入一件** えた事件の裁許があった。町人たちは、町入用銀やその他の掛り銀等が高くなり、それを半六

が私用していると訴えたが、裁許では、物価の上昇、新銀の通用等で入用銀も多くなっており、半六が徴収銀を私用していることはないとし、町人・百姓の訴えを全て事実無根と否定して、代表五人が手錠の罰を受け、半六もこの騒動の責任をとらされて退役し、息子の幸右衛門に年寄役が申し付けられたのである。この裁許の申渡覚には、当時の湯山町の状況が記されているので興味深い事柄について述べてみよう。

(1) 元禄八年（一六九五）に大火があり、同十六年には町中残らず類焼するという大火があったこと

(2) 宝永元年に前年の大火で焼失した湯屋・小風呂を、同三年に揚り場を普請したこと。さらに正徳五年（二七一五）に小風呂を普請したこと。またこれらの費用も町全体として負担していたこと

(3) 薬師堂や小宮の普請は町全体として負担していること。また薬師堂の賽銭箱は年寄の管理下にあり、その高は毎年二〇〇貫文余であったが、最近では一三〇〜四〇文余であること

(4) 前の年寄の岸下又右衛門の時の元禄八年から宝永元年までに、町入用銀の不足銀高が二七貫一七五匁八分五厘あり、半六が年寄に就任してからも町入用銀の不足分を地下借銀として処理し、享保四年には一二〇貫目余りに達していたこと

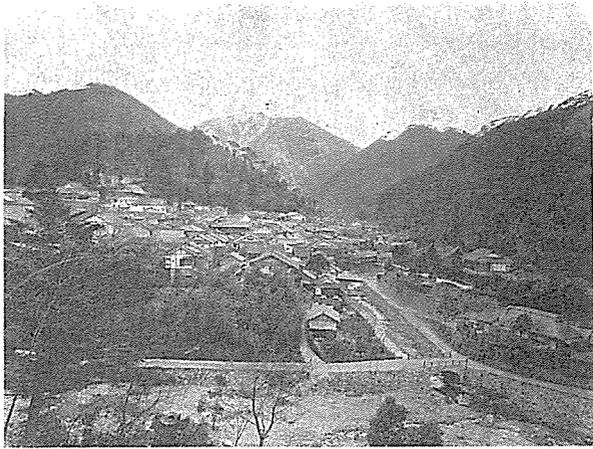


写真 100 明治期の有馬温泉

等々が記されている。この事件の発端となったのは、年貢の割付が町年寄や各町の月行事たちだけで行われ、湯山町の町人・百姓たちに十分知らされていなかったことや、地下借銀が巨額になっていったことによって不信感を募らせたことによると考えられる。

湯山町の 天明八年の人口は、宝永七年に比べ、七二一人  
窮状 減少し、七二・六%となっており、湯山町の衰

微をうかがわせる。天明七年十二月に湯山町の馬場崎町・天神町・鍛冶町・大蔵町の四カ町の高持百姓一四六名は連判して、大坂鈴木町代官所に湯山町の窮状を訴え、年貢の減免を願い出ている。この願書によれば、温泉による被害や寒冷地のため、他地域の上田の半分の収穫でも豊作になるくらいに土地柄で、さらに、毎年一〜二割は猪による被害があること、その上、無主の田畑・家屋敷の年貢を上り高（二五石八斗三升五合八勺五才）と称して総高持百姓で負担していること、年貢の不足分を入湯の客屋商売等の利益で補っていたが、近年客が減少し、借用銀でもって年貢を上納していること等窮状を訴え、年貢率の引下げと石代値段を今後一〇年間四五匁に固定してほしい旨を願

い出ている。

また同時に、湯山町詰の役人に対しても、一一カ条の願書を提出している。それによると、上り高の再吟味、新客屋の停止、物代（町年寄）の任期を三年とし、一人宛交替すること、尼崎・西宮・兵庫等の駄賃を引き下げること等を願っている。この結果は不明であるが、この当時湯山町の人たちが、年貢増加、上り高の負担、湯治客の減少等で苦しんでいた姿をうかがうことができよう。

ところで湯山町は、どのように年貢を負担していたのだろうか。ここでは、天明二年の免定および皆済目録から、その状況をみてみよう（表Ⅷ）。安永八年から天明八年までは一〇年間の定免の期間にあたり、本年貢は二二一石余で、全て銀納、すなわち一石について七五匁余の換算で銀貨を納めている。本来は現物の米で納入することになっていたが、湯山町という温泉場であったので貨幣納を行っている。本年貢以外の小物成・高掛三役等、米で賦課されているものも同様に貨幣で納められている。本年貢以外に、町場に賦課される地子が納入されている。この地子銀とほぼ同額の公用銀が、河野屋・御所坊・兵衛の三軒から納入されている。これは、湯山町の中心地にあった公用地の使用料であるといわれている。

次に、小物成についてみてみよう。最も古くから徴収されていたのは茶年貢で、湯山町に残されている最古の寛文七年（一六六七）の免定にも記載されている。藪役銀は、元禄二年から銀七〇・八三匁が徴収されるようになり、同十年から六六・七五匁と減額されている。山手米の徴収は、宝暦八年から始まっている。また、水車運上は、同十二年に銀一〇匁、同十三年に銀一二匁と、二つの水車の運上が納入されている。この水車の用途・規模等は不明であるが、米搗き水車であったと思われる。また、水車運上は、年季明けごとに若干増額されている。例えば、宝暦十二年から上納の始まった水車の場合、安永二年に一一匁、同五年に一

表 107 天明 2 年 (1782) 湯山町の年貢負担

項 目	石 高	銀 高	備 考
石 高	石 327.181	匁	亥(安永 8)より申(天明 8)まで、 10カ年定免
引 高	22.84515		
残 高	304.33585		
取 米	220.88		
内, 本免	220.71		免 0.7284内
木畑成	0.17		免 0.1294余
外, 見取田	0.264		田 5 畝歩 1 反につき 0.528 石
年貢高	(221.144)	16,658.34	皆 銀 納 1 石につき 75.328 匁
地子方	(0.9)	67.8	1 石につき 75.328 匁
地子方銀納		2,998.73	内訳 95.8 匁 534.75 匁 70.1 匁 2,298.08 匁
公用銀		2,321	内訳 河野屋公用銀 565.5 匁 御所坊公用銀 1,005.5 匁 兵衛公用銀 750 匁
藪役定納		66.75	
茶年貢定納		27	
水車運上		12.3	申より寅まで 7 カ年季
水車運上		14.3	酉より卯まで 7 カ年季
山手米	(0.8)	60.26	1 石につき 75.328 匁
御伝馬宿入用	(0.196)	14.76	1 石につき 75.328 匁
六尺給	(0.654)	49.26	1 石につき 75.328 匁
御蔵前入用		49.08	
口 米	(6.685)	536.99	1 石につき 80.328 匁
口 銀		163.2	
合 計	*(223.694)	5,489.16 23,039.77	免定の記載 皆済目録の記載

(注) 免定では( )を付けた数字が記載されているが、皆済目録では銀納になっている。

\* 口米を含まず。

二・三匁、天明三年に一三・三匁、寛政二年（一七九〇）に一三・六匁と増額されているのである。

これらの負担のほかに、幕府直轄領に村高に依じて賦課されていた、いわゆる高掛三役や、代官所の経費として村高に依じて賦課されていた口米・口銀を負担していたことがわかる。

**有馬温泉** 有馬温泉の年中行事の一つとして、今でも多くの有馬温泉の年中行事の一つとして、「入初式」がある。

現在では、温泉中興の恩人である行基上人と仁西上人の木像を御輿に乗せて、温泉寺から有馬小学校講堂に運び、新しい湯をくんで木像に注ぎ、入初めを行っている。この式場では、湯女姿の芸妓一二人が入初めの歌を歌うことになっている。この一二人とは、一二坊それぞれに大湯女・小湯女が入湯客の世話をしていたことに因んだものである。

この「入初式」など年頭の様子を、宝暦五年の「年寄下役年中覚書」からうかがってみよう。

元日の朝には、湯口に立松注連飾りや供物を供え、惣代・各町の年寄、寺院衆が集まり、年礼を行った。二日の午後（巳の上刻〜未の下刻）に、温泉寺から湯元まで行基・仁西両上人の木像を御輿に乗せてかつぎ、入初式が行われた。

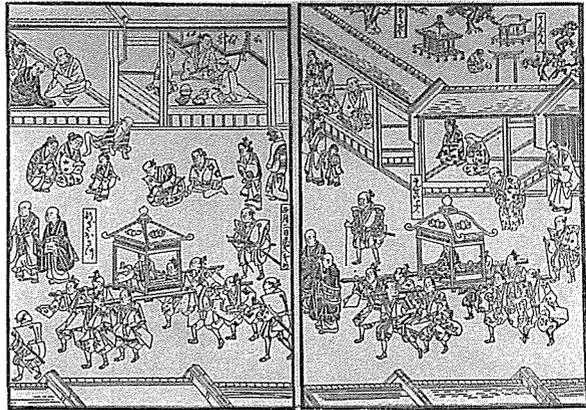


写真 101 有馬温泉入初式

表 108 有馬温泉関係の写本・版本等(2)

表 題	作 者	成立年代	種別	備 考
有馬山温泉記追加	河 合 章 堯	享保 1(1716)	地誌	貝原益軒の「有馬湯山記」を補足
有馬温泉手引草	有 馬 一 の 湯	享保 2(1717)	地誌	
遊馬山温泉記	深 見 玄 岱		地誌	幕府儒者
有馬温泉古由来	有 馬 榎 並	享保 2(1717)	地誌	
有馬の道記	山 緑 斎 貞 柳	享保15(1730)	紀行	大坂の俳人
摂州有馬細見図独案内	大 岡 春 卜 他	元文 2(1737)	地誌	寛政元年再版
有馬山温泉記	堀 正 超	元文 3(1738)	地誌	安芸広島藩儒医
有馬之日記	井 上 布 門	元文 3(1738)	紀行	大坂の俳人
有馬勝景図	橘 守 国	寛延 1(1748)以前	地誌	天明 2 年再版
有馬温泉由来		寛延 3(1750)	地誌	
温泉名勝誌	後 藤 義 方	寛延 4(1751)	地誌	
温泉紀行	吉 見 幸 和	宝暦 4(1754)	紀行	名古屋東照宮祠官
湯女風俗絵	雪 圭 斎 岡 本 昌 房	明和 5(1768)頃	絵画	
有馬六景	狩 野 永 良	明和 7(1770)	絵画	
有馬たたひ越	三 宅 嘯 山	安永 8(1779)	紀行	近江儒者
有馬日記	本 居 大 平	天明 1(1781)	紀行	国学者
有馬温泉への道の記	本 居 大 平		地誌	

(注) 種別は、『国書総目録』の分類を基準とした。

資料: 風早 恂編『有馬温泉史料』上・下, 『国書総目録』

なお御興番は、子卯午酉の年は北之町・上谷町・下谷町、丑辰未戌は上道町・札之町・魚棚町、寅巳申亥は瓢箪町・下菩提町と決まっております、毎年一人を出すことになっていました。その後、御所坊方において羅漢式が行われ、酒食を供している。

十一日には「帳綴之儀」が行われ、新年の町方に必要な諸帳簿が整理されるのである。このように、毎年湯山町では新年を迎えていた。

**有馬温泉関** この時期の有馬温泉関係の版本類 系の版本・写本について

てまとめてみると、表108のようになる。この時期には、絵図や絵画によって温泉を紹介したものが増加している。有馬温泉の全景を一枚で示したものと

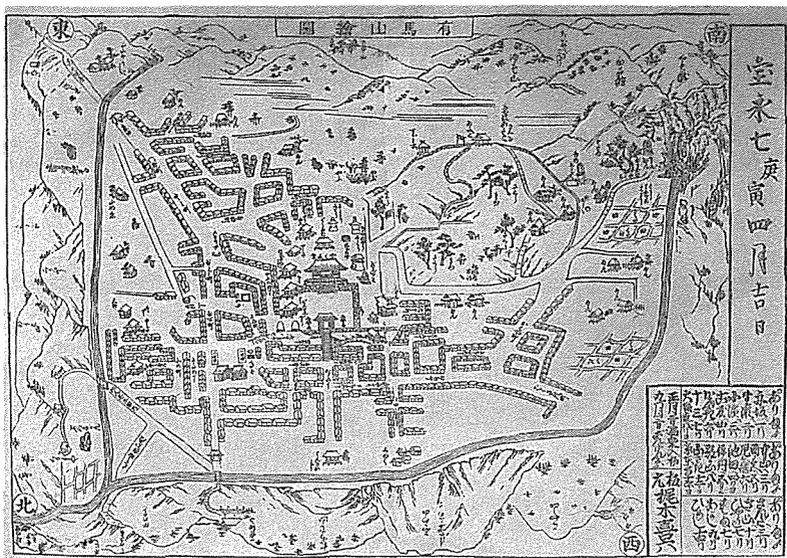


写真 102 宝永7年有馬山絵図

ては、宝永七年四月の「有馬山絵図」がある。この絵図には、有馬から周辺の三田・船越等への距離を表示している。元文二年の「摂州有馬細見図独案内」は、大岡春卜が有馬温泉に入湯の節に描いた草稿を基に、弟子の法橋江阿弥卜信が清書したものである。春卜（二六八〇～一七六三）は、大坂の人で、狩野派を学び、画家としてだけでなく「画巧潜覧」「明朝紫硯」等の多くの版本を刊行して絵画の発展に寄与した人物である。有馬の絵図の下には、宿屋と湯女の名前が、一ノ湯・二ノ湯ごとに列記されており、史料としても興味深い。

明和五年（一七六八）ごろには、浮世絵師、雪圭斎岡本昌房が、御所坊や兵衛の湯女を描いている。「湯女風俗絵売所、有馬小山屋源八」とあり、有馬温泉の湯治客の土産用に、湯女の浮世絵が売られていたのであろう。

このように、従来の地誌のほかに、今日の観光

案内図や絵葉書に相当するものが刊行されている。また、有馬温泉の名を広めようとする努力も行われている。河上・余田等の有馬温泉開発者の末裔の人々が、左大臣九条尚実に詩歌を依頼し、京洛の貴顕の詩を収め、狩野永良に有馬六景の絵を描いてもらっている。それが明和七年の「有馬六景」である。この製作費として狩野永良は金五兩一分、銀四匁七分五厘を受け取っている。これらのことは、有馬温泉が、単に病気の療養をする湯治場としてだけでなく、入湯に伴う観光地としても発展しつつあることをうかがわせる。

この時期の文人の著作も残されているが、その一つとして、本居大平（一七五六～一八三三）の「有馬日記」についてみてみよう。本居大平は、国学者本居宣長の養子となり、宣長の国学の継承・発展に努めた人物であった。大平は、天明元年八月二十日に京都を出て、夕方に伏見に着き、そこから船で神崎に夜明けごろに着いた。そして伊丹―中山寺―川西―船坂を経て有馬に着き、九月十四日まで滞在している。その間九月三日の温泉神社の奉納相撲を見たり、四日には東本願寺光遍の入湯の行列を見物したりしたことが記され、入湯中に作った長歌や短歌も記されている。

## 5 名所記の出版

『福原鬢鏡』と 延宝八年（一六八〇）二月十八日から、須磨寺で本尊や宝物が開帳されることになった時、『兵庫名所記』 村尾一風・山田博宥の二人は、この開帳時に参詣する人々の「道しるべ」のよすがに、道中の名所・旧跡を集めた案内書を出版しようと思ひ立った。それがこの『福原鬢鏡』であるという。

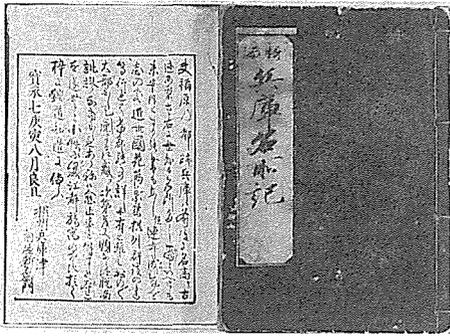


写真 103 『兵庫名所記』(部分)

近世でも早い時期の旅行案内書に属するであろうが、名所・旧跡の説明は簡単で、それぞれに和歌、とくに俳諧を添えているのが特徴で、俳諧集の趣がある。その俳諧も沿道地元作者の句が多く収録されていて、地域文化を考えるうえにも貴重な出版といえるであろう。

内容は、「神崎」の渡しの風景から始まって、須磨に至る道中の名所・旧跡およそ九〇カ所、うち市域では山路城趾・菟原住吉・雀松原・乙女塚・求塚・敏馬浦・布引滝から須磨寺・教盛石塔・境川まで七〇カ所をあげている。例えば、乙女塚では万葉集のうなひ乙女・ちぬ男、太平記の小山田太郎高家討死のことを載せ、「舞蝶や神楽をさうし乙女塚」という兵庫久遠寺日到的句を添えているといった形である。

また須磨寺については、「上野山福祥寺ト号ス」という説明だけで、句も「笛竹の青葉をふくや風の音」(高橋 立意)の一句のみである。寺に関する案内は、寺側に参詣者向けの一枚刷りなどがあるのかもしれない。いずれにしてもこうした案内書の出版が、秘仏の開帳といった宗教的行事に触発されていることは、なお当時一般的には、旅行もそうした契機による場合が多かったことを示している。

『兵庫名所記』は、宝永七年(一七二〇)の刊行、発行は兵庫の菊屋新右衛門である。新右衛門はその目的について、俳諧や和歌の書に加えて『撰陽群談』などもすでに世に出ているが、いずれも大部で利用に不便であり、福原の都跡である兵庫近辺に多い名所・旧跡を中心に

した適当な案内書が要ると痛感したと、後書きで述べている。したがってその内容も、『撰陽群談』のような地誌的形態をとらず、その詳しさも適度に抑え、名所・旧跡ごとに説明を加えて、関係の和歌を引用するという簡潔な案内書の内容になっている。

ただ例えば菟原住吉の項では「此の所茶屋数多あり」と記し、あるいは楠木正成の墓碑のように、当時の新事跡についても絵入りで碑文まで紹介するなど、名所・旧跡といえば歌枕か、古典にみえる故地という当時の趣向を背景にしながらも、新事跡も取り入れ、実用と趣味を兼ねた旅行用名所案内を目指している。近世後期に盛行するいわゆる絵入り名所記の先駆ともいえるであろう。東は西宮から兵庫はもろん西は須磨まで、菟原・八部両郡にわたっておよそ一四七項、うち市域に関する分は一一四項が採りあげられている。

『撰津名所図会』と名所記といえは、安永ノ寛政期にかけて次々と刊行された『浪花のながめ』、『都名所図』、『播磨名所巡覧図会』、『東海道名所図会』などがすぐ想起される。市域に関しては、寛政八ノ十年（一七九六ノ九八）に刊行された『撰津名所図会』と享和三年（一八〇三）跋文の『播磨名所巡覧図会』が最もなじみ深い。

『撰津名所図会』には、およそ三〇〇項にわたって市域（須磨区以東）のいわゆる名所・旧跡、和歌に詠まれた故地や地元の名産などが紹介されている。現在伝承されている類はまずここに網羅されているといえる。そのうちから古典に関する事跡を抜き出してみたのが表10である。数のうえで多いのはやはり、『平家物語』や『源平盛衰記』など平清盛や源平の合戦にちなむ事跡である。伝承地が古典の記事にみえる場合もあるが、義経稚木（藍那村）、能登殿篋竹（八多庄）、弁慶裏書きの奥蔵寺大般若経（附物村）などの記事は古典にもみえ

第七節 交通・通信網の展開

表 109 『撰津名所図会』の市域内名所・旧跡(抄)

関係する主な古典	名 所 ・ 旧 跡
平家物語	河原兄弟墓, 旗塚, 梶原二度懸所, 福原古都, 差方塚, 築島, 若狭守経俊墓, 経正琵琶塚, 萱の御所旧蹟, 内裏蹟, 平知章墓, 監物太郎頼方墓, 平通盛墓, 木村源五墓, 平盛俊墓, 平忠度塚, 重衡松, 一の谷, 鴨越, 熊谷・平山一二懸, 敦盛石塚, 多井畑鷲尾旧屋, 丹生谷鷲尾旧屋
源平盛衰記	景季花籠所, 祥福寺 灯爐堂古蹟, 義経椎木, 能登殿篋竹, 奥蔵寺, 旗立石, 願成寺 小宰相局塔
太平記	楠正成墓, 広厳宝勝禪寺, 福厳禪寺, 遠矢浜, 淡川, 摩耶古城, 小山田太郎討死(処女塚)
万葉集	処女塚, 須佐入江, 真野榛原, 敏馬浦
伊勢物語	布引滝
源氏物語	須磨海, 光源氏旧跡
(謡曲 村雨) ( " 敦盛)	松風・村雨旧跡, 衣懸松 敦盛萩

ず、在々で伝承されていたものを収録したとみられるが、その考証を超えた内容はいかにも近世人の好奇心の旺盛さを表しているともいえる。

謡曲にみえる事項もある。松風・村雨旧跡(村雨)や生田社の敦盛萩(敦盛)などである。謡曲もまた当時の教養の一つであったことがうかがえる。

市域西部の播磨地域については、宝暦五年(一七五五)跋文の『播磨古跡考』、明和九年(一七七二)刊行の『播磨めぐりの記』、そして前記『播磨名所巡覧図会』などがある。もっとも当時刊行されなかった地誌的記録には、宝暦十二年自序の「播磨鑑」があることはよく知られている。

『播磨名所巡覧図会』全五冊のうち、市域に関する部分は巻一、二にある。内容体

表 110 『播磨名所巡覧図会』の市域内名所・旧跡(抄)

区 分	名 所 ・ 旧 跡
古 城 跡	枝吉城跡, 下津橋城跡, 伊川城跡, 榛谷城跡, 神出城跡
古墳・石造地	遊女塚, 千壺, 岩家, 狐塚 塩屋, 垂水, 薄野, 烏崎, 舞子浜, 山田, 猿負坂
山 川	雄子尾(雄岡山), 雌子尾(雌岡山), 清水川
木 石	野中清水, 夜啼き松, 妹背の松, 梅が鼻, 木葉石
旧 家	奥畑村佐藤氏宅

との間に片木を差し込んだ話や、仁王門より一丁来た所の坂で転ぶと短命になるので片袖をちぎり捨てるといふ話、さらには野中の清水の森にある夜啼き松の皮を、燃やして幼児にみせれば夜泣きがやむといった話は、やはり当時間も旅行者にとっては恰好の話題と目されたのであろう。

庶民の旅 文人の旅  
さて一般の旅行には、居住地の町村役人が発行する往来手形が必要であったことはよく知られている。しかし近世中期には、米・干鰯・酒・油をはじめ全国的に商品流通が進み、大名の参

裁とも『摂津名所図会』とよく似ている。ただ始まりは神崎、尼崎から、市域に当たる菟原・八郡郡を通って播磨に及んでおり、巡覧の起点が大坂になっているのは、旅行者や需要の層の厚さを考慮したものであろう。

ここに採りあげられている市域の事項はおよそ一九九項、うち摂津の部分が一五六項で、『摂津名所図会』とほとんど同じ項目である。残る四三項が市域播磨側の項目で、主な寺社のほか、古墳の千壺(五色塚)・岩家(舞子の古墳群)・狐塚、城跡の枝吉・下津橋・伊川・榛谷(楯谷)・神出、『源氏物語』の岡部の館、播磨十水の第一として野中の清水、奥畑村の木葉石(化石)などをあげている。また太山寺は参詣者が多く、願をかけて参籠する者もあり、境内には精進料理屋が二軒あったことを載せ、重五右衛門が力試しに仁王門の柱を抱えあげ、礎石



写真 104 往来手形

勤交代なども関係して街道も整備され、それにつれて人々の動きも当然活発になった。こうしてなお種々の制約はありながら、旅行もしいに一般化する傾向にあった。

村に残されている往来手形には商用か四国巡礼の場合が多く、時には関所手形の残っていることもある。

四国巡礼の場合は、その文言も「この度心願これ有り四国巡拝に罷り出で候間、その御地において万一頓死

頓病差し起こり候とも、この方へお知らせに及ばず、その御地御定法通り御取り計らい下さるべく候」という意味のことが必ず記されていて、巡礼者のもつ特別の厳しさをうかがわせている。

関所手形の方は、たとえば幕府領村々年貢米の江戸納付のために、納庄屋が出府するといった公用の場合にみられ、代官手代などが発給し、江戸への往復に通る関所あてになっている。

村民の旅で最も親しまれたのは、やはり前述のような秘仏の開帳や西国三十三カ所の巡拝、あるいは伊勢講などによる伊勢参りなどであったとみられるが、これらの場合は信仰による参詣というほかに、名所巡りの旅行という性格も強かった。伊勢講などは、世話役がいて講中の親しい仲間が一緒に参加する団体旅行となっていた。

学者・文人・画家などの旅行には、その紀行の残されていることがあ

る。江戸で生まれ育った司馬江漢が長崎へ遊歴した時、兵庫を通過して



第七節 交通・通信網の展開

表 111 福原三十三番観音札所  
(『兵庫名所記』)

番号	寺名	所在
1	葉仙寺	兵庫
2	法立寺	東尻池村
3	海泉寺	駒ヶ林村
4	慈眼寺	駒ヶ林村
5	松源菴	駒ヶ林村
6	松月菴	駒ヶ林村
7	正福寺	野田村
8	浄徳寺	東須磨村
9	福祥寺	西須磨村
10	勝福寺	大手村
11	禅昌寺	板宿村
12	妙楽寺	池田村
13	福寿菴	長田村
14	長福寺	夢野村
15	願成寺	鳥原村
16	靈善寺	石井村
17	東福寺	奥平野村
18	宝池院	荒田村
19	龍泉寺	坂本村
20	福徳寺	花熊村
21	極楽寺	兵庫江川町
22	神宮寺	兵庫七宮
23	西光寺	兵庫
24	恵林寺	兵庫江川町
25	法界寺	兵庫西宮内町
26	米迎寺	兵庫島上町
27	金光寺	兵庫西中町
28	福厳寺	兵庫門口町
29	福海寺	兵庫西柳原町
30	永福寺	兵庫南中町
31	能福寺	兵庫北遊瀬川町
32	真福寺	兵庫
33	真光寺	兵庫

る。この時は陸路を東へ向かっているが、その日の宿泊地西宮までの間では、時節がら岡本の梅のことしかあげていない。

市域のうち、西国街道が縦貫していた六甲南麓沿いでは、やはり灘・銘酒・御影石・布引滝・楠公碑・築島・清盛塚・須磨寺・一ノ谷合戦跡・敦盛の石塔・五色塚といった所が最も親しまれたとみえる。

また「名所記」のほかにも木版の刷り物は多く、村や宿場をつないだ概念図式の携帯用「道中絵図」や旅行の心得も記入した「道中記」、寺社や名所の案内用の一枚刷り、付近の名所案内を兼ねた宿屋の広告などまであらわれている。

その一つに、村の伊勢講を目当てに発行した御定宿案内の一枚がある。伊勢への道中の宿が記されている

なかに「兵庫御定宿脇本陣升屋長右衛門」の欄があって、そこには「当津入口に宿引き多く出で候て、悪口申し候とも御取り上げこれなく、御光来のほど待ち奉り候」とある。当時兵庫津は街道筋の宿場で旅籠も多く、津中の入り口は東の湊口、西の柳原口にそれぞれ門があった。この文言からすると、その入り口付近には宿々から客引きが出ていて、相手宿の悪口を言い合って客を呼び込もうとしているにぎやかな情景が想像できる。

こうした寺社巡拝が盛んになるにつれ、各地で模倣順拝路も生み出されていった。市域にかかわる例では、例えば福原三十三カ所観音巡拝(表Ⅲ)や、一郷庄内といった身近なものでは八部郡山田三十三カ所、播磨では市域の近江寺や性海寺を含む播磨一國規模の播州西国三十三カ所などがあげられる。